

## 平成18年6月2日(金曜日)

### 出席議員(40名)

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員(1名)

19番	伊賀昭治	議員
-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	表 辰 祐
助 役	小 山 茂 則	商工観光課長	坂 井 信 男
教 育 長	水谷内 祝 盛	上下水道課長	澤 賢 造
参事兼総務課長	苗 山 雅 幸	参事兼住民課長	林 富 士 雄
財政担当課長	澤 伸 一	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	岡 野 昇
企 画 課 長	大 村 義 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
情報担当課長	広 瀬 康 雄	保健環境課長	小 林 玉 樹
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	福 祉 課 長	金 岩 進
税 務 課 長	永 源 勝	保育担当課長	谷 敏 則
会 計 課 長	小 山 三 雄	介護担当課長	松 栄 哲 夫
参事兼監理課長	藤 井 博 昭	社会福祉協議会 事 務 局 長	大 森 一 義
地籍担当課長	長谷川 良 次	教育文化課長	後 藤 和 雄
シルバー人材センター 事 務 局 長	八 尾 登喜夫	生涯学習課長	吉 田 外喜夫
土木建設課長	澤 井 昭 範	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	服 部 顕 了	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第1号）

平成18年6月2日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案一括上程 報告第1号～報告第10号、議案第40号～議案第52号、請願第2号  
（提案理由説明）

午前10時00分 開会

#### 開会・開議

議長（作間七郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は40名です。

ただいまから平成18年第3回中能登町議会議定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（作間七郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、20番 水野外二君、21番 山森 功君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（作間七郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの12日間とすることに決定をいたしました。

#### 議案の上程

議長（作間七郎君） 日程第3 議案の一括上程

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

報告第2号 専決処分の承認を求めること

について（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町一般会計補正予算）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町老人保健特別会計補正予算）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町水道事業会計補正予算）

報告第9号 平成17年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第10号 平成17年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

議案第40号 中能登町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第41号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

議案第42号 中能登町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

議案第46号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第47号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第48号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第49号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第50号 町道の路線認定について

議案第51号 指定管理者の指定について

議案第52号 指定管理者の指定について

請願第2号 誰もが安心して暮らせるよう皆保険制度の堅持と改善を求める国への意見書提出の請願書

以上、報告10件、議案13件、請願1件を一括議題といたします。

町長から報告及び議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） おはようございます。本日からよろしくお願いをいたします。

本日ここに、平成18年第3回中能登町議定会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回提案いたしました主な内容について順次ご説明をいたします。

まず、報告第1号 中能登町税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものであります。この条例は、地方税法などの一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第2号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものであります。この条例は、公的年金控除の見直しと老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税負担が増加する高

齢者への措置を講じたものであります。

次に、報告第3号から報告第8号までは、平成17年度補正予算について、事業費の確定に伴い3月31日付をもって専決処分を行いましたので報告するものであります。

まず報告第3号 平成17年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,475万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,740万9,000円としたものであります。

また、第2表の地方債補正及び第3表の繰越明許費につきましては、事業の確定によりそれぞれ必要額を計上したものであります。

次に、報告第4号 平成17年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,720万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,624万円としたものであります。

次に、報告第5号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定においては歳入歳出それぞれ1,525万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億333万7,000円とし、介護サービス事業勘定において歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6万円としたものであります。

次に、報告第6号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、予算総額には変更なく、各項目において組み替えを行ったものであります。

次に、報告第7号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ865万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,244万1,000円とし、あわせて地方債の変更を行ったものであります。

次に、報告第8号 平成17年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入で72万8,000円を減額し3億8,389万

1,000円とし、収益的支出では80万5,000円を減額し3億8,381万4,000円としたものであります。また資本的収入では86万2,000円を減額し2億9,664万7,000円としたものであります。

以上の報告案件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し専決処分の承認を求めるものであります。

次に、報告第9号 平成17年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。道路新設改良事業を含めた10件についての翌年度へ繰り越す繰越計算書であります。

次に、報告第10号 平成17年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。道路新設改良事業に伴う支障物件移設工事2件についての翌年度へ繰り越す繰越計算書であります。

次に、議案第40号 中能登町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、複数年にわたって契約を締結することが一般的であるものや安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれのあるものについて、長期継続契約を締結することができるよう定めるものであります。

次に、議案第41号 中能登町課制条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、課の業務分担の一部見直しにより改正を行うものであります。

次に、議案第42号 中能登町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、指定管理者の募集及び候補者選定委員会などについての項目を追加するものであります。

次に、議案第43号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、国家公

務員において休息時間が廃止され、7月1日より改正施行されることに伴い、当町においても所要の改正を行い、休憩時間の見直しを行い、休息時間を廃止し勤務時間終了時間を午後5時30分とするものであります。また、以前より県から指導のありました男子の育児休暇と子の看護休暇の特別休暇を新たにつけ加えたものであります。

次に、議案第44号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、合併前の旧町の報酬額で支給しております議会議員の報酬につきまして、統一する必要性から先般、中能登町特別職報酬等審議会を開催し、審議結果を答申していただきました。つきまして、審議会の答申に基づき、議会議員の報酬を月額23万5,000円として提案させていただくものであります。

次に、議案第45号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、選挙の開票に立ち会いをお願いする方への報酬額について、日付を超えた場合についての規定を整備するものであります。

次に、議案第46号から議案第49号までの平成18年度補正予算に関する議案についてご説明をいたします。

まず、議案第46号 平成18年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,152万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億3,582万3,000円とするものであります。

主なものとして、第3款民生費におきまして、児童手当の支給対象が現在の小学校3年生から6年生まで拡大するなどの児童手当法の一部改正により2,915万円を増額計上するものであります。

また、先日社団法人となりました中能登町シルバー人材センターが行う金融機関との当

座勘定借越契約に係る損失補償の債務負担行為を行うものであります。

次に、議案第47号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ495万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,206万3,000円とするもので、平成17年度の精算に伴うものが主な点であります。

次に、議案第48号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、鹿島東部クリーンセンター水処理設備工事に伴う債務負担行為を行うものであります。

次に、議案第49号 平成18年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、石綿セメント管更新事業に係る事業費として資本的収入で5,221万円を追加し3億1,707万9,000円とし、資本的支出では6,884万円を追加し4億5,379万8,000円とするものであります。

次に、議案第50号は、町道の路線認定についてであります。今回、金丸地区と西馬場地区から要望のありました道路について町道に路線認定するものであります。

最後に、議案第51号及び議案第52号は、指定管理者の指定についてであります。中能登町高齢者等支援施設であります在宅複合施設ほのぼのとデイサービスセンターいこいについて、管理委託制度から指定管理者制度へ9月1日から移行いたしたく提案するものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただき、適切なるご承認とご裁可を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（作間七郎君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

散 会

議長（作間七郎君） 以上で本日の日程は

終了いたしました。

来る5日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時20分 散会

## 平成18年6月5日(月曜日)

### 出席議員(40名)

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員(1名)

19番	伊賀昭治	議員
-----	------	----



説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	表 辰 祐
助 役	小 山 茂 則	商工観光課長	坂 井 信 男
教 育 長	水谷内 祝 盛	上下水道課長	澤 賢 造
参事兼総務課長	苗 山 雅 幸	参事兼住民課長	林 富 士 雄
財政担当課長	澤 伸 一	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	岡 野 昇
企 画 課 長	大 村 義 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
情報担当課長	広 瀬 康 雄	保健環境課長	小 林 玉 樹
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	福 祉 課 長	金 岩 進
税 務 課 長	永 源 勝	保育担当課長	谷 敏 則
会 計 課 長	小 山 三 雄	介護担当課長	松 栄 哲 夫
参事兼監理課長	藤 井 博 昭	社会福祉協議会 事 務 局 長	大 森 一 義
地籍担当課長	長谷川 良 次	教育文化課長	後 藤 和 雄
シルバー人材センター 事 務 局 長	八 尾 登喜夫	生涯学習課長	吉 田 外喜夫
土木建設課長	澤 井 昭 範	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	服 部 顕 了	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第2号）

平成18年6月5日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

報告第1号～報告第10号、議案第40号～議案第52号

日程第2 常任委員会付託

報告第1号～報告第10号、議案第40号～議案第52号、請願第2号

日程第3 休会決定の件

午前10時00分 開議

### 開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は40名です。

議員定数の半数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

### 議案質疑

議長（作間七郎君） 日程第1 議案質疑  
これより、報告第1号から第10号及び議案第40号から第52号までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。

38番 杉本平治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） おはようございます。

それでは、議長より発言許可がありましたので質疑を行いたいと思います。

まずその初めに、私、議場へ入りまして質疑の順序表をいただきました。1番、2番、2人だけだということにここに書いてあります。何となしに議員41人の中に2人だけが質疑をするということ、少し気の抜けたようなそういう感じを受けますし、また私、今日まで25年間議員活動を行ってまいりましたが、質疑は一般質問の前段として、やはり重要な事項だと考えております。初日に町長より提案をされ、課長の説明を受けて、それなりにお互いに議員は質疑というものがあってしかるべきでなかろうかと私は考えるんです。

議会の活性化ということを考えて場合、私は今回、諸般の事情は察しますが、諸般の事情は私も一緒でございます。そういうことを考えますと、この2人ということにつきまして大変残念に思う次第であります。

それでは、前段を終わりましたして質疑に入ら

せていただきます。

ページ数、58ページよりお願いをいたします。

この中に、財調に積立金3億5,970万7,000円を計上してあるわけでありまして、町長は説明の中で累計といたしまして、現在42億3,573万円あるとの説明でありましたが、これからの平成18年度の事業計画の中にどれだけを取り崩しをしているのか。予定額がありましたら金額の説明と、今後合併特例債を17年度と18年度との支出総額というか、どれだけぐらいを合併特例債として事業の中に消化していくのか。その点について説明を願いたいと思います。

行ったり来たりいたしますが、ご容赦のほどをお願いいたします。

次、171ページであります。

中能登町の長期継続契約を締結することができるという契約を定める条例の制定でございます。議案第40号でございますが、この契約に基づく数年度にわたる契約とは慣習上の複数年度とは何年ほどを町長は考えているのか。その点についてお願いをいたします。

次、177ページでございます。

第43号でございます。中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この中で179ページに出ております一覧表の中で、現時点で適用職員と今日まで思われておられた方が、またそういう希望を持っておられた方が町の方へ申し出られたことがあるのかどうか。それらの要望件数が今日まであったのかどうか。

それと同時に、あったとしたらそれらの処理方法は、この新しい改正する条例ができない以前でございますから、どのように処理をされていたのか。その点について、ありましたら報告願いたいと同時に、この条例の適用により職員からの要望が出た場合の予算措置はどのようになっているのか。この点につい

て答弁を願いたいと思います。

次に、ページ数180ページでございます。

議案第44号といたしまして、中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。端的に言いますと、条例改正でございます。金額的には現状から見ればアップということになるわけでございます。それで、3点にわたりましてこの点について報告を求めたいと思います。

町長は提案の中で、報酬審議会での答申があったからこれを認め、この答申内容に沿って条例案を提出したということになっておりますが、報酬審議会の答申、私見ておりません。どのような理由でこのような答申が出てきたのか。当然、答申は理由を書いていると思いますので、それについて答弁を求めたいと思います。

2番目に、現在、定数は42名でございますが41名の議員で構成しているわけでありまして。現在数での議員報酬の総額と、41名の議員報酬の総額と、新定数が6月25日の選挙によりまして20名となるわけでありまして、今回提案された引き上げ案に基づいてこの20名の議員の報酬総額どうということになるのか、どれだけの違いが出てくるのか、その点について報告を願いたいと思います。

3番目に、平成18年度の3月議会で議案第10号で町職員の給与の改定が行われました。端的に言いますと引き下げでございます。平均4.8%の引き下げであったわけでありまして。今日、実施されているのであります。

その平均4.8%、平均金額にしたら町職員幾らになるのか。そのことによりまして、前年度から見れば職員の定数は減少はあろうかと思いますが、4.8%の引き下げで総額にしてどれだけ減額になっているのか。その点について答弁を求めたいと思います。

次に、ページ数、戻りまして168ページであります。

平成17年度中能登町一般会計繰越明許費繰

越計算書でございますが、この中で鳥屋小学校の耐震工事費1億5,930万円丸々が平成17年度の予算から18年度へ繰越明許されております。お聞きいたしますと、国の予算との関連上こういうことになったという説明でありました。それはそれなりにわかりませんが、お聞きしたいのは、今後、各学校の耐震診断というのは全部診断書はできているわけでありまして。そういうことを考えまして、鳥屋小学校の耐震工事費だけで1億5,930万円でございます。一般財源で4,500万円の支出でございます。起債が5,300万円。合計いたしますと中能登町に支払わなくてはいけない金額というのは約1億円あるわけでありまして。

こういう中で、現在残っている診断を済ませた各学校の工事というのも予想されると思うんです。先般の私の議会の質問の中で、水谷内教育長は順次学校の耐震工事というのは行っていきたいというそういう答弁をいただいているわけでありまして、金額的には予想される金額というのはどのようになっていくのか。鳥屋小学校だけで約1億6,000万円。各学校総計いたしますとどれくらいになるのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

以上で質疑を終わります。

議長（作間七郎君） 澤財政担当課長

〔財政担当課長（澤 伸一君）登壇〕

財政担当課長（澤 伸一君） 杉本議員の質問にお答えします。

中能登町の財政調整基金の現在の総額であります。42億3,567万3,000円であります。平成18年度の財政調整基金の取り崩しを予定している金額は9億1,253万6,000円であります。平成18年度における合併特例債の使うものとしましては、CATVで12億9,680万円、そのほかに合併のまちづくり基金として15億6,980万円であります。平成17年度ではイントラネットの基盤施設整備事業で2億2,540万円を使用しております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕  
参事兼総務課長（苗山雅幸君） 杉本議員  
の提出した議案に対する質疑に対しましてご  
説明を申し上げたいと思います。

まず議案第40号の件でございますが、中能  
登町長期継続契約を締結することができる契  
約を定める条例の制定についてであります。

この中で、この契約に基づく数年度にわた  
る契約とは、習慣上の複数年度とは何年ほど  
が考えられるのかということでございますが、  
この条例による契約として考えられる契  
約には、一般的に物品のリース契約と施設の  
管理契約がございます。商慣習上の複数年度  
では物品の減価償却期間、すなわち耐用年数  
に応じてリースされることとなりますので、  
原則としてリース期間を契約期間とすること  
となります。ちなみに5年から7年程度でな  
いかと考えております。

また、施設等の管理契約では警備事務など  
の施設の管理業務が主なものになりますが、  
二、三年ほどと考えられます。しかし、個々  
の役務の提供内容により検討をすることが必  
要になるかと思えます。

次に、議案第43号についてご説明を申し上  
げたいと思います。中能登町職員の勤務時  
間、休暇等に関する条例の一部を改正する条  
例について。現時点での適用職員と思われる  
件数があつたかと考えられるのか、その処理  
方法はどうしていたのかというご質問でござ  
いました。

男性の育児休暇につきましては、平成17年  
度に当てはめてみますと該当する職員は4人  
いたかと思われま。また、子の看護休暇に  
ついてもあつたと思われま。職員に与えら  
れている年休内での処理をしておりま。

なお、中能登町職員の年休の使用日数は17  
年度で平均で5.2日となっております。

次に、議案第44号 中能登町議会の議員の

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改  
正する条例についてであります。報酬審議会  
での答申だとのことであるが、その引き上げ  
の答申理由についてということございま  
す。

5月16日付で、中能登町特別職の報酬等の  
額についてということで特別職報酬審議会の  
会長の方から町長あてに答申がなされまし  
た。その中で議会議員の報酬につきましては  
月額23万5,000円とするものであります。

審議の経過及び内容についてご説明を申し  
上げたいと思います。

在任特例期間中の報酬額は旧町それぞれの  
報酬額であったが、在任特例期間が満了する  
ことに伴い、報酬額の統一の必要が生じてい  
る現状である。よって、今回招集された特別  
職報酬審議会では、議会議員の報酬について  
集中審議を行い、次のような意見が出されて  
おります。

一つ、町の規模や他町を比較して20名の議  
員定数は多いのではないか。議員定数の見直  
しを検討されたい。

一つ、町の産業経済が冷え込んでおり、特  
に商工業の廃業がふえている状況を認識さ  
れ、新たな地域活性化策や企業誘致など議会  
としても政策提案を行うよう知恵を出され、  
活発に活動されることを強く要望する。

一つ、統合中学や鹿島地区の小学校統合、  
並びに本庁舎の問題など懸案事項が山積して  
おり、早期の解決を望む。

以上のことから、新生中能登町議会議員は  
町民からの大きな期待と責任を受けているこ  
とを自覚するとともに、住民の代表としてみ  
ずから意識を持ち、より一層襟を正され、議  
会議員の責務と役割を果たされることを念願  
し、上記金額が適正であると判断をしたとい  
う答申書の内容でございます。

そこで次に、現時点での議員の報酬額と改  
正による総額を明示していただきたいという  
ご質問でございました。現時点での報酬総額

は月額で876万2,000円であります。提案のとおり改正されれば月額で478万6,000円というふうになります。

次に、職員の給料が4.8%減額されたが、それに対するどれだけの減額かということでございますが、今回の給料の引き下げにつきましては、生活給というようなことから改正前の給与が保障されます。そういうことから減額というものが生じていないわけでございます。減額となりますのは職員数が昨年6名ですか7名ですか、やめた職員の給料のみが減額となったというものでございます。

以上が私に課せられた質問かと思えます。よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 杉本議員の最後のご質問になるかと思えますが、お答えしたいと思えます。

杉本議員がおっしゃったように、明許繰越の計算書の1億5,930万円とおっしゃったかと思うんですが1億5,330万円です。これは鳥屋小学校の耐震工事の費用でございます。

これに関連して、残った中能登町の教育施設の改修、改善工事を今後どうするつもりかというご質問かと思えます。またあわせて、それらを耐震工事をすれば総額で幾らになるかというご質問でございますけれども。

残っているところは旧鹿島町の中学校、そして4校小学校がありますが久江は問題ありませんので3校の小学校だと思えますけれども、この耐震診断の結果を見ますと、その建物によって耐震の程度が大きな差が出てきているわけです。耐震にはA、B、C、Dの4段階で診断されておりますけれども、Dが一番危ないという耐震結果でございます。Aは大丈夫という結果でございますけれども。その建物によって、あるいは同じ学校でもこの棟がよくないとか、この棟は大丈夫、そういう結果が出ておりますので、先に申し上げま

した今後総額幾らになるかということは、私は全然まだつかんでおりません。

そういうことでございまして、この前ご質問に答えたように、残った校舎は順次耐震工事をしていきたいと私は答えたわけでございますけれども、鳥屋小学校の工事を見ますと1億5,000万円、そういうことから想像しましてもかなりの金額になり、困ったなと思っているのが現状でございます。

したがって、今、統合検討委員会で小学校、中学校の統合を考えられていますので、どの校舎を使い、どの校舎が空き校舎になるかということがわかってきますので、今後どの校舎を耐震にし改善していくかということの関係者、そして議員の皆さん方にお諮りしながら進めていきたいと思えますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） それでは再質問をさせていただきます。

数字というのを今述べられましたので、なかなか数字というものをすぐ受けとめるというわけにはいきません。いきませんが、大体の数字でご勘弁を願いたいと思えます。

まず初めに、質問いたしました財調につきまして平成18年度で約9億1,000万円ほど財調を取り崩しいたしたい、そういう報告であったと思うんです。それから合併特例債を使うということに関しましては12億円、それからまちづくりに15億円という。12億円は今のケーブルテレビのことだと思うんですが、まちづくりに15億円という、そういう合併特例債を使いたいというそういうことを報告されました。

当然、合併特例債にいたしましても該当する金額の70%ははね返りをいたしますが、30%は持ち出しということになるわけでありまして。そういう中での合併特例債、当然、借金というのはどうであればはね上がってくるわ

けであります。

それで再度お尋ねいたしますが、基金の取り崩し、それから合併特例債を使った場合の経常経費の支出というのは想定される、約これくらいは想定されるのではないかというところが計算上できるものならひとつ発表願いたいなど、そう思うんです。

先般の珠洲市長選挙の中で大きな課題になっていたのが珠洲市の財政でございます。珠洲市は100円の収入を上げるのに105円でしたか、大変厳しい、民間会社にすれば当然破産宣告を受けたのと同じような、そういう財政を綱渡りして珠洲市は行っている。そういうことが新聞に出ておまして、この財政建て直しが今後の新しい市長の大きな課題であろうと、そういうことが新聞に出ておりました。

幸いにいたしまして合併の中で中能登町は旧の3町は約束を守りまして、財調もきちんと決めた金額を持ち寄ったわけであります。そういう中で、今のところ財政的に他の市町村から見ればどうか私は明るいものがあるかと思っておりますが、今言われたようにこういう中での合併特例債の使用、基金の取り崩し等を考えまして、今後どのように考えておられるか。経常経費等が試算されるとしたらどうということになっていくのか、ひとつ報告を願いたいと思います。

それから議案第40号、これにつきましては私はこの議案については賛成なんです。今日までいるんな中で子育てというのは大きな課題でありました。当然、町の政策の中でも中能登町を少子化から少しでも若者が住まれる町にする、子供さんが生まれる町にする。そういうことは町長も公約の中にうたっているわけでありまして、議会といたしましてもこういう面についての予算支出というのは、これは私はそれなりに認めていきたいと思うんです。

ただ、前年度までこれらに該当する方は平

成17年度で4人ほどおられたのではないかと、これは私、これは私、それはそれとして次、年休が平均いたしまして1年間に5.2日しかとっていないということ。基準法では、このような年休の消化ということには私はなっていないと思うんです。現在の労働基準法によりますと、法定年休というのはどれくらいに町は考えているのか。例えば満額20日なら20日あたるとしたら、勤続年数によって違いは出てくると思うんですが、それ以外の若い方については中能登町として法定休暇というのは年休の中にあると思うんです。当然。だから総体的には年休は私は基準法どおりに変わらないと思うんですが、5.2日という小さな数字。これについてやはり私は疑問を感じるんです。

これから若者がこの中能登町に勤務する。そういう中でのやはり一つの中での年休消化というものもきちんと中能登町としてしていかなければいけないのではないかと、そう思うんです。

この議案43号について、私はこれなりにこれについては賛成するんですけれども、そういう面についての積極的な、男女共同参画の中で生まれたこれは条例でありますから、十分に職員の方々も消化できるように、またそういう面について町としても援助をする、そういうことをひとつお願いをしたいと思うんです。年休によって消化するという点については私はいかがかなと、そう思うんです。

今、子供さんの問題は大変大きな課題になっております。中能登町でも先ほど言いましたように若者を呼び寄せて新しい子供を産んでいただいと、そういうことはあるんですけれども、次、子供を育てることにつきましては大変大きな課題があるかと思っております。

幸いにいたしまして、合併の中で協議いたしました中学校卒業までの医療費の無料化、これらの件につきましても大きなやはり他の

町から見れば中能登町は進んでいる。子供と一緒に生活するのなら中能登町という声もあるように、私はそういう面についてもこれからも積極的に子供の育成について、ひとつ新しい施策を町長の方に出していただきたいと思うんです。

先日、朝日新聞の私、川柳を見ておりましたらこういうのが出ておりました。ふやすより今いる子供を守りたい、こういう川柳なんです。これが今の若いお母さん方の実感でないかと思うんです。ふやすより今いる子供を守りたい。中能登町もひとつ生まれた子供をどう守っていくかということにひとつ十分に力を注いでいただきたいなと、そう思うんです。

次に、議案第44号、総務課長は876万2,000円、現在の定数で1人当たりいたしますと876万2,000円という金額をはじかれました。それが定数が減ることによって1人当たり478万6,000円。参事、そうでしたね。間違いありませんか。月額。

そうしますと私、これの金額につきまして今、旧の鹿島町、旧の鹿西町、鳥屋町、ばらばらの報酬月額になっているわけでありませぬ。鹿島町は22万9,000円、それから中能登町が上がりまして23万5,000円になるわけですね。旧の鹿西、鳥屋は20万円ですから大幅な値上げです。

私は、今総務課長は一般職は4.8%の値下げになったが差し引きすると値下げになっていないという、そういう答弁ですが、これはやはりいろんなことに響いてくると思うんです、4.8%の平均給与の値下げというのは。これからの年金だとかいろんなことに響いてくると思うんです。

だから、そういうことでなしに職員の方々がそういう中で、いけば給与の引き下げを私たち議会で可決したんです。その反面、3月に可決して、6月へって議員の報酬を引き上げするという。これについては私はど

うしても納得いかないんです。

参事の方は、町の規模、人口等を考えたらこの金額で適当でなからうかと。反面、厳しい意見が出されておりますね。商工業の転廃業される方がおられるから、この辺についても議会として十分に対策を考えてほしい。それから今後、統合中学、統合庁舎の建設等がどうなっていくのかという、そういうことも言われておりますね。

このことにつきましては、財政的にも大きな課題を抱えているんです。そういうことが言われていながら、最後に議会にボールを投げかけて、住民代表としての自覚をしてほしい、そういうことを議会に審議委員会の方々が投げかけているわけでありませぬ。私は、そういう投げかけられたボールをどうはね返していくかということが今後の議会の議員の務めだと思うんです。

そういうことを考えた場合、今回の第3回中能登町議会定例会、通告が2人でございませぬ。審議会の方々が傍聴に来ておられたら、果たして住民代表としての自覚を持っておられるのかどうか。そういう点についてどう思われるのか。私はこういう方々のどなたが審議会に参加されたか知りませんが、ひとつこれらについてのことにに関してご意見を私は賜りたいなと、そう思うんです。

こういう面を考えまして、私はこの43号につきまして、いかがなものかなということを一応質疑の中で申し上げておきたいと、そう思います。

以上で私、質疑を終わりたいと思います。いろんなこれからの議会の中で私も積極的に意見を出されるものは出していきたいなと、そう思っております。それもこういう場ではいかがかと思いますが、6月が過ぎてからそう意見を出される立場になりたいなと、そう思っております。

以上でひとつ質疑を終わる次第であります。ありがとうございました。



議長（作間七郎君） 澤財政担当課長  
財政担当課長（澤 伸一君） 杉本議員の  
質問にお答えします。

今後の経常収支についてであります。平成16年度の経常収支比率は86.9%でありましたが、平成17年度、18年度実施する地域インターネット基盤施設整備事業やCATV事業、並びに合併まちづくり基金の合併特例債に係る元利償還金等が今後始まることから、経常収支比率はさらに上昇することが予想されます。

また、今後の学校の統廃合による建設事業やデジタル防災無線などの整備なども今後も大きな事業が控えておりますので、人件費や物件費等の削減を行い、経常収支の上昇を極力抑えていかなければならないと考えております。

経常収支等の数字等は、まだ出ておりません。

以上であります。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長  
参事兼総務課長（苗山雅幸君） 議案第43号の勤務時間並びに休暇等に関する条例の中で、年休というものはどれだけあるかということでございますが、法律で認められておりますのは20日間であります。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君  
38番（杉本平治君） 質問は3回まで許されますので、ひとつご容赦のほどお願いいたします。

私、この壇上へ立ちまして、この部屋へ入りまして、2名というこの質問者の名前見まして、ちょっと何か気が抜けて、そういうことであったわけでありまして。議長の方から適切に指摘を受けまして、議長ありがとうございます。

それでは私、経常収支比率が16年度が86.9%、石川県内の自治体におきましても、そう私は悪いものではないと思うんです。や

はり七尾市から比べれば、こういう面については今後常に行政と議会の方がこの点につきましてきちんと見守って財政というのを健全化をしていかなければいけないと、私はそう思います。この点について要望をしておきたいと思います。

年休は先ほど20日間ということを発表されました。そうしますと私、せっかくこういう新しい条例ができたにもかかわらず、これをなかなか申し出ることができないという習慣上ですか慣習というか、そういうものが職場の中に私はやはり潜在的にあるような気がするんです。

だからそういう面につきまして、こういう協約が休暇等が条例化されたわけでありまして、子育てする場合、女性だけでなく男性も協力をしていくという、そういうひとつ建前というものを町の方も積極的に条例に基づいて指導するというのを私希望いたしまして、これで本当に終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時01分 再開

議長（作間七郎君） それでは再開をいたします。

次に、41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） それでは、通告順に従いまして質疑をいたします。

通告書には非常に簡単に記録をしてありますけれども、担当課長の方へは、当局の方へは割合に細かくお示しをしてあるので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

約7件にわたって質問させていただきま

す。まず第1に、報告第1号、所得税から個人

住民税への税源移譲についてであります。この点について、一律方式による対象課税額は幾らになるのか。これは去る課税所得額、それから対象人員については担当課長の方から報告がありましたので、それについての答弁をお願いしたいと思います。

次は、負担調整をする減税措置の内容について、4段階から6段階方式によるところの税額の増減についてであります。

引き続いて、定率減税の廃止によるところの影響力、要するに対象の人数はどれだけほどになるのか。

次は、地震保険料控除制度の新設による損害保険料の控除制度との絡みについて報告願いたいと思います

引き続いて、均等割及び所得割非課税限度額の引き下げによるところの結果について報告を願いたいと思います。

続いて、たばこ税の関係において平成18年7月1日より引き上げとなっているけれども年間の引き上げ額は幾らくらいの見通しになるのか。

そこで、報告第1号議案の中でのいろいろ私今申し上げましたけれども、地方税法によるところのプラス面、マイナス面、この結果についてどういう結果が出ているのか。以上の点について報告ないしは答弁をお願いしたいと思います。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて。これは平成17年度中能登町一般会計補正予算、ページ数においては45ページになりますけれども、土木費の国庫補助金、市町村の除雪費の補助金についてであります。

当初予算には計上されておられませんけれども、途中で600万円かが更正をされ、今回のさらに1,050万円という補正となったわけですが、これに対して除雪費の総額が5,300万円というふうなこれまでの説明があったわけですが、ここからこれまでに

助成される額をトータルしますと1,650万円。5,300万円から1,650万円を差し引きしますと、あの豪雪のために3,650万円の町の財源が支出をされているわけであります。

したがって、これは当然、特別交付金の対象にならなければならないというふうに考えるわけですが、この点についての見解を求めたいと思います。

次は、45ページの民生費の県負担についてであります。施設訓練等の支援費負担金530万2,000円の減額についての説明をお願いいたします。

引き続いて、46ページ、県支出金、心身障害者医療費補助金 875万3,000円についてであります。この内容についてご説明を願いたいと思います。

次は、47ページ、3目の衛生費の県補助金、予防接種事故補助金21万2,000円の減額であり、当初予算においては267万7,000円が計上されております。この内容についてお示しを願いたい。

引き続いて、48ページ、財産売却収入。これは宅地2戸分というような報告があったわけですが、先ほどから私、報告があったというふうに申し上げておりますが、これは全員協議会の中で各担当課長からあった報告のことを言っているわけでありまして。現在、この売り払いの状況について報告をお願いしたいと思います。

引き続いて、76ページ、清掃総務費、家電等不法投棄ごみ処分について、減額の22万3,000円となっております。この点についてもご説明を願いたいと思います。

次は、76ページ、委託料、ごみ袋の製造。これも当初予算が724万2,000円でありましてけれども236万2,000円の減額になっております。減額の理由についてお願いをしたいと思います。

さらに、184ページ、平成18年度中能登町一般会計補正予算についての中での債務負担

行為についての内容を説明願いたいと思います。

まず以上の点について説明をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 永源税務課長

〔税務課長（永源 勝君）登壇〕

税務課長（永源 勝君） 五十嵐議員のご質問についてご説明を申し上げます。

中能登町税条例の一部を改正する条例に伴いまして、税率の変更に伴う影響についてでございますが、平成18年度予算では町民税の所得割課税標準の合計で114億8,555万6,000円と見込み、平均税率を4.2%で積算して積算税額は4億8,239万3,000円です。平成19年度からは6%の税率となりますので、課税標準が同じとして算出税額は6億8,913万3,000円となります。しかし、調整控除というものが19年度から入ってきますので、調整控除で約9,950万円程度が控除となりますので1億724万円程度の増額となると予測されます。

所得税についてでございますが、現在は税率が10%から37%までの4段階ですが、19年度からは5%から40%までの6段階となります。中能登町の納税者がその影響でどれだけ減額になるかはわかりかねますが、標準的な納税者の住民税と所得税の合計の税額を計算してみました。18年度、19年度ではほとんど変わりはありませんでした。

次に定率減税の廃止についてでございますが、定率減税は平成11年度から始まっていますが18年度は税額の7.5%で上限は2万5,000円を定率減税をしております。今年度の予算では対象者が8,000人で減税額は3,100万円と見込んで予算を組んであります。

地震保険料の新設でございますが、現在、損害保険料控除として1万円を限度として所得控除をしていますが、それを改組して平成20年度からは地震保険料の掛け金の2分の1で限度額2万5,000円を所得控除するものでございます。

次に均等割、所得割の非課税限度額の引き下げに伴う影響でございますが、均等割の非課税限度額は8,000円、所得割の限度額は3万円引き下げとなるものですが、現在、18年度の住民税の課税作業を進めている最中で、何人という結果はまだ出ていませんが、数十人程度の方が該当すると思われます。

ちなみに17年度で均等割を課税した方は8,844名、所得割を課税した方は8,076名でございます。

たばこ税の引き上げについてでございますが、今年7月1日よりたばこ税が引き上げになります。17年度ベースで計算しますと1,019万9,000円の増税となります。17年度は9,460万1,000円の税収がありました。

最後になりますが、地方税法改正によるプラスマイナスについてでございますが、三位一体改革の税源移譲の一環として地方税の税率を上げて所得税の税率を下げるものですが、今後ますます地方の責任が大きくなってくると思います。税務課といたしましても、徴収率を上げるために今まで以上に頑張っていきます。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの五十嵐議員の除雪費の補助金についてでございますけれども、質問の中でお話しされていたとおりトータルで1,650万円の補助金の交付があったわけでございます。除雪経費が5,300万円ですので残額が3,650万円ということでございます。

私らも当初、ことしの18年の豪雪につきましては5,300万円の半分が補助金としてこちらに来るものだと、こういうふうな胸算用をしていたわけでございますけれども、これの補助対象幹線道路といたしまして3,300万円が補助対象の経費だと。このうちの2分の1で1,650万円ということで計算されてきたものでございますから3,650万円の不足を生じ

たというような結果になったわけでございます。

これらにつきましての特別交付税の対象というお話でございましたけれども、この点につきましてはそういった対象になっているものと、土木担当課の私の方ではそういうふうな認識を持っておりますけれども、詳しいことはここで答えすることができません。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 金岩福祉課長

〔福祉課長（金岩 進君）登壇〕

福祉課長（金岩 進君） 民生費の県負担金、施設訓練等支援費負担金の減額530万円でございますが、これにつきましては歳出につきましても1,400万円の減額をしております。これにつきましては、今まで3月分につきましては支払いは4月に行っておりましたが、そして17年度分とするのになっておりましたが、今年度より国の補助事業が4月分支払いから新年度予算になるということで、17年度分につきましては11カ月分となっております。そのため歳出にも1,400万円減額いたしました。それに伴いまして県負担金も適正金額、減額させていただきました。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） まず46ページの心身障害者医療費補助金の減額の件についてでございますけれども、これは合併時に過大に3町の担当者が見積もった部分を足してスタートしたのが初めてでございます。そういった部分もございますが、主な部分では、県の補助対象の身障者医療費につきましては1、2級の方、あるいは療育手帳ですとAとB1の方という形になっております。町の場合は一応身障者手帳、それから療育手帳を持っていらっしゃる方は全員ということで、県の方についてはまた所得制限等もいろいろ絡みがございます。そういった部分もございま

して、そういった補助対象外の人たちの分も含んで見込んでいたために、後日気がつきまして最終的に減額させていただいたものであります。

それから、47ページの予防接種の事故補助金の21万2,000円の減額でございますけれども、これは昭和57年に種痘の予防接種で事故がありまして、その方の補償金ということでございます。これは当初の見込みよりも減額になったわけでございますけれども、この内訳は障害年金、医療費、医療手当等ございまして、この中の医療手当の部分につきまして減額されたものであります。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 長谷川地籍担当課長

〔地籍担当課長（長谷川良次君）登壇〕

地籍担当課長（長谷川良次君） 財産売払収入についての現在の状況についてでございますが、二宮あおば台の分譲宅地でございますが平成17年度末で3区画残っております。18年度に入りまして1件が契約、もう1件は先日申し込みがありましたので、現在のところ1区画が残っている状況でございます。1件でございます。

議長（作間七郎君） 小林保健環境課長

保健環境課長（小林玉樹君） 済みません。

次に、76ページの清掃総務費の中の不法投棄のごみ処分費ということで22万3,000円の減額でございます。これについてはエアコン、テレビ、冷蔵庫などの家電製品ですけれども、これに関する不法投棄が少なかったということでございます。

一般のごみとはまた違いますので、よろしく申し上げます。

それから、ごみ袋の製造委託料でございますけれども、これが236万2,000円の減額。これは当町の指定袋の単価契約によるものでございますけれども、当初見込んでいた価格のほぼ7割方の金額で入札の結果できたという

ことをごさいます、その分を減額したものでございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 五十嵐議員の議案第46号 平成18年度中能登町一般会計補正予算のうち、第3表の債務負担行為についてご説明をいたしたいと思ひます。

中能登町シルバー人材センターは、本年5月17日付をもって社団法人として県の認可を受けて運営を行っているところであります。運営するに当たり運転資金等を必要といたします。設立して間もないことから、2,000万円を限度とする当座勘定借越契約を行うために利子等を含め2,400万円を限度に町が保証をするものであります。

なお、従前と申しますか任意団体のときには町職員3人の個人保証で行っていたものでございます。

なぜこういうものが必要かということになりますが、収入日、皆さんの方に請求書を出す日と支払い日の関係でどうしても一時借入れをする場合と申しますか必要とすることが生じてくるものでありますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） それでは、再質問を行います。

まず報告第1号についてでありますけれども、一つは個人住民税所得割の税額の問題ですけれども、今回の税率構造の見直しについて、政府は所得税、個人住民税合計の税負担を増加させないと。前回の総務課長かどなたかの報告でもそのようなことがありましたけれども、そういう原則のもとに調整が行われているというふうなことであります。

そこで、国保税、保育料の算定基準、これを示していただきたいと思ひます。国保税

とか保育料は、たしか課税の所得が対象になっていたはずだと思います。そうしますとそういうところへも影響をするわけですから、この点についてどのような見解を持っておいでなのか。これが一つです。

それから定率減税の廃止についてでありますけれども、要するに今年度の予算は対象者が8,000人、3,100万円の減額になるというふうな報告でありましたけれども、これは条例改正をやることによってこれが実際に実施されるならば、減税となるのではなくして逆に3,100万円の増税になるのではないかというふうに私理解をしているわけですが、この点について説明を願ひたいと思ひます。

引き続き、地震保険料の控除制度の新設によるところの損害保険料控除制度についてであります。これは私いろいろ調べてみますと、損害保険料控除が廃止をされ、地震保険控除制度が創設をされる。控除額は今説明があったようにして地震保険料等の2分の1、最高で2万5,000円が控除されることとなります。

地震保険は単独では加入できず、損害保険の特約でしか加入することができないというふうになっているのではないかと思います。そこで、平成4年度の資料によりますと損害保険の適用者は納税者の約45%であり、そして地震保険加入者はそのうちの37.4%しか加入をしていない。地震保険の加入者数というのは地震の今まで多く起きている地域に集中しているわけでありまして、仮に石川県能登なんかの場合には大幅に地震保険の加入者が少ないのではないかというふうな私思ひです。

そこで、地震保険加入者、これが制度化された場合にはどれだけぐらいの推計をしているのか。この点について説明を願ひたいと思ひます。

均等割及び所得割非課税限度額の引き下げについてでありますけれども、これは一応数

十名だというふうなお答えをいただいたので、それでわかりました。

たばこ消費税においては、約1,019万9,000円増額になるということ承ったので了承いたしました。

次、地方税法の改正のところのプラスマイナスの結果についてということなんですけれども、これは政府そのものが増税をしないようなやり方でこの制度化をやっているのだというふうに申しておりますので。しかし今の政府は、そういう生易しい政府ではないというふうに私は思うんです。だからこういう点について特に私、プラスマイナスの結果を明らかにしてもらいたいというふうに質問を申し上げますけれども、この内容についてはわからないというふうな答弁でありました。

そういう立場から、できるだけ当局としましてはアンテナを高くして、地域住民のマイナスになるようなことについては、これはやらないというふうな立場で今後臨んでいただきたいということを申し述べておきたいと思っております。

次に、報告第3号の専決処分の承認を求めることについての市町村道除雪費の補助金についてであります。担当課長の答弁の中身については理解をしましたがけれども、この問題について県の町村長会あたりに話題になったのかならなかったのか。そしてまた、中能登町は他町村と比較をしてみた場合にはどういうふうな結果になるのか。この点についてお答えを願いたいと思っております。

さらに、45ページの民生費の県負担について、それぞれ歳入歳出マイナスになっておりますけれども、これは要するに制度の切りかわりだということで理解をいたします。

次は46ページ、県の支出金。この点についても一応説明でわかりましたので。

次の47ページの3目衛生費の県補助金についてであります。これは要するに昭和57年と

いうことで、種痘がなされた際に障害が発生したものであるということで、医療手当を適用されているというふうな答弁でありましたけれども、負担区分が県の助成が4分の3というふうに言われたように思うんです。

そこで、この負担区分4分の3というのはどういう理由でこのような結果が出ているのか。さらに、いろんな最近保険があるわけなんですけれども、そういう保険の適用にはならなかったのか。同時に、当初予算で257万7,000円計上してあるのにもかかわらず21万2,000円の減額となってきたわけです。その減額の理由について説明を願いたいと思っております。

次は、48ページ、財産売却収入。今、担当課長の説明によりますと、二宮のあの地区でありますけれども、あと1区画しか残っていないという報告を聞いて、よく売れたものだなというふうに思い、町長も冒頭におっしゃったようにして人口の増減ということについても中能登町は他と比してかえって3月、4月とそれぞれ1名、12名がふえているというふうな報告もあったように、財産売却収入についてあと1区画しか残っていないということについては、当局のご努力に対して敬意を表したいと思っております。

続いて、76ページ、清掃総務費の家電等の不法投棄ごみ処分22万3,000円。当初予算では27万9,000円が計上されておりますけれども、そのうちの22万3,000円が減額補正になっている。これだけを見ると、いかにも不法投棄が中能登町には非常に少ないというふうにしか見れないわけでありましてけれども、しかし不法投棄の現状は実態はどういうふうになっているのか。この点について、あと補足説明を願いたいと思っております。

次に、76ページの委託料。ごみ袋の製造でありますけれども、これは私の調べた数字では当初予算が724万2,000円でなかったかと思うんです。そして減額補正が236万2,000円。したがって、今課長が70%くらいの財源

を使って、その範囲で契約ができたんだというふうに言われたような感じがするんですけども、これは70%ではなしに見積もり価格の約33%の金額で。これは私の724万2,000円というのは、先般の報告では大の袋で9円を見込んでいたものが6円90銭、中の袋が6円見込んでいたものが3円78銭というふうになっているのを見ると、やはり70%が正確なのかと思うんですけども、今ここでわざわざ当初予算を見るということもしませんので。ただ私、724万2,000円でなかったかなと思うので、もし間違っていたならばひとつお許しを願いたいと思います。

なお、184ページの平成18年度中能登町一般会計補正予算についての債務負担行為についてであります。これは一応わかったようなわからないような感じはするので、仮に例えていうならば、こういう場合にはこういう資金が要るんだと。そのためには当座のしのぎとしての準備のためにこういう行為をしなくてはならないという点について、改めて説明を願いたいと思います。

以上の点について答弁を願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 永源税務課長

税務課長（永源 勝君） 五十嵐議員の再質問についてお答えをいたします。

まず定率減税の廃止についてでございます。平成11年より景気対策として定率減税が導入されたのでありますが、18年度をもって廃止されるものでございます。その結果、19年度からは定率減税相当分、18年度でいいますと3,100万円相当額が19年度からは税収として多く入ってくるということになります。

それから地震保険料の関係でございますが、18年末までに長期損害保険を契約された方については、保険期間については所得から1万円を限度に控除されるものでございます。

地震保険料の対象者でございますが、現在

つかんでおりませんが、早急に調査をしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 五十嵐議員の質問にお答えをしたいと思います。

除雪費の補助金で、町長会で話題になったかどうかということではなかったかと思っておりますけれども、当然町長会では話題にもなりまして、県、国の方へも補助金の申請といえますかお願いといえますか陳情といえますか、それもいたしました。

そういう中で決まったのは今土木建設課長が言った数字でありますし、他町との比較でありますけれども、これははっきり言ったらわかりません。ですが、そういう話の中では、中能登町さんはよかったなというような他の町長の話が出ておまして、数字的にははっきりしたことは調べておりませんし、わからないのが現状であります。

以上です。

議長（作間七郎君） 小林保健環境課長

保健環境課長（小林玉樹君） 五十嵐議員の再質問でございますけれども、まず予防接種事故の補助金の件ですが、これは先ほど申しましたように医療費とか医療手当とか障害年金とかございまして、その部分の医療手当の部分で余りお医者さん、ことしといえますか17年度には使われなかったということでございます。実績がございまして。ほかの年金につきましては、さほど異同ございません。医療手当に関するものがほとんどでございます。

それから不法投棄のごみの実態ということでございますけれども、家電製品の処理に係るものに関しては確かに減額となったわけでございますけれども、一般の燃えるごみ等につきましては年々歳々ふえるばかりでございます。処理に困っているんですけども、各

地区といいますか全町の区長さん方からもいろいろと小言といいますかおしかりは受けるんですけども、何ともしようがないというか、徐々にできるだけ町でやらなければならないような大きいものについては町でできるだけ処理をしているという状況でございます。

それから、ごみ袋の製造につきましては当初予算については議員のおっしゃったとおりかと思えます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 谷保育担当課長

〔保育担当課長（谷 敏則君）登壇〕

保育担当課長（谷 敏則君） ただいまの五十嵐議員の質問の中に保育料ということが出ておりましたので、お答えをさせていただきたいと思えます。

保育料につきましては、保護者の方の課税状況、こういったものを確認させていただきまして保育料の決定をさせていただいております。今般の税条例の改正によりまして保育料の方にどのような反映が出てくるか、現時点では比較検討をしておりません。今後またそういったことについて、また勉強していきたいと思えます。

そういうことで、よろしく願います。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長  
参事兼総務課長（苗山雅幸君） 五十嵐議員の再質問にご説明をしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、なぜこういうものが必要かということでございますが、請求しても決まった日に金を振り込まれない場合が多々あります。後ほど当然入ってくるわけなんです。仕事をしてもらった人には決まった日に賃金を支払わなければならないというようなことから、その間どうしても運転資金というようなものが必要となってくるものですから、一時借入れを行うというものでございます。

ご理解のほどよろしく願いをいたしま

す。

以上です。

議長（作間七郎君） 小林保健環境課長  
保健環境課長（小林玉樹君） 1件忘れておりまして、申しわけございませんでした。

やはり予防接種事故の件ですが、国、県、それから町の負担割合でございますけれども、国が2分の1、それから県、町が4分の1ずつでございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） そこでさらに質問をさせていただきます。

今の税制改正についての国民健康保険税とか、あるいは保育料、これが税額の対象によって変化が出て変わってくるわけです。したがって、こういう点をも考慮して今後の税制改正に対する個人負担が個人に負担が多くならないような、そういう仕組みを今からぜひひとつ検討をしておいていただきたいということを強く求めるものであります。

それと、次の損害保険控除が廃止された場合に、要するに地震保険控除制度が適用されるわけですね。そうした場合には、これまで損害保険控除が適用されていた多くの人たち、地震保険控除に適用されない大層の人たち、この人たちはそれではどうなるのか。この点について答弁を願いたいと思えます。

さらに、報告第3号の専決処分の承認を求めることについて、要するに市町村道の除雪費の補助金なんですね。町村長会でも町長会ですか、今、村はなくなったと思うんですけども、話題にはなっていたと。しかし話題にするだけでは、私は話にならないと思うんですよ。やっぱりこの税金が住民が負担をしなければならない、そういう中から要するに負担をしなければならないわけですから、だからやっぱり真剣になってこういう問題については町長を先頭に地域住民の利益を守るという立場に立ってやっていただきたい。特に



前回の全協において特別交付税が大幅に減額をしたということともあわせて、今の政府の言うままになっていたのでは、これは地域住民の命と暮らしは守れなくなってしまうんですよ、本当はね。そういう点を十分に腹に置いて、そして今後の対県、対国の交渉に強く臨んでいただきたいということをお願いをしたいわけであります。

次は、47ページの衛生費の県補助金についてでありますけれども、これは国が2分の1、町と県が4分の1と。正直言ってだれの責任になるのか。なぜ国が2分の1、県、町が4分の1になるのか。この点についてもう一度説明をしていただきたいと思います。

さらに、ごみ袋の問題ですけれども、これはやはり予算措置をする場合には当然何かの資料を基準にして検討し、予算措置がなされたものと私は推察をするわけであります。したがって、この根拠はどこにあるのか。この点についてもわかっていたらひとつわかっていたらではなしに、これはやっぱり明らかにしていただきたいと思います。

以上の点についてお答えを願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 永源税務課長

税務課長（永源 勝君） 損害保険料、地震保険料の関係でございますが、18年末までに長期損害保険を契約された方については、その保険期間については1万円を限度に所得控除をするものでございます。ただ、19年以降につきましては損害保険につきましては控除対象となりませんので、19年以降については地震保険料に入られた方のみが所得控除の対象となる、そういうものでございます。

よろしくお願いたします。

議長（作間七郎君） 小林保健環境課長

保健環境課長（小林玉樹君） 五十嵐議員の衛生費に関する再質問ですけれども、国、県、町の負担割合ですが、先ほど申し上げましたとおり私はそう聞きまして、そうお答え

しました。これがきちっと法制化されているかどうかというのは、申しわけないです、今の時点ではちょっと把握しておりません。早速調べて、またご報告いたします。

次に、ごみ袋製造の委託料ですけれども、これが16年から17年に、それまで広域圏で行ってありましたごみ袋の製造につきまして七尾市、それから当町の方へそれぞれでつくってやってくれということがございました。それで17年は中能登町で、もちろん入札を行ったわけですけれども、そのときに参考にしたものというのは広域圏が従前使ってありましたものを参考にさせてもらいました。そこから当初の予算が出ているわけでございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 以上で、中能登町今議会の最後の質疑を終わらせていただきたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 通告による質疑が終わりました。

以上で質疑で終結いたします。

暫時休憩をいたしまして、委員会付託表を今配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後0時10分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。

常任委員会付託

議長（作間七郎君） 日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号から第10号までの報告10件、議案第40号から第52号まで議案13件、及び請願第2号については、会議規則第39条の規定によるお手元に配付いたしております議案及び請願付託表の

とおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案及び請願付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

休会決定の件

議長（作間七郎君） 日程第3 休会決定の件について議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、6月6日、7日の2日間休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、6月6日、7日の2日間休会とすることに決定をいたしました。

散 会

議長（作間七郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後0時12分 散会

## 平成18年6月8日(木曜日)

### 出席議員(39名)

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	31番	石端勇夫	議員
10番	出雲英夫	議員	32番	小坂博康	議員
11番	甲部昭夫	議員	33番	谷晃吉	議員
12番	泉久男	議員	34番	池田茂雄	議員
13番	大森良策	議員	35番	木村武司	議員
14番	藤本一義	議員	36番	田中治夫	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
18番	上見健一	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員
21番	山森功	議員			

### 欠席議員(2名)

19番	伊賀昭治	議員	30番	若狭武	議員
-----	------	----	-----	-----	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	表 辰 祐
助 役	小 山 茂 則	商工観光課長	坂 井 信 男
教 育 長	水谷内 祝 盛	上下水道課長	澤 賢 造
参事兼総務課長	苗 山 雅 幸	参事兼住民課長	林 富 士 雄
財政担当課長	澤 伸 一	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	岡 野 昇
企 画 課 長	大 村 義 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
情報担当課長	広 瀬 康 雄	保健環境課長	小 林 玉 樹
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	福 祉 課 長	金 岩 進
税 務 課 長	永 源 勝	保育担当課長	谷 敏 則
会 計 課 長	小 山 三 雄	介護担当課長	松 栄 哲 夫
参事兼監理課長	藤 井 博 昭	社会福祉協議会 事 務 局 長	大 森 一 義
地籍担当課長	長谷川 良 次	教育文化課長	後 藤 和 雄
シルバー人材センター 事 務 局 長	八 尾 登喜夫	生涯学習課長	吉 田 外喜夫
土木建設課長	澤 井 昭 範	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	服 部 顕 了	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第3号）

平成18年6月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は39名です。  
議員定数の半数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（作間七郎君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問の回数、発言時間については、議会運営の申し合わせを守っていただくようお願いをいたします。執行部におかれても的確な答弁をお願いをいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議長（作間七郎君） 36番 田中治夫君  
〔36番（田中治夫君）登壇〕

36番（田中治夫君） おはようございます。

鹿南3町の合併協、議論をいたしました。そして3町が幕を閉じたわけでありまして。昨年3月1日、中能登町が誕生したわけでありまして。私、6月末でその役割を終えようとしているわけでありまして。そういう中で、感無量の思いが今募ってまいりました。この思いは私一人ではないと思います。41名のメンバーそれぞれの大きな新しい町にかける思いもあるかと思っております。

そういう意味で、きょうは節目の時であります。したがって、私の質問をさせていただきます。

まず、水谷内教育長にお尋ねをいたします。旧鹿島町の教育委員会では鹿島には4つの小学校があったわけでありまして。その件について、統廃合の件についてであります。新しく中能登町の教育委員会、どういう形で引き継いでおられるのか、どういう見解でい

らっしゃるのか、まずお尋ねをいたします。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長  
〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 田中議員のご質問にお答えいたします。

旧鹿島町教育委員会から中能登町教育委員会にどのように引き継ぎをされているのか、4つの小学校の統合問題についてのご質問でございます。

事務引継書、これは平成17年2月18日に教育文化課、当時の永源課長のところへ鹿島町教育文化課の表課長からこういうように引継書が送られてきております。

将来企画すべき事項として、まず1番、越路小学校、滝尾小学校、久江小学校、御祖小学校の再編に伴う鹿島中学校校舎の改造。処理の方法。中能登町立統合中学校が開校した後、速やかに鹿島中学校校舎及び体育館の耐震工事及び小学校下への改造工事に着手し、校舎改造が完成した翌年4月から鹿島小学校（仮称）を開校することで議会の了承を得ています。それまでは4校そのまま存続をします。そういうように引き継ぎをしておりますので、ご報告いたします。

議長（作間七郎君） 田中治夫君

36番（田中治夫君） 最後のくだりの方なんですが、議会が了承をしているという文言を答えられました。私の見解は、鹿島町の全員協議会で教育委員会の見解ということでそのような話をされました。そういう過程の中で、その件については議会全員協議会では結論が出ておりません。報告であります。

したがって、その席上、中身を申し上げますと、旧鹿島町の議員は知っておられると思うんですが、当時の議長に休憩をしていただきたい、そして7分間の休憩で旧鹿島町の議会のメンバーで特にかかわりのある越路校下の議員7人で協議をいたしました。そして私が代表でそのことについて意見を申し述べました。議長は、この件についてはそういう報

告であったということで締められました。したがって、全く合意に達していない、議論もしていない、報告だけであります。

以上申し上げます。

教育長、もう一度答弁願います。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

教育長（水谷内祝盛君） 今、田中議員のおっしゃったことは、私は初めて聞きましたので、それまでは議会の了承を得ているものと私は判断しておりました。

以上です。

議長（作間七郎君） 田中治夫君

36番（田中治夫君） 私も水谷内教育長、それは当然でしょう。そういう文書できちっと引き継ぎしておられるんですから、中身は当然わからないのが当たり前であります。

私もこのことがありましたので、1週間ほど前に当時の教育長に聞きました。教育長はどう言っているのかと伺いますと、私と見解が一緒です。統合中学が優先する。そして、その校舎を、鹿島中学校の校舎ですよ、それを利用する。小学校4校を1校にするのが望ましい。望ましいんですよ。そういう見解であります。私もそう解釈しております。

そういうことで、今、水谷内教育長と議論していてもけじめがつかないので、またの機会にいたしますが。

次に、角度を変えまして私の考え方をしばらく述べさせていただきます。

地域社会と学校のつながりの面から、地域における学校の重要性に関してご理解をいただきたいと思っております。鹿南3町が合併をしまして中能登町となり、少子・高齢化に向けた効率のよい均衡行政、つまりむだ遣いの少ない町政をすることが最重要課題になります。その観点から、議員数の削減、町職員の漸減、旧3町にまたがる重複した業務の見直しによるむだ遣いのカット等が実施されます。その中に小学校の統廃合も含まれておりますが、前に述べた効率的な行政運営というお題

目のもと、この教育の問題を一律に扱ってよいかということから話を進めたいと思っております。

そもそも越路小学校、明治6年6月5日創立されたわけでありまして。本年で134年の節目を迎えております。当時は村の重要な教育機関として創立されたわけでありまして。さらにさかのぼれば、お寺、お宮、庄屋が主軸的に運営した寺子屋等から連綿と続いているのであります。地域に根づいたものであります。そういった地域に根づいた住民とともに歩んできたのが小学校なのであります。

今回、新町になって、小学校を統廃合した方が効率よく安上がりだからという理由で地域の誇りを簡単になくしていいものなのでしょうか。

例えば離村にある分校を考えてください。数名の児童のために先生と校長さん、用務員がいらっしやいます。もちろん最近では離村の分校の数はどんどん減ってきておりますが、まだまだ全国的にたくさんございます。効率から考えれば大きい小学校に統合した方がよいでしょうし、単純に教育の質から考えれば、大きな学校の方が図書館も充実し、専門の先生方も教えているので大きな学校の方がいいかもしれません。

がしかし、分校ではもっと大事なことが学べます。それは、地域住民は分校の給食のために野菜等を届けます。分校に通う子供がいさつをします。分校の行事には村民が参加します。そういう地域住民に守られながら学校で教育を受ける児童がどれほど安心して幸せに学ぶことができるか。また、地域住民と学校とのきずなを通して児童が学ぶことがどれほど大きいか。よく考えてください。

また一方、地域住民にとっては学校があるのとならないのではどれほどの違いがあるか、考えてみてください。電車の駅の周りに商店街ができます。学校の周りには地域住民のネットワークができるのです。そこに自分の子供

が、隣の家の子供が学んでいるわけでありませぬ。地域を明るくしているのがそういう環境であります。

そして、鹿島町が50年前にできました。久江小学校は廃止されたでしょうか。それは、そのときの住民の人たちが学校があることの重要性を十分感じておられたわけでありませぬ。それを忘れてはいけません。歴史であります。

次に費用的な面であります、確かに効率のよい町政運営のためにこれからさまざまな見直し、コストカットが実施されるでしょう。経済環境が厳しく、日本じゅうの企業がコスト削減のために努力をしているわけでありませぬ。地方行政も同様のことであります。

ただ、そのコストカットの対象に教育を入れてよいのでしょうか。教育は町の最も大切な基盤であります。米100俵にもあるように、教育問題は最重要課題の一つであります。町の財政均衡のために教育費を減らすというのは本末転倒な話であります。逆に予算を教育に回すくらいの勇気がないといけません。

そもそも日本がこれほど豊かになったのも、ちゃんと日本じゅうに学校があり、義務教育があり、全員がそこに勉強したからであります。最近、子供を対象にした、あるいは子供による物騒な犯罪がふえているのは、地域住民及び父母と学校のきずなが弱くなり、子供と地域住民とのきずなも同様に弱くなっているからであります。もし本当に、ちょっと過激な話ですが、効率的な運営をすれば、テレビ、ビデオが発売されたときにすべて通信教育にすればいいんです。今なら日本で一番優秀な先生にインターネットで授業を受ければいいんです。

ただ、そういうことにはなりません。適度な児童と先生との関係、それを外側から包むように見守っている地域住民とのきずな。教育は教えるだけではありません。教えて育て

るのです。教えるのが先生であれば、育てるのも先生、親、そして地域住民であります。その基本はどこも変わりございません。その基本に立ち直って、もう一度教育というものをお考え直してみる必要があると思ひます。

また、越路小学校のある越路地区へ定住された方は、学校が近くて安心というのも大きな理由の一つであります。何も近いから便利だという理由だけではなく、近くにあるから安心して子供を児童を通わすことができるという心理的な面が非常に大きいのです。その心理は、都合のよい安心から来るものではありません。

私自身は、このように歴史に裏づけられた学校は地域に歴史があります。安心して暮らすことができるということの裏返しにもなるわけであります。

ノスタルジックに歴史、伝統のある学校を廃止するなど言っているのではありません。感傷論だけでいえば、廃止してみんなの思い出にしてしまえばよいのです。がしかし、地域社会のきずなの回復、偏差値偏重ではなく教えるという教育の再認識、一律ではなく各地域に根ざした町政ということが叫ばれている中、簡単な数合わせ、行政の都合で本当に越路小学校を廃止してよいのかということをお再度認識していただきたい。

脅かしではありません。小学校の廃止は、そこに通う児童の教育の質及び地域社会に大きな影響を与えます。それはすぐには表面化しませんが、5年、10年、20年たつにつれ、ボディブローのように響いてきます。何も大きいのがだめで小さいのがよい、新しいものはだめで古いのがよいと言っているわけではございません。言いたいことは、子供が学ぶのは学問だけではないということでありませぬ。それにあわせて学校と地域とのきずな、それに基づいた地域の活性化、住み心地のよい町はどういう町か。根本に立ち返って再度



考える必要があると思います。

終わりになりますが、先日の越路小学校の存続を求めるといふ会の皆さんが一生懸命になられて、地域住民二十歳以上3,439名中2,841名、82.6%の署名があったわけであります。町長、この署名は軽かったのでしょうか。お答えを願います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 田中議員の質問にお答えをしたいと思います。

また、高邁なる理念をお聞きいたしました。

そういう中で、小中学校の統合につきましても、ただいま各界各層の方々によりまして学校統合検討委員会を設置し、少子化の中で町内の小学校、中学校をどのようにすれば子供たちの教育に一番いいかを検討いたしていただいております。

越路小学校の存続を求めるといふ2,841名の署名も去る30日にいただきました。その意向も大変大切であると思っております。しかし今は、学校統合検討委員会の答申をいただきまして児童のために何がいいか、どうすれば一番いいのかを見きわめながら進めてまいりたいと、そう思っております。

議長（作間七郎君） 田中治夫君

36番（田中治夫君） 町長、統合検討委員会で論議しておられるのは、もうわかっていますよ。私の聞いているのは、その署名が軽かったのでしょうかということ聞いたんです。お答えください。

議長（作間七郎君） 田中議員に告げます。議会申し合わせにより再々質問までです。ルールを守っていただきたいと思います。

36番（田中治夫君） わかりました。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 署名は署名で重要な

ことだと思っております。これはまた重く受けとめております。

以上です。

議長（作間七郎君） 田中治夫君

36番（田中治夫君） これはいいんでしょう。町長は物を申すのは、いいんでしょう。

議長の言ったことをきちっと守らないとね。失礼しておりますが、もうしばらくで終わります。

重いということでもあります。当時、求める会の田長利会長も重いなど。手渡すときに。それはペーパーですから、これぐらいあったんですね。私ちょっと立ち会いしておったんですが、それは重いですよ。もう一つ、住民の熱意ですね。それは重いんです。重いんです。そうことで、していただきたいと思います。

予告をしてなかった、ちょっと1件あったんですが、きのうの産業建設 述べるだけでいいですね。答弁要りませんから。産業建設常任委員会で二宮のバス停から採石場へ行くC-1号線のバイパスといいますが、山手の方に道路の新規事業が進められておりますね。北口の方、北の方、出口。道路というのは、新設道路は入り口があって出口がなかったらバイパスになりません。道路になりません。その辺でちょっと私も旧鹿島町で理解している内容と、きのうその委員会で説明された執行部の考え方と大変食い違いがあるということを知りましたので。

そしてもう一つ言いますが、越路小学校の大変皆さん知っておられると思うんですが、昔越路小学校のグラウンドというのは400メートルのトラックがあって、郡の中学校の体育大会あるいは各種大会がそのグラウンドで行われた。そして昭和55年、25年ほど前、校舎の新築のときに3分の1ほど削った、削られた。グラウンドがですよ。そして今また執行部の考え方では、越路小学校のそのグラウンド、また3分の1ほど道路の北側の出口に

つぶすということを聞きましたので、これは大変なことであると。

何でかといいますと、小学校の創立記念日の大運動会、6月5日にあったんです。お天気よかったです。私も行ってきました、30分ほど。あのすばらしいグラウンドで、高台で児童たちが一生懸命プレーしているわけなんです。見事なものですよ。中能登町も日本も平和だな、楽しみだなと、そういうグラウンドなんです。思い切り飛んだりはねたり走ったり。あの躍動感あふれるこれからの子供たち、大変見事でありました。

したがって、あの用地がまた3分の1削られるのかなと。それは私の理解しているのとの見解の相違があるわけなんです。何でこの1年4カ月、特例で議員がいたかというのは、合併協議会に協議したことが新町になって、それがうまく事業運営がいつているかどうかを確認するために1年4カ月特例があったんですよ。だから私はさっき言ったように、一つの節目であるからこういった問題にきちっと共通の認識をしたいということなので。

答弁要りませんけれども、この問題は改めてまた議論したい、そういう思いでございますので。

質問を終わります。ありがとうございました。迷惑かけました。

議長（作間七郎君） 次に、29番 坂井幸雄君

〔29番（坂井幸雄君）登壇〕

29番（坂井幸雄君） せっかく与えられた一般質問ですので、できるだけ頑張ってみてみたいと思います。先ほど田中議員からの本当に教育に関する重苦しい論戦でございましたので、ひとつ議長、執行方、一回深呼吸して、ちょっとなごやかにやっていかないと、どうもいい答弁が出てこないような感じがしますので、よろしくをお願いします。

では質問させていただきます。

第1問目ですけれども、古墳公園とりや緑

の広場の拡張についてでございます。

今、川田地区、県営圃場整備事業とあわせて石塚川の改修、廃川かわかりませんけれども、ともにあわせて整備をされております。残土が積み上げられているわけでございますが、どのような利用方法かわかりませんけれども、旧の鳥屋のときには今の広場の隣接地の用地を拡張したいという意向だけは聞いておりますが、時が変わり杉本町長にかわったわけでございますので、その点どのようなお考えを持っておられるか、前進的な答弁を期待してお聞きしたいと思います。

実は緑の広場といいますと芝のことですけれども、あそこは多目的広場でございますので、生涯スポーツとして往々にグランドゴルフに利用させていただいております。先週も女性協議会の方々並びに企業の方々、それからJAの年金友の会の方々がグランドゴルフに利用させていただいております。大変有効に利用させていただいております。

そのときにも皆様方が、その前の田んぼをどのように利用するか。できたらぜひとも広場ということをお願いしていただけませんかというご要望がありましたので、グランドゴルフのお世話をさせていただく自分としては、ひとつあわせて要望をしたいと思います。

それとあわせて、以前にも旧町のときでもお願いしたんですけれども、今は広場では防犯灯がついております。そこでもう一つ、もう一段ということでございますが、管理棟の横の木柱の建物がございまして。あの頂上で景観を損なわないようにしてサーチライトなどをつけていただければ、大池の景観も、また広場の利用もできるのではないかと思うわけでございます。

最近は本当に教育も大切でございますが、少子・高齢化に対して超高齢化の対応も大事ではなからうかと思っております。18年度の老人保健特別会計では22億3,000万円、介護保険特別会計では14億円、国民健康保険特別会計で

は16億円、合わせて52億7,000万円ほどの予算を計上して、社会福祉関係に係るすこやかな、できるだけ健康で長生きしたいということでございますので。ただサーチライトやらつけていただけますと、気分転換で散歩もできますし、また夏場でも涼しいときには練習もできるのではなからうかということでございますので、ぜひとも景観を損なわないようにしてサーチライトをひとつあわせてつけていただくということを要望いたしまして、町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の質問にお答えいたします。

県営圃場整備事業、鳥屋北部地区及び石塚川改修関連土地改良事業の2つの県営事業により、川田地区、新庄地区を流れる石塚川を廃川にして圃場にし、13号排水路を廃川にして二宮川に合流させる工事を今行っているところであります。

その中で石塚川廃川敷の一部、約8,000平方メートルと、川田地内で圃場整備事業の実施直後に亡くなられ、事情によって家族が財産を放棄されたことに伴い、現在は管財人預かりとなっている土地約1万5,000平方メートルの2カ所の合計、約2万3,000平方メートルが川田古墳公園前に集積をされておりでございます。

この土地については、旧鳥屋のときからいずれは古墳公園広場として利用する計画があったとお聞きをいたしております。私も現地を見まして、広場として拡張すれば今よりも増して公園機能が高まるものと思っておりますので、今後前向きに検討してまいりたいと思っておりますし、ただいまサーチライトの件もありましたけれども、これも現地を見て検討いたしてまいりたいと思っております。

また、平成17年度には、この広場へ行く道路も県道から大型バスも行かれるような改良

もいたしているところでございます。

中能登町にとりまして大事な広場であるとうと、そう認識をいたしております。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） 前向いた答弁で、ありがとうございます。きょう女性協議会の方、たくさんの傍聴の方の温かい支援があればこそだと思います。ぜひともよろしく願いたいいたします。

その次、2番目でございますが、農業関係についてでございます。農業関係は大変難しい問題でございますが、お聞きになる人はいじくらしいなという観念でございますが、ひとつよろしく願いのほどお願いいたします。

町長にひとつお願いします。

所信には、近年、農家の高齢者並びに後継者不足から耕作放棄地が荒れ放題ということになっているわけでございますが、去年、新農業・農村・食料ビジョンということで検討委員会がなされております。

それで、新たな制度に関して、第1次産業として杉本町長の取り組み方の所信をまづもってお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員から、町長は農業関係にどう考えているかというようなことであったと思います。

ご存じのように、中能登町におきましても商工業、農業は大事な大事な産業であるとうと、そう思っております。そういう中で、少子・高齢化といいますが、だんだん農業をする方が高齢化してきておりまして、農業の形態も大きく変わってきているわけでありませう。

平成19年度からは農地、水、環境保全の整備、また集落営農、また地産地消といったようなことで農業も大きく変わってきております。そういう中で、やはり国の食料を安全で安心で、どうしたら国民の方々に与えられる

といえますか、食べていただくか。そのような考える農業に入ってきているのではないかと、そう思っております。そういう中でのこれから安心、安全な、そんな食料が安心して国民の皆さんに食べれるような、そんな施策をしてみたい、そう思っております。

そういう中で、大変農地も荒れているわけでありまして。そういう中での圃場整備やら、あるいは農道の整備やら、そういう環境も整えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） その次からは担当課長にお願いしたいと思っております。

1つ目は、転作水田の確認を5月24日前後でされたと思っております。その確認の調査の結果をわかったらお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

その次は、能登白ネギについてでございます。当初予算でも大変な高額な補助金を出していただきまして、面積拡大ということで日々努力されていたわけでございますが、中能登町ではJA全体並びに中能登町の作付面積のことにに関してご報告をお願いしたいと思います。

それと遊休農地の解消の件でございますが、今定例会では17年度の専決処分では20万円減額されております。18年度の予算では10万円ということでございますが、金額に些少はあると思うんですが、10万円ということで解消する方法をどのように思っておられるかお聞きをお願いしたいと思います。

それと品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農についてでございますが、19年度からはいろいろと認定農家を中心とした集落営農が行われるわけでございますので、そのことに関してどのような方法で転作作物の推進をすればいいかということでございますので、その点、課長の考えをお聞きをお願いしたいと思います。

もう一つは最後に、食品衛生法によるポジティブリストということで、平成18年5月29日より施行されております。農薬の残留基準が大幅に変わって、輸入製品もあわせて制限されております。

きょうの新聞でも農薬の関連に関して、中国からは30%減の輸入が制止されているわけですが、この件に関しては大変難しい問題でございますが、ただ農薬の撒布の場合にはその飛散並びにいろいろともろもろの他の農薬が入ってくるわけでございますので、その飛散方法並びにその告知などをどのようにして考えておられるか、あわせてお聞きをお願いしたいと思います。

早口でたばたばと言いましたのでちょっとあれですが、あわせてよろしくお聞きします。

議長（作間七郎君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 坂井議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点の水田の減反、転作確認後の確認調査の集計についてでございますが、5月22日から6月16日までの予定で現在確認作業を実施しております。この後、全地区が終了しましてから7月中旬までの、大体それぐらいまで集計をし、水稻作付面積が超過した地区につきましては稲の青刈り稲で対応をしていただく予定でございますので、県から示されている町への生産調整の面積が未達成にならないように区長、生産組合長さんへ協力をお願いしているところでございます。

それから、第2点目の能登白ネギにつきましては、当町の作付面積、これは今年度は5.8ヘクタールでございます。それから、能登わかば農協管内全体では23.8ヘクタールということになっております。

3点目の遊休農地解消対策についてでございますが、解消全体の対策といたしましては農業、農村が持つ多面的な機能のそうしたも

のが大変大切なんですけれども、後継者不足等によりまして一たんその多面的機能が損なわれますと、その地域の住民の方の生活にも大きな影響を及ぼす。それから、その復元するのに多大な時間と経費が必要となります。

現在、町内におきましてもあちこちで荒廃地化した小さな区画の水田が目立ちますが、これを生き返らせるときには圃場整備事業以外にはない、水田の汎用化をする以外にはないと、そのように思っております。将来にわたって良好な状態で次の世代に引き継ぐということが皆さんの使命でもあると思いますので、今後も関係農家の理解の促進に努めていきたいと思っております。

なお、20万円等の事業のことをおっしゃいましたが、確かに事業名は遊休農地解消対策ということになっておりますが、あの事業につきましては生産調整の対象外のところの荒廃地に対して適用するように定めているものでございますので、今ほど申しましたように全体の荒廃地対策といたしましては、まず第1に圃場整備をして農地の汎用化を図ってきたいと考えています。

それから第4点目に、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農についてご質問がありました。議員もおっしゃいましたように、平成19年度から実施をされることになっておりますこの対策につきましては、5つの要件が課せられております。

1つは、地域の農用地の3分の2以上を集積する。農作業の受託でも結構でございますが、その目標を掲げるということ。

それから2番目は、規約を作成すること。

3番目は、経理の一元化をすること。

4つ目は、組織の主たる従事者について農業所得の目標を定めること。その目標は、現在町が基本構想として定める水準以上の所得金額でございます。

それから最後の5つ目は、農業生産法人化計画。向こう5年以内に法人化計画を作成す

る。

その5つでございまして、現在町内で対象となる可能性のある集落営農の組織につきましては米と麦と大豆、その3つの種目でもって20の組織を候補に上げております。それらがすべて対象となるように現在育成指導に努めております。

それから最後、農薬のポジティブリスト制度についてのお尋ねでございまして、これからの家庭菜園であって農薬を使うとき、どのような注意をするかというようなことでございます。

確かにこれまで農薬の残留農薬基準というものがあったものにつきましても、今回はその基準が0.01ppmということで示されております。ppmというのは100万分の1ということでございますので、さらにその0.01でございますので1億分の1という微々たるもの。具体的にいいますと、小学校の25メートルプール、深さ1メートル、幅12メートルくらいでいきますと、そのプールの中に塩を一つまみ、3グラムだけぽんと入れた、それくらいの濃度だそうでございます。その濃度がいわゆる残留農薬として残っているような食品については、これは売ってはだめというふうな厳しい基準になったわけでございます。

原則として、すべての農薬について、あるいはすべての食品について基準値が示されておりますので、その農薬を適正に使用しては問題はないのかということですが、幾ら自分で適正に使っておりましたも、使った覚えのない農薬が隣の畑につくられている作物から自分がまいた農薬が原因で検出されるという、そういうこともあり得ます。

今後、農薬を幾ら家庭菜園であってもまかれるときの注意といたしましては、難しいんですけれども、天候、それから隣の作物の状況、それから散布をするときの器具、そして散布をするときの方法等、そうしたものを検討、確認した上で、特に一つの圃場に何種類

も作物があるといったような場合は特に注意が必要であると、そういうふうな通達を受けておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） 先ほどの水田確認の件でございますが、減反は以前は面積で減反ですが、去年からは数量でその次の面積を確認していくわけでございますが、大型基盤整備をしておりますとその1年間は休耕ということでございますので、地域間の調整というのは今年度は必要あるかないかということでございます。

なかつたらなかつたでいいんですけれども、まだ統計していないのですからわかりませんけれども、それに関してのやりとりに関する利用権というのはどのように考えておられるか。先の話ですけれども、お聞きしたいと思います。

それと、能登白ネギについてでございますが、面積拡大されたわけでございますので、やがて24町歩、合わせてそういう数字でございます。最近、町も国も県も補助金をいただいておりますが、調整選別機の推移をどのような計画になっているか、お聞きしてありましたらお知らせ願いたいと思いますし、わからなかつたらそれでいいと思います。

もう一つ、遊休農地の解消の件ですけれども、先ほどはいろいろとそういう集積か基盤整備で解消したいと言っておられますが、保全管理が往々に目立つわけでございますが、そのことに関して、自己管理だったらそれだけ草刈ればいいんですけれども、その他耕作放棄地の草刈りに関してはシルバー人材センターが請け負ってやっておりますが、その金額体系というのはどのようになっているか。最近では農業委員会から遊休農地の解消ということで勧告の段階でございますが、その点どのようにになっているのかお聞きしたいと思います。

食品衛生法のポジティブ制度については、確かに自分が使用しない農薬が飛散してくるわけでございますので。ただ、今集落営農をしておりますと防除に関して無人ヘリが往々に利用されるわけでございますが、その点、飛散する可能性が往々にあろうかと思imasuので、ネギ並びに大豆などの類似に作物をつくっておられる方々が稲作の防除に関して飛散することが往々にあろうかと思imasuが、その点どのような指導をお願いするか、お聞かせ願いたいと思imasu。

議長（作間七郎君） 表農林課長

農林課長（表 辰祐君） 坂井議員の再質問にお答えをいたします。

まず生産調整の集計に関しまして、多分限りなく100%に近づけるためのその調整のことだと思imasuが、これは旧3町のエリアでそれぞれ調整をするということに聞いております。

その仕事は農林課でいたしますけれども、作業は旧鳥屋なら鳥屋の中で調整をする、鹿西は鹿西の中でというふうな、そういうことでございます。

それから保全管理田の管理について、シルバー人材センターへ委託するときの金額と言われたんですけれども、私たちは直接シルバー人材センターへ保全管理のために委託しているというのは、ちょっと私記憶がないんですけれども、シルバー人材センターへ作業委託するときには、それはセンターの中で例えば除草であれば1時間当たり幾らというふうな料金体系が決まっておりますので、それに従ってやるということになると思imasu。

それから能登白ネギのネギ調整選別施設の件でございますが、それは今年度実施をする予定になっております。事業費につきましては2億1,147万円ということで、そのうち国庫が2分の1、県費が10分の1、それから町費につきましては、これは中能登町と七尾市とで作付面積等に応じて配分いたしております。

す。当町につきましては671万3,000円が負担をするというふうになっております。

それから、無人ヘリのことでございますね。

あれにつきましては、去年も中能登共済さんもたしか導入されておりますので、いわゆる引き受けするところが農協さんもあれば共済さんもあるということで、要請があれば、5ヘクタール以上とかいうふうな何か規定があるそうでございますけれども、どれだけでも応じたいというふうに先日もお話を伺っておりますので、またよろしくお願ひいたします。

ただいまのところの無人ヘリコプターによる飛散については、一応水稻というふうに伺っているんですけれども、また大豆等もこれだけ規模が大きくなっておりますので多分使えるのではないかなと思っておりますが、また詳しいことは後ほど調べたいと思っております。

よろしくお願ひします。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

議長（作間七郎君） それでは再開をいたします。

次に、2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） それでは、2件について質問したいと思います。

最初に、循環バスについて。

循環バスは、今や町民の足 とはいってもどちらかというと交通弱者の方が主体ではなかろうかと思っておりますが としても、また動く交流の場としても大変に重宝がられているようです。とはいっても駐車場所や運行コースと多少不満な点もあるやに聞いております。

町民への最も身近な行政サービス部門の一

環として、運行経費の削減を図りながら利用する人の目線に立ってニーズに対応し、一人でも多くの方に利用されるよう検討して、いかにして利便性の向上を図りながら利用者の増加を図ろうとしているかについてお尋ねしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 諏訪議員からご質問がありました循環バスについての質問にお答えをしたいと思います。

循環バス運行につきましては、新町に移行後、鹿西地区のまほろば号の運行を新たに加えて3コース体制の運行により1年が経過をいたしております。運行上のいろいろな問題点が見えてきたところでございます。

この中で特に重要なことは、諏訪議員ご指摘の利便性の向上と利用者数の増加であると思っております。このため、今年度はこれらの問題点の解決に向けた取り組みをできるだけ早く行うとともに、循環バスの中長期的な方向づけを行う予定にしております。どうかご理解をいただきますようお願いをいたします。

なお、平成17年度の利用状況等を含めまして、この後担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

〔地域振興担当課長（堀内浩一君）登壇〕

地域振興担当課長（堀内浩一君） 平成17年度の利用状況でございますが、かしま循環バスでは年間約4万5,000人余りの利用がありました。平成16年度に対し年間乗客数で約3,400人の増でございます。率では8%の増となっております。料金収入面では対前年度22万円余りの増となっております、率では14%余りの増となっております。

また、鳥屋地区のゆう友バスでは年間1万6,600人余りの利用があり、平成16年度に対

し年間乗客数では2,100人余りの増、率では15%の増となっております。料金収入では約1万4,000円の増、率では約12%の増となっております。

また、鹿西地区のまほろば号につきましては、1年目でありますので対前年の比較はできませんが年間乗客数は1万3,000人余りとなっているところでございます。

空席が目立つバスもありますが、いずれも運行開始以来、乗客数、料金収入ともずっと増加傾向となっております。

しかしながら、地域別に見ますと鳥屋、鹿西地区では鹿島地区と比べまして乗客数、料金収入ともかなり少ない状況でございますので、町の財政負担も大きく、改善の余地があると考えております。

考えられる方策といたしましては、バス待ちがしやすい環境と気軽に乗りやすい運行コースの設定、行きたい場所、乗りたい場所を踏まえた運行コースの設定などがございます。現在は旧町単位で午前2便、午後2便の運行を行っているところでございますが、旧町単位で運行を行っているため旧町以外の場所に行くには不便な状態となっております。この点について、まず改善を図る必要があると考えているところでございます。また、旧道を運行コースにもっと加えますとともに、バス停数の追加、それから乗降時の安全性が確保できる区間にはフリー乗降を加えるなどのことが考えられるかと思えます。利便性が増せばおのずと利用者もふえ、料金収入が多くなりまして町の負担も減るといふふうに考えられます。

今年度、これらのことを踏まえまして関係各位のご意見をお聞きして、できるだけ早く改善を図りたいと思っておりますので、どうかご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 今ほどの説明ですと利用者の数が地域によってかなり差があると

思うんです。地域の大小を考慮するにしても1日当たりで割っておりますとかなり差があるように思います。大変大きな予算を使っておりますので、空気を運ぶというようなことのないように。

私もちょっと考えてみると、バスの大きさ、駐車場所、運行コース、運行曜日、運行の便数、利用する方の年齢といったようなことを広い範囲で、しかも利用しておいでる人の目線に立ってゆっくりと検討して、一人でも多くの方にかわいがられてもらえるようなバスにしていきたい。このことをお願いしたいわけです。

次に、18年豪雪について。

18年豪雪における雪害状況については、まだ雪が十分消えないときに中間的な報告があったわけですが、雪が完全に解けました今日に至ってもまだ何の報告が示されていないように思います。石動山にある町文化財の旧観坊の屋根の一部に破損が生じているようなことも聞きました。山林の倒木や地すべり等により道路、水路等が埋もれているようにも聞いております。町指定名所の不動滝においては既に復旧工事に着手しているようですが、豪雪のつめ跡をいつまでも放置することなく各課が連携を図りながら早急に対応すべきでないかと思えます。どのようにお考えでしょうか。

そこで、豪雪状況と今後の対処、あるいは既に取りかかっていることについてのお答えを願いたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 雪害状況についてであります。今回の豪雪の影響は町内の山間部において深刻な影響を受けたのではないかと思っております。特に杉の倒木やのり面崩壊など、これまでにない規模の大きい被害をこうむりました。また、文化財関係では石動山にある施設が特に被害を受けており、大宮坊や旧観坊、行者堂などが被害を受けておりま



す。

次に、その対応についての質問であります  
が、倒木処理などについては残念ながら災害  
として見てもらえないところがありますが、  
のり面崩壊箇所や文化財関係につきましては  
今後とも石川県と協議を進めながら対応して  
いきたいと思っております。

さて、ここで過去の豪雪の記録を振り返り  
ますと、この地域には昭和38年にも豪雪が記  
録をされております。また、この20年後には  
56豪雪、59豪雪がありました。今回の豪  
雪もこの20年後であります。今回の豪雪を教  
訓として、今後とも雪害対策の充実と強化を  
図っていききたいと思っております。

なお、雪害状況の詳細につきましてはそれ  
ぞれの担当課長に答弁をさせますので、よろ  
しく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） それでは、森林  
関係の被害につきましてお答えをいたしま  
す。

ことしの冬の雪害によりまして何十年も大  
切に育ててこられた木が無惨にも折れたり倒  
れたりして山の所有者に大変な落胆を与えて  
いるということは、被害状況を見て感じてお  
ります。石川県でも70%を占める森林、当町  
でも56%が山林でございますが、木材生産の  
働きのみならず、山の持つ役目というのは水  
資源の涵養とか山の保全、そしてまた緑と触  
れ合いの場、さらには地球温暖化防止といっ  
たような、そういう多様な働きが期待されて  
おります。

そこで、今冬の被害でございますが、具体  
的には全町で杉の木に与えた被害ございま  
すが、14.06ヘクタールという数字を把握い  
たしております。まず町有林で石動山でござ  
いますが0.46ヘクタール、これはそれぞれ被  
害率が何カ所かに分かれておまして、  
30%、50%、中には被害率が80%にも及ぶと

いう地区もございます。それから個人所有林  
でございますが、小竹、能登部上、能登部  
下、金丸、久江、花見月、その地区で合計で  
4.49ヘクタール。それから県有林では、石動  
山で7.49ヘクタール、花見月、武部の公社林  
で1.62ヘクタールという倒木の被害が報告さ  
れております。

林道に關しましての倒木のことでございま  
すが、これは基本的にはその山の持ち主の方  
に処分をお願いすることを区長さん方のご理  
解を得てまずご案内をいたしております。中  
には不在地主あるいは境界が不明といったよ  
うなことで、個人にお任せをするといったよ  
うなことができない地区がたくさんあったわ  
けですけれども、それらの地区におきまして  
は地区の共同作業で対応していただいている  
ということで報告を受けております。

以上です。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 土木関係の  
方で、町道関係の雪害状況につきましては、  
のり面崩落による土砂流出や道路側溝の埋没  
などが若干見受けられました。これらにつき  
ましては、通常の前算の範囲内で整備が終わ  
っております。

今後、梅雨に向かいますので、予測されま  
す2次災害につきましてはパトロールを強化  
いたしましてその対応をとりたい、そういう  
ふうを考えておりますので、よろしく願い  
いたします。

議長（作間七郎君） 後藤教育文化課長

〔教育文化課長（後藤和雄君）登壇〕

教育文化課長（後藤和雄君） 文化財関係  
につきまして諏訪議員のご質問にお答えしま  
す。

文化財関係の雪害については、大宮坊の屋  
根に取りつけられている避雷針の銅導線が切  
断いたしました。また、県指定文化財である  
旧観坊では屋根の小屋組みを支えるはりや軒

先の化粧たるきを支えている枯木が折れるなどしたほか、町指定文化財である行者堂では箱棟が落下するなどの被害を受けました。

建物関係以外では、雨の宮古墳群や石動山内の樹木が倒れたりグリーン広場の藤棚が崩壊する等の被害を受けております。

こうした雪害への対応については、県教育委員会に毀損届を提出するとともに、行者堂及び大宮坊については建物共済保険により復旧工事を実施しております。

また、毀損の著しかった旧観坊については、現在その復旧方法について財団法人文化財建造物保存協会に調査を依頼して検討を行っているところであります。具体的な方針が決まり次第、県教育委員会と協議の上、復旧工事を図りたいと考えております。

また、倒れた樹木等につきましては、シルバー人材センターに委託し処理を行っているところであります。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 今ほどの説明で特に注意していただきたいところは、地すべりの起きたところでの2次災害、それと石動山旧観坊の屋根の傷みですが、古い建物になりますと雨漏りということで大変傷むことがありますので、この点と、もう一つは、カヤぶき屋根におきましては全国的にも補修できる業者の数が少ないということを知っておりますが、そういうことから考えていきますと、やはり傷んでから直すということよりも計画的に屋根の補修を行っていくということも重要ではなからうかと思っておりますが、この点についてどうお考えでしょうか。

議長（作間七郎君） 後藤教育文化課長

教育文化課長（後藤和雄君） ただいまのことですが、今回の被害につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、今後につきましては、先ほど言われましたように計画的に進めることも含めて検討していきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 表農林課長

農林課長（表 辰祐君） 諏訪議員の地すべり箇所ということについてお答えをいたします。

林道小金谷線の起点から約2.5キロほど行ったところに地すべりといいますが、少し規模の大きなり面崩落の現場が発生いたしております。のり面の崩落が2カ所、そしてまた地獄谷川を埋めてしまっているというような箇所が1カ所と大体3カ所の現場があるわけございまして、今議会でも800万円の増額をお願いいたしておりますが、それらにつきましては早急に現場を復旧して2次災害のないように努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） これらの対応につきまして、町独自でできる範囲内ものは各課の連携の上で、そして国、県にまたがる場合には適正に対応して行ってほしいと。このようにお願いして、質問を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

3件についてであります。まず1件は、談合を防止し厳正な入札制度と点検システムの確立を。2件目は、はり灸療法への助成券の発行制度を。3件目、これまでの町政の根源についての一般質問に対する当局の見解についての確認。以上3件についてであります。

私がさきに資料としていただいた入札結果の一覧表によりますと、4,000万円以上が7社であり、2社を除きすべてが落札率97%以上となっております。競争入札178件、随意契約128件、合計306件の中で6件以外はほとんどすべてが平均96.38%前後となっているわけであります。特に落札率を見ると零細業者が割合に低く、大口業者が比較的に高くな

っている。こういう結果が出ているわけであり  
ます。

ご承知のように公共事業をめぐる入札談合  
事件が相次いでおります。なぜ談合事件が続  
くのか。これを防止するにはどうしたらいい  
のか。以前は考えの及ばない業者が突然指名  
されたり、地元業者や零細業者は全く無視を  
されたり、あるいは天の声とか、当局と業者  
の癒着など疑問を持たざるを得ない事態が数  
多くありました。

私は談合問題について、昭和38年以降、今  
回で19回目の質問であります。こうして入札  
内容の改善のため皆さんとともに改善に努力  
をしてきたわけであります。

平成13年4月以降からは、旧鹿島町では県  
内では最も早く設計価格、予定価格の事前公  
表にまで踏み切りました。しかしながら、落  
札価格においては目に見えるような改善がい  
まだに見られないように感じられるわけであ  
ります。

最近のテレビ報道によると、ある学者の発  
言では、落札率75%以下でなければ赤字にな  
らない、90%以上では談合とみなさなければ  
ならない。2003年、平成15年の全国1億円  
の落札率では長野県が75.5%、宮城県では  
81.6%、ところが富山県においては97.5%、  
島根県においては98.5%となっております。  
横須賀市においては、談合防止条例の適用に  
よってそれまでの97.4%が73.1%にまで下  
がっているわけであります。

中能登町の場合においては、平成16年度、  
工事発注額33億5,706万円、17年度におい  
ては工事発注額18億1,009万9,000円、18年度に  
おいて工事発注額、既に26億8,489万9,000円  
となっております。

私が試算をした一つの例としまして、旧鹿  
島町の場合、平成4年から11年度まで8年間  
の工事発注額は80億2,206万9,000円であり、  
年間平均が10億300万円となります。中能登  
町となると大型事業を含め20億円は下らない

ものと考えられるわけであります。17年度は合併  
初年度のため大型事業は実施されなかった。  
それでも18億円となっております。18年度に  
おいては既に26億8,489万9,000円となり、年  
間20億円としても、その5%を仮に当局と業  
者との理解と協力によるならば何と1億円の  
財源を生むことができるわけであります。

談合は工事配分を事前に行い、受注を确实  
にし、事業費を高どまりするものであり、  
107億円、町民1人当たり53万3,171円、1戸  
平均にして171万4,922円の負債を抱えている  
現在の中能登町においては、それをなくして  
いくことは当然であります。

釈迦に説法だというふうに思いますけれど  
も、幸いにして杉本現町長は町長就任以前ま  
で建設業者であり、こうした点については嫌  
ほど経験をなされておられる方だというふう  
に思うわけであります。

平成11年、私が単独で行政視察をした福井  
県の松岡町、ここの町長は建設業者出身で、  
余りにも醜い談合に怒りを感じ、勇気を持っ  
て町長に立候補され見事当選を果たし、入札  
行為の抜本的な改善を図り、平成11年度の各  
種落札率は75%から85%どまりとなってい  
ます。なお、能登病院に場合においては、あ  
の百数十億円か200億円を超えるというふう  
な大事業の中でも落札率を見ますと94%から  
96%であります。

ところが旧鹿島町のこれまでの例では、平  
成6年10月12日、入札をされた屋内ゲートボ  
ール場の入札に当たり、予定価格2億7,851  
万5,000円に対し落札額が1億9,400万円、  
69.63%、何と8,461万5,000円も予定価格か  
ら下回ったわけであります。要するに談合が  
ないという結果が必ず出てくるわけであ  
ります。

そこで、少しでも談合を防止するために、  
これまでの諸施策が中能登町に生かされてい  
るのかどうか、次の点について答弁を願いた  
いと思います。

まず1つは、設計価格、予定価格の事前公表について。

2つ目は、落札価格は高値安定ではないのか。

3つ目として、今後入札制度の透明性、競争性の改善についてはどのような見解を持っておられるのか。

4つ目においては、地元業者の育成と優先について。

5つ目は、建設工事競争入札参加者等選定要綱の有無について。

6つ目は、建設請負業者の指名停止に関する要綱の有無について。

7つ目は、公正入札調査委員会の設置要綱の有無について。

まず、以上の点についてお答えを願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山助役

〔助役（小山茂則君）登壇〕

助役（小山茂則君） 五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の設計価格、予定価格の事前公表はということでした。予定価格におきましては現在公表しております。設計価格におきましては公表いたしておりません。

それから、2番目の落札価格は高値安定ではないのかというご質問でございますが、落札価格は高値安定ということで議員おっしゃいますが、平成17年度における予定価格における落札率は96.4%であります。設計価格に対する落札率は91.2%であります。なお、当町におきましては最低制限価格については今のところ設定はいたしておりません。

3点目の入札制度の透明性、競争性の改善についてというご質問でございます。入札制度の透明性、競争性については、現在、県において平成17年度に公布された公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく総合評価制度の導入について今現在、担当者レベルで

の研修が行われているところであります。そういうことを踏まえて今後そういう対応をとっていきたい、このように思います。

それから、4点目の地元業者の育成と優先についてというご質問でしたが、この点におきましては地元の業者を主をお願いするわけなんです。災害時の緊急対応や除雪時の作業委託など地元業者に依頼しなければならない点も考慮しながら、地域の特性により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については地元業者を中心とした指名選定を行っているところでございます。そういう点でご理解をお願いしたいと思います。

また、軽微な物品の購入、構造物の修理、修繕等におきましては、利便性を考慮して地元の業者を中心に依頼している、発注しているところでございます。

また、予定価格が50万円未満のような内容的に軽微な工事につきましては、中能登町小規模工事等契約希望者の登録制度というものを設けまして、そういうところに登録された方については受注の機会を与えるということで、そういう制度も取り入れているところでございます。

次に、5点目であったと思いますが建設工事の競争入札参加者と選定要綱の有無についてご質問であったのですが、これは中能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱として制定をされています。現在それに基づいて運用をいたしているところでございます。

それから、6点目の建設請負業者の指名停止に関する点でのご質問ですが、これにつきましては建設請負業者の指名停止に関する要綱ということで要綱を設けておまして、これに基づいて運用をいたしているところでございます。

それからもう1点でございますが、公正入札調査委員会の設置要綱ということでご質問があったと思います。これにつきましても入札の談合に関する情報を得た場合に、助役を

中心といたしまして関係者の委嘱をし、その対応をとるようになっております。この要綱も現在生きております。つくっているのが実態でございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） ありがとうございます。

そこで、先ほど助役が私の落札価格の低いのではないかという質問に対して、いや、そうではなくして設計価格に対するとおころの率は低くなっているから、したがってそういうことには及ばないというふうな意味での答弁ではなかったかなというふうに私は思うんです。

それはあなた方の見解であって、しかし実際は落札率というものはすべて予定価格を基準にして公表されているわけです。私は、だからテレビの報道にしても新聞紙上の報道にしても、すべて予定価格を基準にして報道されていたと思うんです。そこで私はそのように申し上げているのであって、その点はひとつぜひ誤解のないようにしていただきたいというふうに思うんです。

そういう点からいくなれば、私の申し上げている質問は決して間違いがない。だから当然、高値で価格が現在もおかつ続いているということをはっきりと指摘をしなければならぬというふうに思うわけでありませう。

なお、建設請負業者の指名停止に関する要綱なんですけれども、これは一応制定されているというふうな答弁でありましたけれども、これについての委員数、それからその委員がどの組織から選任をされているのか。以上のような点について答弁を願いたいと思います。

一応その点についてご答弁を願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山助役

助役（小山茂則君） お答えをいたしま

す。

先ほどの高値安定という点でございますが、今、設計価格に対する落札額については先ほど申し上げました91.2%というところで推移しておりますので、決して高くないという私の思いをお話しさせていただきましたが、公表されているものはあくまでも予定価格に対する落札額だということでございます。

そこで、当町においては予定価格につきましては町長に入れていただいているわけなんです、その段階で町長の方で諸般の事情を考慮されて、そういう予定価格を入れていただいておりますので、そこで今言われる推移が出てくる。

それから、今設計価格に近い予定価格で入札をされております県並びに金沢市等、幾つかの町、市があるわけなんです、そういうところでいきますと今、五十嵐議員おっしゃる落札価格の率については低くなっているんです、ちなみに今こちらの方で手元資料として持っている金沢市については、設計価格に近い予定価格ということで、結果的には入札率92.86%というものが公表されているわけでございます。そういうことも含めてご理解をいただきたい、このように思います。

それからもう1点の公正入札調査委員会の組織、委員ということでございましたが、これにつきましては、組織構成につきましては委員長が助役、副委員長に総務課長ということで、委員には参事3人ということで、あと該当する担当課長ということで組織される予定になっております。

以上です。

議長（作間七郎君） 皆さん、お昼になりましたけれども、五十嵐議員の持ち時間があと35分ありますので、五十嵐議員が済むまで、このまま続行してよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 建設請負業者の指名停止に関する要綱の公正入札調査委員会の要綱なんですけれども、ここで委員長が助役、そしてその他、総務課長あるいは参事というようなことを言われたわけなんですけれども、公正入札調査委員会のメンバーが内輪だけでそういうものをつくっても、何ら私は効果がないのではないかというふうに考えるんです。これは旧鹿島町のときにも、そういう構成について私は強く指摘をしたわけですが、その点についてはどのように考えておいでなのか。

それと、高値安定ということについては、去る去年の11月16日ですけれども、決算審査委員会において私がこのことを指摘をした場合に、杉本町長が、むやみな価格の引き下げはよくないので事業によっては予定価格を一定に決めている。石川県では小数点以下のゼロ%での予定価格であるが、中能登町では5%近くの予定価格を明示している。設計価格からそうするならば7%くらい低い率になるんだというふうな答弁があったわけです。このことは、今、小山助役がおっしゃった、答弁をされたこととは共通する内容ではないかというふうに私は思うんです。

そこで、平成13年12月18日、このような私の質問に対して旧鹿島町の長澤町長は、予定価格というものは私が設定しているんだと。九十数%と直近の落札価格になっているけれども、設計価格においては物価版とか単価表で積算をするのではなく数社の見積もり合わせによって一番低い金額を設計価格として取り入れをしている。諸経費についてもその現場の状況を勘案し、設計価格自体の節減を図るようにしている。最低制限価格は設定していないけれども、余り安く落札をした場合にはよい完成品ができないという事例もあるので気を配りながら実施をしている。私たちは設計価格に最善の注意を払い、国、県の方からも数年前から見たら工事のやり方を変えて

10%くらい設計価格を落とすように努力をしろというふうな指示はあったというんですよ。

そこで、以上のような点について現町長と長澤町長との入札制度に対するとところの中身について若干の差があるわけです。こういう点についてはどのようにお考えになっているのか。要するに、旧鹿島町では物価版とか単価表とか、それをただ単に積算するのではないと。数社の見積もりを具体的ににとって、そして一番低い金額を設計価格にしていると。こういうふうな答弁をしているんです。この点についてはどのような見解を持っているのか、答弁を願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山助役

助役（小山茂則君） お答えをいたします。

今ほどの旧の鹿島の町長の言われたことについての比較といいますが、そういう点で質問があったわけなんです、それにつきましては私ども思うところは、今現在、物価版と言われましても年に何回か出されるものによるものだと思います。そこで、現状の価格と物価版との比較で相当現状が低い場合は、その見積もりを徴収をしてその価格を設計に生かすということであろうと理解いたします。

設計価格に対するものについてのご質問については、そのようにお答えをさせていただきたい、このように思います。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 以上のような内容でございますので。特に本年は、既に予算化をされているところの要するにケーブルテレビですね、これが17億7,300万円の大事業です。さらにまた、庁舎とかあるいは統合小学校、中学校というふうなものは議題に出ていますので、今後、大型事業がメジロ押しに実施されなければならない事態に追い込まれるのではないかというふうに思うんです。

そうした立場から、この入札制度に対しては本当にアンテナを高くして、そして業者が、そして町がともに協力、協同の立場に立ってやっていけるような、そういう今後の入札制度を確立するために努力をしていただきたいということを強く求めておきたいと思えます。

引き続いて、はり灸療法に助成券の発行制度の実施についてであります。

3月議会で、はり灸療法の保険適用の件について質問をいたしました。その後、私の調査によると金沢市、白山市、小松市、輪島市などで交付。交付枚数は各自治体によって異なりますけれども、年間18枚あるいは12枚。自治体の責任において市はり灸助成券というのが発行されております。これは大変住民から喜ばれているわけであります。

元能登島の町長であった坂本評四方さん、あの人は、ご承知かもしれませんが腰痛でどうしても町長を辞任しなければならないというようなところまで追い込まれたんです。そして最終的に、試したということで鍼灸治療をやったわけです。見事に効果があって、完全に完癒したということについては私知りませんが、その後2期8年間務められたわけです。

それから、ここで今質問している私自身、昭和52年だったと思うんです。物すごい咳に悩まされて、そしてどうにもなくなって、それこそやはりあちらこちらのお医者さんにかかったんだけどどうしてもだめだと。場合によっては、もう殺してくれというくらいに言わざるを得ないように咳がとまらなかったんです。

ところがやはり鍼灸治療によって、ごらんのとおりほとんど完全に咳がとまってしまったというそういう経験があるわけであります。

そういう立場から、内容によってはそれが治癒することによって、それだけ町からの医

療費の出費というものが少なくなってくるわけです。こういう立場からも、ぜひこの制度を検討されて、一日も早く実施されるようお願いを申し上げたいと思えます。

資料、見本は担当課長の方へコピーをしてお渡しをしておりますので、この点につきまして、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

答弁を願ひたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

はり灸治療の助成金に関するご質問でありますが、ご指摘のとおり県内では金沢市のほか3市の福祉課で助成券が発行をされているそうでございます。3月議会でお答えをいたしましたとおり、鍼灸治療は基本的に医療とはみなされておりません。そこで、この4市では70歳以上の方に対して老人福祉サービスの一環として保険適用外の受診割引券を交付しているものであります。

こうしたはり治療を高齢者の健康増進のため補助制度を設け実施することも意義あることと存じます。今後、住民の皆さんのニーズを的確に把握し、関係の方々のご意見をお伺いをしながら前向きに検討してまいりたいと存じますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 非常に積極的な答弁をいただきました。ぜひひとつ早期に実現をしていただくことを心からお願ひを申し上げまして、最後の質問に移りたいと思えます。

町政のこれまでの根源についての私の一般質問に対する答弁、たくさんあるわけですが、どれも当局は必ず実現をしたい、実施したい、計画をしたいというふうな答弁であったかと思えます。

そこで、この問題につきまして、1つは杉

本町長の基本的な姿勢について。2つ目は、総合的な資料館建設構想の策定とその実現を。3つ目は、本庁舎の建設について。4つ目は、小中学校の再建と今後の展望について。5つ目は、議員の政治倫理条例と地方自治法142条の見解について。6つ目には、財源確保のため保険事業のさらなる推進と歯の80歳で20本の歯を残す8020運動の推進について。以上の点についての見解をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

私は、昨年4月に町民の皆様を初め議員の皆様方のご支援のもとに町長職につかせていただきました。本日まで誠心誠意、町勢発展のために皆さんに支えられながら努力してまいりました。就任のときに掲げた6つの視点、環境、産業、福祉、教育、情報、行革、それぞれの公約実現のために、またそして合併時において策定されました「ふるさとふれあい 心を育む 中能登町」を基本理念としながら、今後とも最大限の努力をしていく覚悟は揺るぎないものであることを確約したいと思います。

今どこの自治体にも早急に求められているもの、行政改革についても積極的に取り組み、健全財政維持のために努力をしてまいります。

中能登町が中能登町らしく、中能登町らしい中能登町を築き、県下で誇れる町、将来に夢のあるまちづくりに邁進していきたいと思っておりますので、今後とも皆様方のご指導、ご協力をお願いを申し上げます。

五十嵐議員を初め議員の皆様方に改めて基本方針に変わりのないことをお約束をしたいと思います。

次に、中能登町は邑知平野の中心地に位置をし、能登の国と文化発祥の地として多くの貴重な文化遺産に恵まれております。町民の

皆さん方にこうした歴史や文化財に親しみと誇りを持っていただき、ふるさとを共有し、愛する心をはぐくむための拠点となるような総合的な資料館は必要と考えております。

旧町で設置をされました各施設、ふるさと創修館、能登大墓の館、石動山資料館等の特色を生かし、中能登町が誇れる総合的な資料館構想を策定していくため、今後、町の長期計画の中で位置づけを検討していきたいと考えております。

次に、本庁舎の建設についての質問でございます。皆様方もご存じのとおり、鹿南合併協議会において新町の事務所の位置の協議の中で、専門家からも意見を聞くなどして幅広い協議を行いました。平成16年8月22日には旧3町において締結いたしました合併協定書の新町の事務所の位置の協定項目の中では、本庁舎の建設については合併後、特別委員会を設置し協議をするとしております。

本庁舎の建設については、今後の財政状況もにらみながら慎重に判断をしていかなければならないと思っております。

今後、適時に特別委員会を設置し協議することとしておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、小中学校の統合につきましては、鹿南合併協議会教育特別委員会を数回開催し、鹿南3町小中学校再編について答申がありました。鹿島、鳥屋、鹿西にある現在の中学校は、これからも少子化傾向が続くことなども考慮し統合すべきであるとの意見でありました。統合時期については合併後できるだけ早い時期に、また立地場所については、現鹿西中学校を増築し周辺整備も含めて新町の中学校にすべきだという意見と、新しい場所に新築すべきという意見がありました。中能登町誕生後、学校統合検討委員会を組織し検討を行っているところであります。秋ごろまでに答申をいただき、その後、皆さんの意見を聞きながら結論を出したいと思っておりますの



で、よろしくお願いを申し上げます。

また、議員が取り上げました8020運動につきましても、厚生労働省と日本歯科医師会で呼びかけている80歳で自分の歯を20本残す運動でございますが、歯は健康維持の観点からも最初に食物が入ってくることであり、それをそしゃくし栄養の吸収を高めていく重要な部位であると思います。そうした点から、町では歯科検診、乳幼児健診での歯科指導、歯周病疾患検診、また毎年好評を得ている街頭歯科検診をこの18日にも歯科医師会の協力を得て保健センターかしまで行うなど、当町は県内でも最も積極的に歯の健康運動に取り組んでおります。

また、健康保健事業についても他の市町に劣らぬ充実した内容のサービスを展開していると思っております。

今後とも住民ニーズに的確にこたえ、各種の保健事業をますます充実推進をしていくことが結果的には病気予防となり、財源維持にもつながるものと考えておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

議員倫理につきましては総務課長より答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕  
参事兼総務課長（苗山雅幸君） 五十嵐議員の議員の政治倫理条例と地方自治法142条の見解についてというご質問に対しまして、ご説明を申し上げたいと思います。

中能登町議会議員政治倫理条例と地方自治法第142条についてでございますが、地方自治法が上位の規定であり、当然、地方公共団体の長はこの法律を遵守することは言うまでもありません。そこで、改めて4役に係る条例の制定については必要がないかと私は思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 大変長期にわたった質問をまとめて答弁をしていただきましたけれども、一つは、町長が行政改革を積極的に推進するというふうにおっしゃったんです。これは非常にいいことなんです。

しかしながら、現在の国の、あるいは地方自治体の行政改革というものは、これまでみんなで闘い取ってきたそういう成果を財政の都合によって一つ一つ切り崩していく。これが一般的な行政改革の中身になっているわけです。だから今回の町村合併の中でも、中能登町を除いて他の自治体の町村合併は、合併と同時にそれを機会にして、これまでの積み上げてきた成果を片っ端から切り崩してしまっているんです。そういう点で、中能登町と他との町村合併の中身が大きく質的に違っているということを我々は自覚と誇りを持たなければならぬというふうに思うわけでありませぬ。

鹿島町におきましても私が長い間かかって80歳までのお年寄りの医療費を、当時は年8,000円でしたか、これを支給するようにやっていたのを、議会でこれを廃案にし、私はちょうど老人会長に選出されたものですから、老人会に訴えて署名をとって、そして再度議会にこれを反映させて復活をさせたわけです。そして、そのことが現在1万円として80歳以上の方々に配られている。喜んでおられる。これも要するに行政改革という美名のものにやられたやり方なんです。

こういう点については、ぜひとも行政改革、非常にきれいごとで聞きやすい言葉ですけども、中身が問題であるということをごひひとつ自覚をした上で、真のむだを省いてやっていくという行政改革に積極的に取り組んでいただきたい。このことを強く求めたいと思います。

さらに、今の8020運動ですね。それは町長のおっしゃることはわかるわけですね。

ども、同時に80歳で20本の歯を持っているという人は非常に少ないわけです。だから、ある自治体では毎年8020祭りというお祭りまでやって、そしてその会場で表彰しているというふうな例もあるわけでありませう。

だから、ただ単に検診を強化するというだけでは積極性がまだ生まれないのではないかと、というふうなことで、町民そのものが高齢者が本当にその気になって、よし、わしもひとつ8020運動で、その先頭に立って歯を大切にしようというふうな事業を考えていただきたい。これが一つであります。

それから、最後の中能登町議員政治倫理条例の問題なんですけれども、この問題につきましては地方自治法142条と92条の2項と2つあるわけです。142条は、町長に当てはまった条文なんです。92の2というのは、これは議会議員を対象にした文言なんです。だから総務課長の答弁からするならば、それだったら鹿島町の議会に政治倫理条例というものは要らなくなってしまふんです。

そうではなしに、そういう中で中能登町の議会が議員の政治倫理条例というものをつくったわけですから、当然これと同じような質のものを。だから私、前回は質問したようにして、これは議員だけのものではなしに4役を含めたものにする必要があるんだということ指摘したわけでありませう。

したがって、そういう点を十分に理解していただきまして、中能登町の議員の政治倫理条例の中には、ただ単なる請負とか不正、汚職ということだけではなしに、目的がはっきり描かれて、そして議員の責務、言うならば町長、4役の責務、そして政治倫理基準の厳守。あと、町の工事等の契約に対する遵守事項。ここに92条の2というものがはめ込まれているわけです。

だから、ここら辺のものをひとつ誤解をしないようにして、ぜひひとつ現在の中能登町におきましては今後の新しく選任された議会

あたりでも早急に4役をも含めたものに改正をするように。

以上の点について答弁を願いたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長 参事兼総務課長（苗山雅幸君） 議会議員の政治倫理規定でございますけれども、これにつきましては議員の皆様方みずからがつくられたというような私は見解を持っております。4役についてということでございますが、これについては私はこの場で申し上げることはできませんが、法律の142条を遵守していくということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君 41番（五十嵐三朗君） 時間がないから。まだ2つほど答弁が返ってきていないので。

政治倫理条例については、町長が言われた142条というのは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、もしくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につき、その団体の長、委員会もしくは委員、もしくはこれらの委任を受けた者に対し、請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、もしくは監査役、もしくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないというふうなうたっているわけです。

ところが政治倫理条例の4条の町工事等の契約に対する遵守事項の中で、92条の2の趣旨を尊重しと。この92条の2の趣旨というのは、142条の中身と同じですよ。だから私言っているんですよ。

したがって、町長が本当にその気でやるならば、ぜひひとつこれをあなた自身が倫理条例をつくるという勇気と決意を持つ必要があるというふうには私は指摘をしたいんです。

お互いのあれで時間がなくなりましたけれ

ども、その点について見解を求めたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 前回の議会にも言いましたし、今回の議会にも、今後とも公正、公平に、五十嵐議員からも言われましたことも考慮しながら検討してまいりたいと、そう思います。よろしく願います。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 以上で質問を終わりたいと思います。

私自身、議員にならせていただきましてから丸41年有余になります。この間、本当に町民の皆様を初め、それから役場の4役、さらに職員の方々、さらに各議員の方々から非常に大きなご指導とご協力を賜りましたことをここで厚くお礼を申し上げまして、私の最後の質問といたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（作間七郎君） ここで昼食のため2時まで休憩し、2時から再開をしたいと思います。

午後0時40分 休憩

午後2時00分 再開

議長（作間七郎君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日、通産省より会計検査が午後1時より鹿西庁舎に実施されておりますので、小山助役と大村企画課長がただいまそちらの方へ行っており、席においでませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、11番 甲部昭夫君

〔11番（甲部昭夫君）登壇〕

11番（甲部昭夫君） それでは、私の一般質問に入りたいと思います。

まず、先ほど諏訪議員が私の質問するような項目で質問をされました。ほとんど同じようなことになるんじゃないかなと思いますけれども、それなりに私の視線の方から一般質

問を申したいと思います。

まず単刀直入にお伺いいたしますが、コミュニティバスの件で町民の方々よりいろんな要望、また希望を私たちが聞いております。

その中で、まず1つ目は巡回しているバスの称号を統一したらどうかというような話がございます。現在、まほろば号、また鳥屋にはゆう友号とかそれぞれ違う名称で回っておりますが、これも合併して中能登町が融和をモットーにしている以上、統一した方が違和感がないのではないかなというような方もおいでになります。私もそういう点では、この問題を聞いたときになるほどというような考えをしていましたのでこういう質問をしますが、この点に関して堀内地域振興課長はどのように思っておいでるか、まず一つお聞きしたいんですが、先ほどの諏訪議員の質問に兼ねていますので最後にまとめてご返事をいただきたいと思います。

次にコースの見直しです。利用者の言うことばかりも聞いていることはできないと思いますけれども、現在のコースは町道を主体にしたものとか、また県道を主体にしたものというようなものが大体2つに分かれているんじゃないかと思えます。利用する方々は大変便利で喜んでいるということも事実でありますけれども、少しの不満を大きく我々に伝えてくるのが町民の習性であります。コースの見直しを考えていただくことはできないでしょうか。これも一つの質問でございます。

最後に、鹿西地内のバスは七尾バスに委託されております。全体で経費は二千四、五百万円だったと思えますけれども、それくらいの予算がかかっておりますけれども、経費の削減等を考えるときに、一つの話ですけれども有効利用をしていただくためにチケットみたいな形で利用者に年間何枚というようなことで配布するということはできないか。そうするといろんな意味での経費も相当安くなるんじゃないかというようなことも聞きました

ので、そういう点もひとつ考えていただいて、この3つの問題点について堀内振興課長はどのように思っておいでになるか、ご返答を願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

〔地域振興担当課長（堀内浩一君）登壇〕

地域振興担当課長（堀内浩一君） 甲部議員からご質問がありました循環バスについてのご質問についてお答えいたします。

まず、統一名称のことに regarding ご質問にお答えいたします。

現在の運行コースは旧町ごとに設定して、名称についても運行コースごとに地域特性を生かした別々の名称を使用しているところがございます。鹿島地区についてはかしま循環バス、鳥屋地区についてはゆう友バスという合併前からの名称を使用し、鹿西地区については合併時にまほろば号という新たな名称をつけて運行しております。

これらについて統一した名称が皆さんに覚えられやすいのか、それから従来から使っていた名称がなじみがあって使いやすいのか、これらは意見が分かれるところかと思えます。今後の運行の見直しの協議の中で皆さんに問いかけしていきたいと思しますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

次に、コースの見直しの件についてでございます。このことについては今年度、関係各位のご意見をお聞きいたしまして、できるだけ早く見直しをしたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

次に、チケット方式の方法がとれないかというご質問についてお答えいたします。この方式は、需要に合わせた運行方法をとることにより経費を削減するとともに、あわせて地元企業の利用を図るという方法かと思えます。

この需要に合わせた運行方法ということで、デマンドタクシーが県内では唯一、宝達

志水町で運行されています。その内容は、10人乗りのジャンボタクシーとか普通のタクシーの車両を利用いたしまして、おおよその時間と行き先を限定した予約式の相乗りタクシーと言えるものでございます。現時点では、予約システムに経費がかかっていることと運賃についても1回当たりの利用者負担は片道300円程度必要となっているという状況のようであります。採算的には厳しいものがあるようでございます。

また、タクシーですと一度に輸送できる人数が限られていますので、現在、循環バスではピーク時には15人から30人程度のお客さんが乗車されていることを考えますと、いかにたくさんのお客さんを運ぶかということが問題になります。このため、宝達志水町では循環バスとデマンドタクシーを併用して運行しております。

今後の見直し協議の中で、この点についても検討してみたいと思しますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） 今ほどの答弁も、前の諏訪議員の答弁とあわせてよく理解ができます。しかしながら、町内の業者の方でもたくさんおいでになりますし、できればまたそういう方面に向けての努力というか利用をしてあげていただきたいなど、そういうふうに思っておりますので、今後ともその方面に関してはご尽力いただきますようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、18番 上見健一君

〔18番（上見健一君）登壇〕

18番（上見健一君） 1件だけ質問というかお願いというか、そういう形でお願いしたいと思います。

林道長谷内線の整備についてであります。雨の宮古墳群は当町の貴重な文化遺産で、

観光資源の一つでもあります。この古墳は、まさしく能登の大王としての言葉にふさわしい荘厳なものであり、鹿西地区住民のみならず鹿島、鳥屋地区の皆様にもぜひ一度ごらんいただきたいと思っております。

さて、私の質問は、この雨の宮古墳群への進入道路についてであります。旧鹿西町からは県道志賀鹿西線から林道長谷内線、赤道を経て到達する全線舗装道が敷設されています。また、旧鳥屋町からは良川から花見月地区に抜ける町道100号線から発生する狭量で未舗装の林道長谷内線があります。つまり、同じ一本道の林道でありながら旧鳥屋町部分は未舗装路として取り残されております。

いかんせん狭い上に未舗装路のため、進入は厳しいものとなっております。加えて町道100号線からの入り口付近には何の案内もないため、その林道が雨の宮古墳群まで延びていることを知らない人も多いと聞いております。

については、旧鳥屋町側からの未舗装路800メートル余りが整備されれば、東西両側からの流入が可能となり、長い目で見れば観光資源として、あるいは教育的見地からも、歴史資料として町内各校の児童が直接目にし、手で触れることにより、この地に生まれたことを誇りに思い、先人を敬う気持ちも目覚めてくるのではないのでしょうか。

また、鹿西地区住民のみならず中能登町全住民の憩いの場としての空間を演出することができ、東の文化財、石動山に比す西の文化財、雨の宮古墳群としての位置づけを得るもと考えます。

この道の舗装等のことについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 上見議員の質問にお答えをいたします。

林道長谷内線につきましては、雨の宮古墳

群へのアクセス道路として考えればご指摘のとおりかと思えます。

旧鹿西町地内においては、平成14年度から県と事業調整を行い、ふるさと林道整備事業として平成17年度に舗装工事を完了させるまでの間、事業費にして1億2,000万円で施行をしております。これにより雨の宮古墳群の入り口までは整備しましたが、まだその先約500メートルが幅員3.6メートルで未整備のままの状態であります。また、旧鳥屋町地内においては幅員は4メートルで延長は約1,500メートルありますが、そのうち平成16年度に急勾配箇所約260メートルを舗装整備をしておりますので、残り1,240メートルと合わせて約1,800メートルの整備が必要となります。これまでの完了地区の事業費は単純計算で1メートル当たり9万円程度になりますので、これで試算しますと事業費は約1億6,000万円程度が予想されるところであります。

道路種別が林道である以上、林業振興上の整備計画をまず樹立することが必要であります。町といたしましても今後、財政状況等を勘案して検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 上見健一君

18番（上見健一君） ありがとうございます。できるだけ早い実施をお願いいたします。

ありがとうございます。

議長（作間七郎君） 次に、16番 武田純一君

〔16番（武田純一君）登壇〕

16番（武田純一君） 私は今回、ケーブルテレビ、松くい虫対策、今冬の山林被害の3点について質問をいたします。

ことしの重点施策に、ケーブルテレビ導入による情報化社会に対応すべくケーブルテレビ特別会計17億8,520万円が計上されており

ます。このうち3億円は国庫補助金であります。3月の議会で可決決定をしております。

ある情報では、国補助金の増額がありそうだと聞きましたが、差しさわりがなければお答えを願いたいと思います。

次に、先般、ケーブルテレビ先進地、岐阜県郡上市と新潟県上越市吉川区の視察に参加いたしました。この視察により、当初計画に追加メニュー、改善、調整等があったと思うが、いかがでしょうか。

私は今まで機会あるごとに、音声告知端末の活用によるひとり暮らしの方の安心、安否確認の活用、緊急通報システムとしての活用、防災無線等の一元化運営管理などをお願いしてまいりました。特に吉川区での質問に、ひとり暮らしの方とグループ連絡体制の確立をしていると。それから、災害時、特に地震の方ですけれども、防災無線による必要性、重要性が答えられました。視察後の打ち合わせ、協議結果をお答え願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 武田議員の質問にお答えをいたします。

国庫補助金の内示額については、国の予算措置状況について一部情報が流れているようですが、これから交付申請を行いますので、現時点では補助金額については正式な内示を受けてはおりません。

そういうことで、もう少し時間がかかると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 武田議員の2番目であり先般の視察による改善または方針の変更はという点についてお答えいたします。

ケーブルテレビの事業計画の概要の説明のときに追加機能として説明いたしました音声

告知端末を使った応答確認、緊急通報システムにつきましては、当初設計に反映させたいと現在思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、その他の事業計画につきましては大幅な改善または方針の変更は特に現在のところはありせん。

なお、計画しております音声告知端末を使用した緊急通報システムは、緊急を要する方からの連絡により、あらかじめ登録された方の告知端末に接続された電話への連絡、また電子メール これは携帯電話等も含まれますが の配信を予定しております。

また、現在運用中の緊急通報体制等整備事業は、看護師等の専門スタッフが24時間詰めているセンターに電話回線で連絡され、相談を含め救急車の手配まで行ってくれるサービスと聞いております。今後は利用者の方へ両方のサービス内容を説明し、より高度なサービスを受ける必要がある方には緊急通報体制等整備事業を選択していただくなど、運用等の使い分けが必要であるかというふうに思っております。今後とも担当課との連絡をとり告知端末の有効利用を図っていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 武田議員の防災無線の統一計画はというご質問についてお答えをいたしたいと思います。

本町の防災行政無線につきましては、旧町のシステムをそのまま中能登町へと引き継いでおり、鳥屋庁舎からは鳥屋地区へ、鹿島庁舎からは鹿島地区、鹿西庁舎からは鹿西地区へとそれぞれ放送できるようになっております。

また、その他の災害時には鳥屋庁舎から町内全域に放送できるよう既に整備をしておりますけれども、3つの電波を使用しており、

電波を一本化する必要がございます。今後は、現在のアナログ式からデジタル化へ向けた整備について検討させていただきながら、さらにケーブルテレビ事業との連携を図りながら、町民の皆さんに正確かつ迅速な情報の一元化に向けて検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

なお、防災行政無線のシステムのデジタル化と周波数の使用期限につきましては、県は平成19年11月30日までに行いなさいというようなことを言っておりますが、まだ町については未決定であるということも申し伝えておきます。

以上です。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 今、担当課長の方から、ひとり暮らしの方に関する取り扱いを検討している、最初から入れていきたいというお答えだったと思います。

もう一つ、防災無線に関してですけれども、ケーブルテレビの基地というんですか、そこは旧鹿島庁舎の働く婦人の家の方に設けられる。現在、中能登町から一斉に火事などを放送しているのは鳥屋庁舎ということであったと思います。

そうしたときに、当直の方がどうしても2人要るということになるかと思えます。経費の節減から考えて、やはりそういうことは防災無線の方、これは鹿島の方のケーブルテレビのスタジオのある、そちらの方で対応するというふうにぜひさらに検討をしていただきたいと思えます。

それは要望でございます。

次に移らせていただきます。

次に、松くい虫対策についてお尋ねをいたします。

当町もかつては松が生い茂り、緑豊かな森林を形成しておりました。現状はどうでありますでしょうか。用材になるような松は碁石

ヶ峰、大池周辺に点在するのみではないでしょうか。里では庭木として栽培されているだけではないでしょうか。

小学生に松は中能登町でどこにあるかと尋ねても、公園か庭木だと答えが返ってきて残念でなりません。この残された町全体として点にしかすぎない碁石ヶ峰、大池周辺の松をいかにして保存育成されるのか。有効な対策があるのか、お答えを願いたいと思えます。

識者の話では、2年間手抜きすれば松は枯れると聞かされております。お答えを願います。

議長（作間七郎君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 武田議員のご質問にお答えいたします。

松くい虫の、通告では松の割合というふうに書いてございますので。私たちが統計的なことをお尋ねになられた場合には、統計の数字でもってお答えする場合がありますから、とりあえず今お答えさせていただきますが、平成16年度の石川県森林林業要覧、そのデータをお答えいたします。

当町の山林における松というのは人工林で107ヘクタール、それから天然林で310ヘクタール、そういうふうになっております。先ほど議員は現在は点にしかないと、そのようにおっしゃったんですが、データ上は当町の山林の7.7%が松というふうはこのデータからは読み取れるわけでございまして、議員がおっしゃったような実態と統計ではそぐわないような結果になっているんですけれども、かつてはそれだけあったんだというふうには今認識しております。その点についてはよろしく願いいたします。

それから2番目には、碁石ヶ峰周辺の松をどのようにして育成するのかというふうなことでございますが、碁石ヶ峰周辺の松につきましては、ことしの冬にも倒木の被害に遭っております。松くい虫とあわせてダブルパン

チを受けたような状態になっているわけですが、森林保全の関係、またあそこが観光資源というふうな意味からしましても、もうこれ以上一本も枯らすことができないというふうには思っております。

それから3番目には有効な対策についてのお尋ねでございますが、松くい虫というのは、ご存じのことではありますがマツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリ、このカミキリムシとセンチュウとの巧妙な共生的な関係を維持して被害をどんどん拡大していくということで、松くい虫から松林を守るときには、この害虫が材内にとどまっている時期に被害木を早期に発見して駆除をするのが一番有効な手段であるというふうに言われておまして、当町でもずっといいいますか、年度は平成12年ぐらいなんですけれども、樹幹注入を実施してきております。この樹幹注入を1回実施しますと二、三年間は予防効果が確保されるということで、周辺環境への悪影響もないということで、現在のところ最も有効な手段であると思っております。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 碁石ヶ峰周辺の松と、それから中能登町全体の松の方ですけれども、先般、中能登町の森林組合の理事会がありました。そのときにも私が発言を求めまして、全理事、それから中能登森林組合の専門職おられます。その方にも聞いたんですけれども、残念ながら松の木のあるのは碁石ヶ峰周辺と、それから曾祢の山があるそうです。そこにあるのみだそうです。

先ほど課長が言われたのは、もう過去の、これ一年一年変わっていきます。先ほど申し上げましたように、2年間手をこまねいておれば枯れてしまうということでございます。

鹿島町のときには年間約400万円の経費をかけて碁石ヶ峰周辺の松を保存してきておりました。きょう今日、中能登町ことしの予算、約40万円になります。この40万円で、果

たして碁石ヶ峰周辺に唯一残った点にしかすぎない碁石ヶ峰の松を守るのは大変至難なわざでないかなと思います。ぜひもう一度その40万円という経費でいいのか再検討をしていただきたいと思います。15年、16年の鹿島の方の予算は約400万円でございます。これは県からの補助金もありますので400万円です。県の補助金もあるはずですので、ぜひ県ともタイアップされましてもう一度検討をしていただきたいと思います。

それでは次の3番目に入ります。

ことしの雪害によります山林被害ですけれども、先ほど諏訪議員の質問もあり、その中で答弁もされたわけでございますが、ことしの大雪は4メートルを超えたのは30年ぶりだそうです。雪害木は雪折れ、傾斜地では根こそぎ倒木をしております。地形的に西側及び南西に面した方が被害が多いそうです。

植林、木起こし、下刈り、枝打ち、間伐。この間30年から50年、手塩にかけて育てた樹木が無惨な姿であります。まさにやる気をなくしている方が多いのでございます。

先ほど諏訪議員の質問の中で、担当課長の話では、中能登町の個人所有の被害は4.49ヘクタールだという答弁でなかったかなと思います。私も少しばかり山を持っております。

1カ所にあります山で1町歩のものがあります。先ほど申しました森林組合の役員会のごときに、その山を何かできないかという話をしましたら、あなたの山は80%以上折れている、かやっていると。これは何にもならない。私の山で1町歩、その山で5反歩あります。

それからもう一つ、小竹の方から林道湯の谷線があります。そちらの方へ入るところ、入り口。ここも1町歩余りが完全に倒れております。それから湯の谷の周辺、こちらの方1町歩以上倒れております。

そうしますと、先ほどの答弁、個人の山で



4.49ヘクタール、この数字はいかがかなと思います。もう一度実態を見ていただきたいと思います。

森林の役割の中には、木材としての価値、これは先ほど課長も申されましたけれども、そのほかに公益的な価値があります。国土保全、水源涵養、二酸化炭素を吸収し酸素を供給する光合成、森林浴による癒し等があります。個人の財産であるから雪害木の処理は地権者にあるのは当然であります。先ほど申し上げましたように80%以上被害があった場合に、それを個人が処理する意欲は全くありません。そのままの状態ではうっておくのが実態でなかろうかなと思うんです。被害が3割ならば手を加えます。80%を超えたら、もうやる気はなくなるのが実態でなかろうかなと思います。

そういうときに、せめて道路に面したところ、道路をふさいでいる倒れた樹木に関しては何らかの補てんをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（作間七郎君） 表農林課長

農林課長（表 辰祐君） お答えいたします。

被害の実態についてでございますが、倒木の被害につきましては5月25日付の新聞で18年豪雪森林被害1億9,300万円という見出しで報道されておりまして、それによりまして杉の倒木など県内での森林被害額を石川県森林管理課がまとめたところ、被害が確認されたのは8市町で98ヘクタールにわたり、豪雪による被害としては平成に入って最大規模とのことでありました。

さらにその記事では、被害の大きい順ではかほく市、七尾市、宝達志水町、次いでこの中能登町というふうになっておりました。

私たちはこの報道について、県の方から農林課の方に実態把握のための調査というのを依頼もされておりましたので、翌日、県の方に問い合わせをしまして、いつどのよ

うな形でこの調査をされたのかお聞きしました。それによりまして、県有林と公社の管理林は県の方で算定をした。民有林については森林組合サイドからの資料提供というようなことであります。

そこで、諏訪議員のときに私が報告をいたしました被害の面積が実態と少し違うのでないかというふうなご指摘でございました。そこで改めて申し上げますが、確かに先ほど私は個人所有林の被害面積が4.49ヘクタールというふうに申し上げたんですけれども、それは実面積を申し上げたわけで、実面積といえますか、つまり例えば小竹のある地区の区域の面積が1ヘクタールであって、その被害率が今回50%であったならば、その被害の実面積は0.5ヘクタール。そのような出し方をしておりますので先ほど4.49と申し上げたわけでございます。被害を受けている山全体の面積といえますと8.62になるかと思えます。

そういうことで、ちょっと説明不足でございましたので、ご了解をお願いいたします。

それから、山林の持つ公益と役割につきましてお話しされましたが、私たちもその山林の持つ公益的機能というのは、水源涵養はもちろんでございますが土砂の流出防止、それから土砂の崩壊防止、そしてまた保健休養、野生の鳥獣保護、そしてまた酸素の供給源というようなこと。それからまた役割につきましては、環境保全、これは生活環境の保全でございますし、生態の保全、これは多様な生物の生息地の確保。それからまたレクリエーションの場の提供とか、防災、そしてまた景観の形成。あらゆる場所のどのような山、どのような緑におきましても、程度の差はございますけれども、すべて山というのはこのような役割を果たしていると思っております。

それから補助につきましては……。大変失礼しました。

今回の被害に対する補てんということでございますが、倒木等の被害に対する補てんと

というのは、実は私たちもすぐ県の方へ走りまして何かないかというふうなことをお願いをしたわけですが、倒木については残念ながらないようでした。

中でも林道へ通行を不能にしたものについての処理は、その所有者もしくは地区の方というふうなこともまた申し上げたんですけれども、そのものについての補てんといいますが、それはやはり何とかして、かかった費用の一部でも補てんできればいいなということで検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 先ほど被害のことに少し触れたんですけれども、台風19号がございました。あのときに一番倒れたのはトガの木です。尾根の方にある。3年前にありました台風23号、これは北側を向いているところのアテが、200年たったアテが無惨にも倒れております。アテとヒノキです。

今回は一番被害のあったのは杉でございます。それも植えてから30年から50年たった木でございます。そのまま置けば製品になる木でございます。それが先ほど申し上げた私の山では80%になっております。使い物に全くなりません。

山は一日にしては木材はなりません。50年から100年のスパンでないとならない。一度打撃を受けますと、なかなかやる気が出てこない。台風23号に一抱え以上あるアテが、手塩にかけて4代ほど前の方が植えたアテが一銭にもならない。手を加えるだけ損だ。そのまま山にほうっておいた方がまだいいんだというのが実態でございます。

今の倒木も同じです。手を加えれば加えるだけ地主の方の負担になるというのが実態でございます。それを宝達の方では、何か今バイオマス発電だというようなこともっております。

どうか町の方でもそういう活用の仕方、バ

イオマス発電だとか何でもよろしいですけれども、そういうことも今後検討していただきまして、少しでも完全に無になった財産、これを少しでも活用できる方法を検討していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、5番 宮下為幸君

〔5番（宮下為幸君）登壇〕

5番（宮下為幸君） それでは、2つの質問をしたいと思います。1つ目は学校における安全対策について、2つ目はライフスキル教育について、教育町並びに担当課長にお聞きしたいと思います。

最近、私の家の近くのお宮さんで子供たちがたくさん遊びに来ています。子供たちに「何で遊びに来るとるがいや」と聞いたら、親が「宮さんが観音様行っておらっちゃ子供のときに遊んどってんさかい、そこ行って遊べ」ということを言われて、子供たちが最近五、六人そこで大声を上げながら遊んでおります。

私たちが子供のころは、時間を忘れて暗くなるまで遊び、親に怒られたものでした。子供たちが自由に遊び、道草のできる社会を取り戻すことが私たち大人の責任だと私は思います。

さきの質疑の中で、杉本議員がふやすより今いる子供を守りたいと朝日新聞の社説で書いてあったと言っておいでました。今、全国で子供たちは相次ぐ凶悪事件に巻き込まれています。学校の安全確保は地域ぐるみで取り組まなければ不可能な状況になってきていると思います。地域ぐるみでいかに役割分担をしていくのかが問われてくるのだと私は思います。

私は、昨年6月議会で学校安全条例をつくる必要があるのではないかと一般質問しました。1年がたち、学校安全の法制化が叫ばれ

ています。日本教育法学会学校事故問題研究特別委員会はどのような取り組みをしているのか、中能登町としてもどのような取り組みをこれからしようとされているのかをお伺いします。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 宮下議員の学校安全についてのただいまのご質問にお答えしたいと思います。

安全確保のための法律は整備されているのかという通告のご質問だったと思うんですが、現在のところそういうような法律はまだできておりません。ただ、いろいろな事件等があったときには、文部科学省あるいは県教育委員会の方から児童生徒の安全等についての通達とか、あるいは指示が入ってまいりますので、その都度、私の方から各学校の校長を通じて安全を徹底するように指示しているところでございます。

それから2番目の安全マップの質問は、まだいいですか。

以上です。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 済みませんでした。子供たちによる地域安全マップづくりが全国的に行われてきていると聞きますので、どのような取り組みが行われているのかをお聞きします。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

教育長（水谷内祝盛君） 安全に関しての2番目のご質問、子供たちによる地域安全マップづくりが行われているかというご質問についてお答えいたします。

中能登町各学校におきまして、何らかの形で安全マップづくりを全校で実施しております。例えば子供と教師が通学路を歩いて危険箇所をチェックして、学校へ戻ってきて一枚のマップにする。あるいは、その地区によって地区ごとに地区ごとの保護者で危険箇所を

チェックして、それを地区ごとに学校へ集まってきて一枚のマップにする。あるいは職員とPTAがチェックして一枚のマップをつくる。親子が一緒になって危険箇所をチェックして一枚のマップにする。そういうように各学校で安全マップをつくって各校等に掲示しているということでございます。

あわせて、これとよく似ていますが、昨年もそうでしたけれども町内109カ所をお願いしている110番の家、これもことしも早々に109カ所のご家庭、お店へお願いしてマップづくりをし、それを全児童生徒に配布し、そして子供たちの安全に十分配慮するよう指示しているところでございますので、また、こういう点ももっとこうすればどうかというようなご意見がありましたらご指導を願いたいと思います。

以上です。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 先ほど法制化はしていないと言われましたが、ただ昨年、自治体レベルの学校安全条例とか要綱案が作成されたということをお聞きしますので、その中で学校安全管理者とか学校安全職員の配置が創設を提案されていると思うんですが、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

教育長（水谷内祝盛君） ただいまご指摘のあった学校安全管理者、これは学校長が兼ねております。職員の中で特にこの教師には安全担当というのは、今のところ指導しておりませんので、ご理解をお願いします。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） それでは次に、ライフスキル教育についてお聞きしたいと思います。

思春期のライフスキル教室、これは今、私たち中能登町ライオンズクラブが今年度、7月からなんですけれども取り組むボランティアというか、そういうスキル教室を学校で皆

さんに理解してもらって進めようというよう  
な一つの、今、全国に32カ所小中学校がある  
そうです。それを今年度から中能登町として  
も取り組んでいこうということを今みんな研  
修とかに行き勉強している最中でありま  
す。

ライフスキルとは、世界保健機構の中で、  
日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対  
して建設かつ効果的に対処するための必要な  
心理社会能力である。子供たちが日常生活の  
中でいるんなことを経験すると思います。そ  
の中でいるんな困難も待ち受けているはずで  
す。それを自分の力で乗り越えて前向きに生  
きていくという心の能力を勉強させるという  
ような教育だそうです。

まず1つ目には、人間関係を上手に築くコ  
ミュニケーション力。もう一つは、自分の感  
情をコントロールし、ストレスに対処する力  
をつける教育。責任ある行動を選択する意思  
決定能力。薬物などの誘いに対処する力。自  
分の力を人の役に立てるためのボランティア  
活動を学習するライフスキル教室です。

これは学習を通して子供たちの生きる力を  
育て、自分や家族、友人を大切に作る心のき  
ずなをはぐくむというような教室でありま  
す。ぜひまたこういうライフスキル教室があ  
りますので、ぜひ私たちが推し進める必要が  
あるのではないかとこのふうなことを思いま  
すので、教育長のご答弁をお願いしたいと思  
います。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

教育長（水谷内祝盛君） お答えいたしま  
す。

ライフスキル教育、はっきり言って私も知  
らなかった。よく調べてみたら、簡単に  
いいますと日々の困難を乗り越えて生きるす  
べ、これがライフスキルだということがわか  
ったわけでございます。

私たち学校教育に携わる者にとって、児童  
生徒に確かな学力、豊かな人間性、健康、体

力、この3つを要素とするいわゆる先ほど宮  
下議員がおっしゃったように生きる力、これ  
をつけることが求められているところでござ  
います。

先般の中能登町のPTA総会でも私の方か  
らお願いしたところでございますが、今、全  
国的な運動として展開されているものに早寝  
早起き朝ごはん運動がございまして。早寝早  
起きという言葉は昔から言われておりますが、  
今なぜ叫ばれているか。これは言うまでもな  
く、日本の子供たちの最近の生活習慣が乱れ  
てきているということです。そういうことから  
文科省や全国PTAが提唱しているもので  
ございます。

これと関連いたしまして、石川県教育委員  
会が実施しています基礎学力調査、それから  
もう一つは体力・運動能力テスト、この結果  
が基礎学力調査については4年ほど前から、  
体力調査についてはずっと昔からされてお  
りまして、この結果を中能登町の子供たちの様  
子を比較してみますと、中能登町の子供たち  
は学力の面では県の平均を上回っております  
けれども、体力とか運動能力、この面につ  
いては残念ながら県の平均を下回っている結果  
が出ています。

それと同時に、これも県の教育委員会の調  
査でございますけれども、朝食をとる子供た  
ちと朝飯を食わない、たまに食うという子供  
たちのグループを分けて基礎学力調査の結果  
を見ますと、非常に大きな差が出ているとい  
う報告もされております。

そこで私は、将来の中能登町、そして我が  
国を背負って立つ子供たちが21世紀を健康に  
生き抜くために、まずこの早寝早起き朝ごはん  
運動をぜひ実行してほしいということを会  
があるごとに提唱しているところでござい  
ます。

そして健康な体を持って初めてライフスキ  
ルが実行されるものと私は信じておりますの  
で、ご理解のほどをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 先ほど田中議員からも申されておりましたが、教育をもう一度考えてみる必要があるのではないかと。教え育てるという力がこれから地域の皆さん、学校の先生も問われてくると思います。

今いる子供たち、これから生まれてくる子供たちは中能登町で育ち、中能登町で生きて、中能登町のDNA、精神を持っていくと思います。そういう点から、ぜひ思春期のライフスキル教室をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（作間七郎君） 本日の日程は終了いたしました。

あす9日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時06分 散会

## 平成18年6月9日(金曜日)

### 出席議員(39名)

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	33番	谷晃吉	議員
12番	泉久男	議員	34番	池田茂雄	議員
13番	大森良策	議員	35番	木村武司	議員
14番	藤本一義	議員	36番	田中治夫	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
18番	上見健一	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員
21番	山森功	議員			

### 欠席議員(2名)

19番	伊賀昭治	議員	32番	小坂博康	議員
-----	------	----	-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	表 辰 祐
助 役	小 山 茂 則	商工観光課長	坂 井 信 男
教 育 長	水谷内 祝 盛	上下水道課長	澤 賢 造
参事兼総務課長	苗 山 雅 幸	参事兼住民課長	林 富 士 雄
財政担当課長	澤 伸 一	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	岡 野 昇
企 画 課 長	大 村 義 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
情報担当課長	広 瀬 康 雄	保健環境課長	小 林 玉 樹
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	福 祉 課 長	金 岩 進
税 務 課 長	永 源 勝	保育担当課長	谷 敏 則
会 計 課 長	小 山 三 雄	介護担当課長	松 栄 哲 夫
参事兼監理課長	藤 井 博 昭	社会福祉協議会 事 務 局 長	大 森 一 義
地籍担当課長	長谷川 良 次	教育文化課長	後 藤 和 雄
シルバー人材センター 事 務 局 長	八 尾 登喜夫	生涯学習課長	吉 田 外喜夫
土木建設課長	澤 井 昭 範	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	服 部 顕 了	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第4号）

平成18年6月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問



午前10時00分 開議

開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は38名です。

議員定数の半数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（作間七郎君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問2日目をを行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問の回数、発言時間については、議会運営の申し合わせを守っていただくようお願いをいたします。執行部におかれても的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

6番 平岡志朗君

〔6番（平岡志朗君）登壇〕

6番（平岡志朗君） ただいまから、児童館、ケーブルテレビ、総合中学校についての一般質問を始めます。

まず、児童館について。

高齢者の方々との交流の場にしてはどうか。児童館は確かに児童館条例もありますが、健康寿命を延ばすために高齢の方が一人で家にこもることなく、高齢者の友達の方と、また児童と交流することが非常にいいことと考えておりますが、当局はどのような考えでしょうか。

議長（作間七郎君） 後藤教育文化課長

〔教育文化課長（後藤和雄君）登壇〕

教育文化課長（後藤和雄君） 平岡議員のご質問にお答えします。

児童館において高齢者の方等の交流の場にしてはどうかとのご提言でございますが、現在、こしじ児童館、たきお児童館、みおや児童館、児童交流センターにおいて、おはぎづくりやお話会、切り絵教室等の教室を実施

し、お年寄りとの交流をいたしております。また、参加して下さっている方もたくさんいらっしゃいます。

今後ともこのような交流会を実施し、PRに努め、子供たち同士、親子、おじいさんやおばあさんとの交流を深めていきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 平岡志朗君

6番（平岡志朗君） 臨時的、また講師的な高齢者の先生ということたまにお聞きしていたんですけども、できることならいつも高齢者の人が8時ぐらいから来ていただいて、せっかくある建物を有意義に、また日曜日なんかは一応閉館日になっておりますけれども、そういうときにもお年寄りだけでもいいですし、また子供さんが来られてそういう場になっているということをぜひ広報等にアピールしていただければ。また、このような経費のかからないことは、とりあえずやってみて考えてみればいいと思います。

それでは児童館の質問を終わりにして、続きましてケーブルテレビの説明会の予定はどのようなになっているかの質問に移らせていただきます。

集落に対しての説明会をするというように聞いていたんですが、まだ行われていないように思います。どのようなになっているのか。

それに対して説明の内容ですけれども、一番大きな今の中能登町の事業だと思えます。これを使うとどのような楽しみがあるのか、どう便利なのか。企業誘致には光ファイバーが不可欠だというふうに聞いておりますが、どのように不可欠であるのか。また、どのように有利であるのか。それが我々町民に対してどのように有利か。また一般の中能登の企業に対してどのように有利であるのか、利用できるのかをお聞きいたします。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 平岡議員の

ご質問にお答えいたします。

まず1点目の集落に対しての説明会の予定についてですが、現在、加入時の負担の考え方や利用料金等の詳細について検討を行っているところであります。詳細が決定次第、議員の皆様にご説明し、ご理解をいただき、その後地区説明会を行っていききたいというふうに思っております。

その際には、現在の防災行政無線との関係や加入に対する負担など、わかりやすい資料を作成し、住民の理解が得られるように努めてまいりたいというふうに思っております。

次の2点目ですが、ケーブルテレビを使うとどのような楽しみがあるか、どう便利になるかというようなご質問ですが、ケーブルテレビでは町独自の放送、県内テレビ局や衛星放送などいろんなチャンネルが楽しめるよう現在検討をしております。

町独自の放送としまして、行政、農協、商工会などからのお知らせ、イベントや講演会などを撮影した映像を加入者がリクエストして見るサービスなどを予定しております。

衛星放送では、ドラマや時代劇、映画など専門のチャンネルがあり、見たい番組を選びながら見る事が可能になります。

告知端末の機能としましては、町独自の放送と同様に行政、農協、商工会からのお知らせ、電話機を接続しますと町内の無料電話、そして、さきにお答えしておりますが緊急通報などのサービスを提供したいというふうに考えております。

もう1点目、企業誘致に光ファイバーが不可欠だというようなご質問であったかと思いますが、企業誘致に光ファイバーが不可欠と聞きますがどう企業に有利なのかということではありますが、現在、当町では民間の光ファイバーサービスが行われていないため、通常、企業が光ファイバーを使用するときは通信事業者の専用の光ファイバーを設置してもらい、借り上げることにより、通信速度にも

よりますが多額のランニングコストがかかるというふうに聞いております。

企業誘致の観点から見ますと、誘致された企業が進出を考える上で光ファイバーを利用した超高速な通信施設の有無についても進出の必須条件になると考えられるのではないかとこのように思っております。町が整備した光ファイバーに企業が加入すれば、専用の回線を借り上げるよりランニングコストが軽減でき、経費が節減され有利なものというふうに考えております。

これはインターネット等の加入により超高速のネットワーク網を整備しますので、町民の方も十分にご利用いただけるかなというふうに思っております。

議長（作間七郎君） 平岡志朗君

6番（平岡志朗君） 普及率のアップということは、費用対効果。その効果は楽しみ、また利便性だと思います。最初は大変でも、利便性などいろいろ説明して普及率を上げていただきたいと思うんです。最初が低い普及率ですとなかなか大変で、値段的な交渉も大変だと思うんです。最初上がっていくと、一番大きな中能登の光ファイバーとケーブルテレビの事業がレールに乗っていくと思います。

そのためには、また業種別に利用方法があれば、小売とか繊維、土建、建設、ファッション、フード、スナック等に、このように使ったらいいというそういう利便性でももしあるようでしたら、集落への説明会、また業者に対する説明会、また世代に対してまたそういう違いの説明会があれば、いろいろなことを考えて普及率のアップを目指していただきたいと思います。

続きまして、中学校統合の質問に入らせていただきます。

昨日、五十嵐議員の質問に対して、平成15年10月31日の鹿南合併協議会教育特別委員会の答申では、現在の鹿西中学校を増築する、

または新しい場所で新築するとの2案並列型でした。

最初の鹿西中学校増築というのは、増築という言葉、1部屋、2部屋、1割とか2割の増築でしたら確かに経済的な感じがします。ですけれども、鹿西中学校は150人の規模なんです。今求められる中能登中学校は600人の規模かと思います。これは4倍。4倍の増築というのは、どちらかという僕は素人でわかりませんが、更地で新しい中学校をつくる方が経費が安くなるかと思えますし、その辺も踏まえて、今から私の考えを言います。

今の場合、どうしても背中に鹿島町、鳥屋、鹿西の旗を立てて話し合いをしているので、すればするほど泥沼化しているかと思うんです。感情的になり、自家撞着に陥るだけだと思うんです。金銭的に本当に病院を除いて一番大きな事業だと思うので、急いで後悔することのなきよう、そして中能登町の融和のために一日も早い統合を。これは私も統合鹿島中学校を卒業しましたが、そのために越路、滝尾、久江、御祖の感情がほとんどありません。そういう経験からも一日も早く統合中学校が必要だと思うんです。

ですけれども、先ほど言ったとおり金銭的に高いので、規模が大きいので、とりあえず規模の大きい中学校にできるだけ少しの手直しで我慢してもらおう。これもあるスパンです。10年なら10年というスパンで、その間に皆さんの意見を聞いて、せめて場所ぐらい見つけて、それから一般の人ですと頭金ぐらいためて、そしてよりよい中学校を。そのときには場所もおのずからわかってくると思います。いたずらに急いで後悔を残すことはしていただきたくないという私の考えを一応述べさせてもらいまして、教育長の返答を求めます。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） ただいまの統合

中学校についての平岡議員の質問にお答えいたします。

初めにおっしゃったとおり、鹿南合併協議会では現在の鹿西中学校を利用するという方法と、いや、そうではなくて新たな場所で新築すべきだという2案を答申したところでございますけれども、議員のおっしゃることはよくわかります。したがって、ただいま小学校もあわせて中学校、いわゆる学校の統合問題につきまして学校統合検討委員会で検討しているところでございます。

学校統合検討委員会では、だんだん少子化の中にある町の小学校、中学校をどうすれば中能登町の子供たちのために最もいい教育になるかということ念頭に置いて検討しているところでございまして、今度来る今月12日には第5回目の検討委員会を開く予定であります。

議員のおっしゃるとりあえず規模の大きなところで、そして慌てることなくゆっくりと考えた方がいいのではないかと。ごもっともなご意見でございますけれども、そういうことも含めて今度の12日の検討委員会に検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 平岡志朗君

6番（平岡志朗君） 今、教育長のご理解、趣旨を理解していただいたということ聞きまして非常にうれしく思っております。

また、今の学校統合検討委員会の方々の知恵で、まだまだいい知恵も出てくるかなと思いますので。本当に一番大きな、今の光ファイバーも大きいですが、これはことしの大きい事業です。中学校統合は歴史に残る本当に大きい60億円、70億円とも言われております。そのお金を皆さんの税金がこれからの中能登を背負う中学校のために、いいところで、いい環境でできるようにお願いいたします。私の一般質問を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、38番 杉本平

治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） それでは通告に従いまして、6月議会に当たりまして質問を行いたいと思います。

まず初めに、私、昨日一般質問を聞いておりました、ある議員の方がこういう発言をされておられる。小さなことを大きく伝えるのが町民の習性である。私はその言葉をどう受けてとめていいのかわからないのでありますが、私は、まず1番目に、町民の要望について何点かにわたりまして質問をさせていただきたいと思います。

町長にも以前から一般質問を通じましてお願いしている大事な件があるわけでありませぬ。それは、町行政といたしまして、町民の目線に立って町行政を行っていくということ。えてしてそれがなおざりになりまして町民の意向というものがなしになりがちであります。これは行政だけでなしに議員の我々にも当てはまることではなからうかと考えます。

このことを前段に言いまして、私、今日まで日本共産党の杉本平治のところへ寄せられました294通、きのうも1通届きました。それだけの町民アンケートが寄せられましたのを、まだまだ分類が足りませんが何点かにわたりまして簡潔に質問いたしますので、答弁をいただきたいと思います。

まず1番目でございます。子供のインフルエンザ予防接種に対して大きな負担になっている。1回受けますと2,500円で、2回が子供は必要であり、3人の子供がいれば1万5,000円ということになる。町として子育てを安心してできるようにその対応を考えていただきたいということ。

2点目といたしまして、鳥屋図書館前の長いアプローチが本当に必要なかどうか。これは私も改めてこの投書を見ましてそう考えました。行政として再検討を求めたい。高齢

者と障害者の立場を考えたものであるのかどうかという、そういうご意見が寄せられております。

次に、今の時代に日曜日でも住民に直接必要な窓口を開設していただきたいということ。時間帯も考えまして、それらについての要望が出ておりました。

次に4点目といたしまして、これは多数の方から寄せられている意見でございますが、能登病院のバスが廃止になったということ。先般、民生常任委員会といたしましても能登病院との懇談会を開きましたが、その中でも能登病院の利用について院長は積極的に増加を図りたいということをおっしゃられました。だが、現実に七尾駅からの病院行きのバスが廃止になったことによりまして、通院をしている方々については不便だというその声が本当に大きいんです。

これらについて、これからの中で町としてこの問題を再協議を求めていく、そういうことをぜひともお願いをいたしたいと思っております。

議長（作間七郎君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 杉本議員のご質問にお答えいたします。

最初のインフルエンザの無料接種の件でございますけれども、現在、インフルエンザの予防接種については任意の個別接種となっております。

小中学校での集団接種が平成6年に廃止された理由というのが、若年層には思ったほど効果が見られない、接種後の児童の欠席率にも余り差がなかったという厚生労働省の見解がございます。こうした国の判断から、県内では児童に対する集団接種とか無料接種を実施している市町は現在のところございません。

ただ、今後もし多くの方からこうした要望があれば検討していかねばならないと考

えております。ご理解賜りたいと思います。

次に、病院のバスの問題ですけれども、これは七尾駅から病院まで病院が運行していた無料の定期バスでございますけれども、確かにご指摘のとおり4月1日から財政的理由ということでサービスは行われておりません。

議員にはご承知のとおり、先ほどおっしゃいましたけれども大変大きな負債を背負っておりますので、健全経営化に向けて院長以下職員一丸となって経費節減を旨に鋭意努力しているところであります。このバスの問題も当然そのリストラ策の一つでございますけれども。

そこで代案といえますか、調べたところでは、いわゆる東往来の方で能登病院の方に停車する七尾バスが日に3本運行しております。それから、これまでどおり電車で七尾駅まで出られて、そこからやはり病院を通る七尾市営のマリンバスというのがございまして、それが日に8本運行しているそうでございます。ですから、まずそれをご利用いただければありがたいかと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 吉田生涯学習課長

〔生涯学習課長（吉田外喜夫君）登壇〕

生涯学習課長（吉田外喜夫君） 杉本議員のご質問にお答えいたします。

町民から寄せられたアンケートの一部についてということで、2番目になっておりますけれども、鳥屋公民館の長いアプローチは必要なのか。身障者は歩くのに大変である。もっとエリアを有効に使うべきだということでございます。

議員の言われますとおり、鳥屋図書館を利用するには、少し離れたところにありますふるさと創修館の駐車場に車をとめて、そこから今言われますアプローチといえますけれども、インターロッキング舗装の通路を通って入館するというようになっております。駐車

場から長い通路を歩いていかなければならないということで、以前から障害者や高齢者の方から少し長いし、天候の悪いときには大変つらいというようなことも時折聞いているということを聞いております。

そこで、図書館の職員、それから創修館のところへ申し出られた方々等については、車の乗り入れについてはできますということで口頭で説明をし、天候の荒れたときについても近くまで車を乗り入れて結構ですということで口頭で周知をしているということが現状でございます。

今後は通路への乗り入れを検討するとともにエリアの有効利用を考えていきたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 林参事兼住民課長

〔参事兼住民課長（林 富士雄君）登壇〕

参事兼住民課長（林 富士雄君） 日曜日でも役場を利用できるようにしてほしいとの杉本議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、昨年の9月議会において一度お答えしているところでございますが、現在、鳥屋、鹿西、鹿島の3庁舎、それぞれ窓口サービスがあるわけです。そして住民課の方でその辺の取りまとめというかお願いもしているところですが、日中、仕事等の関係で窓口へ来ることができない方については、電話等で必要な証明書の交付依頼を確認いたしまして、そして係がその証明書を宿日直の職員に預けて、そして必要な方がその庁舎の宿日直の方へ来られた際に所定の交付申請書に記載をしていただき、そして本人であることを免許証等によって確認した上で手数料をいただき交付しているというふうな実態でございます。

また、交通の便の悪い方、また高齢等で役場へ出向かれるのについて都合の悪い方については、近くの役場職員に代理人となって交付申請の手続をしてもらっています。そして

自宅の方へ職員がその証明書をお届けするというふうなことも行っておりますので。現在のところそういうふうな状況でございますので、今のままで続けていきたいと思っているわけです。

また、そういうふうなことを知らないという方がおられるようでしたら、今後は広報等でその辺のことを十分に周知をしまして便宜を図っていきたくと思いますので、ご理解いただきたくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 答弁をいただきました。

簡潔に意見を述べておきたいと思います。時間の関係上、答弁は要りません。

基本的に役場の窓口を日曜日もあけてほしいというその考え方、答弁も、それについて前日もそういう答弁を聞いているんです。

この方は今の時代ということを行っているんです。今の時代でそういうことがだんだんとサービスの時代です。商店街へ行きますと日曜日でも商店が開いているんです。商店街に土曜日、日曜日はないんですよ。これからそういう時代が来ると思いますよ、役場でも。町民の期待にこたえて日曜日でも開くということが必ず来ると思います。官だけがそういうことを許されるという時代ではないと私は思いますよ。

そういう中で、今の時代で日曜日にも住民に直接必要な窓口を開いておいた方がサービス上いいのではないかと。開いてほしいというそういう声なんです。

次、能登病院行きのバス。これは本当に多くの方々から聞かれます。恵寿病院のバスは運行しているんですよ、七尾の駅前に。だからみんな恵寿病院へ行ってしまう。そうでしょう。恵寿病院のバスもなくなれば、またということもあるけれども、能登病院だけなくなった。そういう中での町民の声なんです。それらをひとつきちんと頭の中に入れて、今

後この問題について広域圏の中に、町長の方から課題としてぜひとも。能登病院自体も住民の要望があれば復活してもいいということを行っているんです。一番初め廃止したときに、そういう紙に書いたものが張ってあるんですよ。一番初め張ったんです、能登病院の中で。要望があれば復活してもいいと。

そういうことを言うておきたいと思いますし、インフルエンザの予防については、今聞きますと大変少ないということ。三種混合とかいろんな中で事故が起りまして少ないということは、これはわかります。だから、希望される方、そういう方がおられたら、高齢者のインフルエンザと同じようにひとつ無料にできないか。

町長も言っているでしょう。子育てをどう支援していくかということが大事でないかと言っているんです。産むよりも育てる方が今難しいんです。時代の中で。そういう中で、数が少ないということになれば希望者だけでも私はぜひとも実践していただきたいと、そう思います。

最後に、町民の要望の中にこういう切実な声があるんですよ。これはぜひとも議員の皆さんから課長の皆さんにも聞いていただきたいと思うんです。

これは私のところへ来たんじゃないんです。町長の提案箱の中に入っていたそうでございます。議会の方から私に、杉本さん、持って行ってくれと言われて持ってきたんです。私のアンケートはいろんなものを項目別に並べた。これはこんな小さいんですけども、こう書いてあるんです。

今、私は毎日病氣と闘っております。今のところおかげさまで自分のことはできますが、いずれ動けなくなるだろうと思っております。でも、寝たきりになったらどうしよう、心配しています。安い年金で入られる場所、1日1回のおむつがえでもよいと思います。

こういう声なんです。おむつがえが1日1

回でもいいという、そういう切実な声なんです。

食べるものも少なくともよいかから、安心して安い年金で入られるところをぜひとも町として考えていただきたい。

本当にこれ、私、こういう切実な声が届いてくると思っていなかったんです。アンケートの項目は決まっておりますから。こういう声が出てまいりまして、中能登町の中で、やはり大きな苦しみを抱えて、ひとり暮らしの方、二人暮らしの高齢者の方がおられるということ。おむつも1日に1回でいい、我慢するという。食べるものも安いものでいい。そういう方々がおられるということ。

私はこのアンケートをもらって、本当に町のこれからの行政の中に取り組みべき大きなものを私たちは考えていかななくてはいけないのではないかと。町民があってこそ中能登町なんです。中能登町があって町民があるんじゃないんですよ。町民が主人公なんです。

そういう声にどうこたえていくか。今のインフルエンザもそうです。町の窓口の開放もそうです。そういう変革をこれからしなくてはいけないと思うんですよ。そういう点を私求めていきたいと思えます。

次、2番目に国保の保険証の窓口留保の取り扱いの現状について報告を求めたいと思えます。

石川県は平成18年3月10日、イ第3849号として、石川県健康福祉部医療対策課長から通知に基づく国民健康保険における被保険者証の窓口留保について、中能登町の現状報告を願いたいという文書を町の方へ出していると思うんです。それについて町としてどういうこれに対する報告をされたのか、その点についてご報告願いたいと思えます。

議長（作間七郎君） 小林保健環境課長  
保健環境課長（小林玉樹君） 杉本議員の国保の被保険者証についてというご質問でございますけれども、この短期保険者証への切

りかえというのは、収納を扱っております税務課とも連携を図りながら納税意欲の乏しい納税者に対しまして予告を行うなど、手順を踏んで慎重に行っております。中では分納していただくなど納税意欲の認められる方には滞納があっても短期証にはしておりません。

そこで県への報告ですけれども、県の指導によりまして窓口に出向けない被保険者に対しては訪問による面談で交付するなど、また窓口で1カ月経過後は配達記録郵便で全件を交付しております。ですから現在、中能登町には窓口留保というのはございません。

以上でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） ただいまの答弁では中能登町に窓口で保険証の留保というのはないということでありますから、それはそれとして。町民にとりまして保険証がないということになれば医療にかかれぬわけでありますから、ないということであればそれでいいと思います。

以前、担当課長ともお話をしておりましたが、保険証がないためにお医者さんにかかれぬということで大変大きな問題になりました。金沢市、加賀市でそのために時間的におくれまして死亡されたという件がありました。どうであれ保険証だけはお上げするという、そういう一つの町の姿勢を貫いていただきたいと思えます。

次に、道路の改善について2点余り要望いたしたいと思えます。

一つは、質疑の中にも私取り上げましたが雨の宮林道の倒木の件でございます。

ことしの冬の大雪によりまして倒木いたしております。林道が大変大きな被害を受けております。私、バイクで行ってまいりましたが、自動車は通れないという現状でございます。

質疑の中で答弁をいただきました。倒木の

処理を行うことについては集落の、いえは区にお願いをしてある。また、山林の持ち主にわかったら除去してもらおう。そういうことを質疑の中で答弁をされました。

現状の山林というのは大変荒廃をしております。間伐もなければ枝おろしもないというそういう山が多くあるわけでありまして、山林に対する愛着というのは欠けているというのが現状だと思うんです。だから持ち主というものはなかなか難しい。そうしますと当然集落で責任を持たなくてはいけない。雨の宮林道は上区が責任を持っている林道であります。今日まで町がそれなりに補助金を出して林道の維持管理をやっていたんです。

私お願いしたいのは、林道をバイクで回りました。どうにかバイクは通ります。大きな木が上の方から下がっているのは重機を持って行って除去しなければ、切断しなければどうにもならないというものが多くまだ残っているわけでありまして。ぜひともそういう点で町の方で処理に一定の対策、処理費を補助金として出していただきたい。そのことをお願いをいたしたいと思っております。

2番目に、町道260号線、能登部上の新興住宅としております若草住宅を通っている幹線でありまして、町道11号線から水白、小竹へ通じる幹線道路に通じている広域道路であります。現在、大変交通量が多いところでありまして。通学路としても利用されている道路であります。

ただ残念なことに、造成したときには若草住宅には十分な歩道をとってありますが、若草住宅から久江鹿西線へ抜ける地点だけは未整備でありまして、その場所だけ約75メートルほどになるわけでありまして歩道がないのが現状であります。地域といたしましても、また町といたしましても、交通安全施策としてぜひともこの地域に歩道の新設を町の事業として採択して、早急に対応を考えていただきたい。

以上2点が道路の改善についての要望でございます。

議長（作間七郎君） 杉本さん。これ要望だけでいいんですか。

38番（杉本平治君） 答弁を求めます。

議長（作間七郎君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 杉本議員のご質問にお答えをいたします。

林道の倒木除去に関しまして、一部重機を必要とする場所があって、それについて町の補助金を何とかならないかというご質問だったと思っております。

林道の倒木につきましては、区長会でご理解をいただいて、それぞれの地区でまず所有者の方にやっていただくか、あるいは地区の共同作業でやっていただくか、そのどちらかでほとんどの地区でやっていただいております。

そこで、今回のように大きな重機を必要とするというような場合でございますが、一応その集落でもって処理をしていただいて、きのうも議員お2人の質問にも同様の答えをしたんですけれども、ことしは特例というようなこともありますので、すべての集落でその処理が済んだ段階で報告をしていただいて、今おっしゃるように特別の重機を使用したとか、地区で処理をする仕事にしては限度を超えていると、そのように判断されるものにつきましては何らかの補助金を検討していきたいと思っておりますので、とりあえず今回の場合、雨の宮林道でございますが、ぜひ地区の方でやっていただいてからご相談に乗らせていただきたいと思っております。

よろしくご理解をお願いします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

2点目の町道260号線の質問でありますけ



れども、この路線は、県道七尾羽咋線から小竹地内の町道3 - 2号線を経て、若草団地を抜け、県道久江鹿西線へ通じる通勤通学の大変重要なルートの一つであります。

質問の中にありました歩道については、住宅団地建設当初から建設の要望があったと聞き及んでおりますし、私自身もここについてはよく知っております。そういう中で、地元の方々の協力が得られるということであれば前向きに検討し対応してまいりたいと思っております。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 今の問題について簡単に聞きますが、まず林道でございます。

この林道の補修、保全というのは、基本的にはこれから町がしないで該当の集落がする、区がするということに、これは町の行政方針として決めたいですか。その1点だけ。

と申しますのは、鹿西町の時代には林道は全部町が責任を持っていたんです。全部。作業道については、その集落の区が責任を持って補修していたんです。だから舗装しましても、雨の宮林道は補修しましても地域には一銭も負担金かかりません。側溝を入れたのも全部かからない。

だから、中能登町は何本の林道があるか知りませんが、これからの林道の補修をどう考えていくのか。変更したのかどうか。そこら辺、私まだ明確に答弁をいただいておりますが、その点についてひとつよろしくご答弁を願います。

次に町道260号線。町長は前向きという答弁をいただきました。前向きという言葉は、どうも政治的に国会答弁を聞いていますと何でも前向き、前向きと。前向いている。だれも後ろを向くことはないんですよ。みんな前向いているんですよ。前向きということは、するのかないのか。それを明確に答弁してほしいんです。

ことは計画段階にするとか、どうである

うと町が事業として採択して責任を持って処理をするという、そういうお考えなのかどうかについて、この点について答弁を求めたいと思います。

議長（作間七郎君） 表農林課長

農林課長（表 辰祐君） 杉本議員の再質問にお答えをいたします。

まず林道のことでございますが、町の林道台帳には現在29路線登録をいたしております。そのうち旧鹿島につきましては23路線、これはすべて突っ込み林道、いわゆる突っ込み林道です。登って行って、よその道路、林道に出ることなくまた戻ってこなくてはなりません。一方、旧鹿西町とかのいわゆる雨の宮林道、眉丈林道、長谷内林道にいたしましては、行ってもすぐ違うところの林道あるいは道路につながることができるということで、もともと林道に対する観念というか、そういったようなものが多少違っているということで、その管理についても少し感じ方、とらえ方が違っているのではないかなと、そういうふうに思われます。

ただ、林道はあくまでも町が管理をするということになっております。したがって災害等によって崩れたり、あるいは今回のようにのり面が崩落してきましたときには、それは町が管理をいたします。しかし、29路線もありますのでなかなかすべて手が回るというようなこともできませんので、今回のような特異な例については、まず所有者の限定というものも町は全くわかりませんでしたので、とりあえず地区の区長さんをお願いをした。

そういうことでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 前向きということはどういうことなのかというような質問でありますけれども、私も何回かいろんな面で使っているわけでありまして、私の使って

いる意味は積極的に対応していきたいと、そのような思いで使っております。

例えば、きのうの質問の中になりました県との折衝、そういうことになりますとなかなか県あるいは国、いろんな折衝もあります。そういう中で、町といたしましても積極的にいろんな面でやったところで相手があることであります。

しかし、ただいま260号線に使いました前向きは、これは町だけで何とかなる事業であります。そういう中でやはり地域の方、また田んぼを持っておいでの方、畑を持っておいでの方、そんな方々とのいろんな交渉もありますし対応もありますし、そういう中でできるものは積極的に進めていくと。そういう意味で使っております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 林道は町が管理することになっているということ。これひとつ確認とおきたいと思えます。

ただ、ことしの冬の豪雪ではなかなか手が回らないから地区の方に協力をお願いしたと。だが基本的には町が管理すると。これはひとつ確認をしておきたいと思えます。

それから町道260号線については、地域の方々は全面的にこれに協力するというのでおられますので、よろしく願いいたします。

時間がありませんので、次に入らせていただきます。これは意見として言うので、答弁要りません。

質疑の中にも私発言しましたように、議案第44号、議員の報酬の引き上げでございます。

中能登町が発足して1年4カ月、いまだに旧町の垣根がなかなかとれないような、そういう声を町民からよく聞かれるわけでありませぬ。

私は、その打開に対しては議会での積極的

な論議と、そして対応が望まれていると考えます。また、町民にとりましても、議会そのものは以前から見れば何か遠くなったような、そういう気がするという声も聞かれます。

議案第44号は、それらの声にこたえる対応を考えるのではなしに、議員の報酬引き上げを提案するものであります。これでは町民にとって議会に対する不信はますます深まるばかりだと私は考えます。

よって、この議案は今議会に私は見送るべきだということを提案いたします。要望しておきます。

次に、介護保険の問題に入りたいと思えます。

介護保険が今年度、基準値で1,000円アップになりました。中能登町に介護保険料の減免条例取扱要綱というのがありますが、今日まで町民でこの制度による保険料の減免を受けられた方、人数等がありましたら報告を願いたいと思えます。まずそれが1点であります。

議長（作間七郎君） 松栄介護担当課長

〔介護担当課長（松栄哲夫君）登壇〕

介護担当課長（松栄哲夫君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

介護保険料の減免の要望が出ているかという質問であります。減免した実績はありません。旧町時代の3町とも、介護保険が始まりました平成12年度から合併するまでの平成17年2月末においても実績がないことを確認いたしております。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 今、担当課長から答弁を求めました。今まで1件もないということ。旧の3町の中でもなかったということ。原因はどこにあるのかということですよ。

町長にこの点についてひとつ考えていただきたい。減免制度の制度がありながら、ハードルが高くて適用される方が少ないのかどう

か。これが一つ。

もう一つ、減免を要望する方は、減免申請書というものを提出しなくてはならないことになるわけであります。町民の方は、介護保険が今上がったことによりまして、アンケートの中にも大変この点について不満を持っておられる方があるんですよ。だから、ハードルが高いのか、減免制度があるのかなのか、それを町民が知らないのか。私はそういうことを思うんです。

だから、これについては町報等を通じまして、こういう制度があって、これに適用される方は町の方へ申請してくれと、そういうPRをぜひともしていただきたいと思うんです。

何か紙にかいたもちだけ並べて、食べてくれ食べてくれと言っているのではどうしようもないでしょう。私は、ハードルが高いのなら、そのハードルをひとつ下げてほしいということを1点。

2点目として、制度があるのなら、その制度をPRして町民の方に、こういう制度、中能登町が石川県下においても減免制度を持っているというそういうPRをしてほしいんですよ。

これはやはり町おこしの一つの起爆剤になると思いますよ。私はその点をぜひともお願いをしておきたいと思います。

お金のことはばかりで大変ですが、やはり今中能登町は新聞等でも注目されている町なんですよ。石川県内の自治体の中でも、20自治体ですか、今、石川県であるのは、19ですか。だからぜひともそういう点について、せっかくなつく減免制度を利用でき得るようにしていただきたいと、そう思います。

まだ12分ありますね。

それでは、就学援助制度について、ひとつよろしく担当者の方からお願いをいたします。

中能登町で就学援助を受けておられる方、

小中学校で何人おられるのか。まずその点について報告を求めたいと思います。

議長（作間七郎君） 後藤教育文化課長

〔教育文化課長（後藤和雄君）登壇〕

教育文化課長（後藤和雄君） 杉本議員のご質問にお答えします。

就学援助を受けている児童の数はどれだけかということでございます。平成17年度で小学生26名、中学生13名でございます。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 今、担当課長から合計いたしまして39名という発表がありました。

私、これについてぜひともお願いしたいことがあるんです。就学援助制度の制度をどのように行政の方は学校を通じてやっているのか。こういう制度がありますよというそういうシステムをどのようにしてやっておられるのか。この点について、方法、現在の状況、報告願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 援助を必要とする児童生徒については、各地区の児童民生委員を通じて知らせてもらっております。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） それでは、この就学援助制度について私の意見と考えを述べて、ぜひともこういうことでやっていただけないかという要望をしておきたいと思います。

と申しますのは、中能登町は就学援助を受ける基準は児童手当の受給者等になっているわけであります。石川県内の中では8市町村あるわけです。次、11市町村は生活保護基準に該当する方々に就学援助を行っているんです。

私は、そのことをぜひとももう一つ拡充いたしまして、生活保護基準に該当する方々、この方々にひとつ就学援助制度を行っていただきたい。

もう一つ、これは隣の七尾市から私いただいたんです。七尾市はご承知のように大変財政的に苦しいまちであります。こういうことをやっているんですよ。今、民生委員とかそういうところを通じて教育長は周知しているということではありますが、七尾市は、これ1枚おあげしますけれども、平成18年度就学援助制度のお知らせというタイトルで、保護者の皆様へということで学校現場を通じて保護者の皆さん方に全部おあげしているんですよ。だから民生委員も何もないんです。直接行政の方から保護者の方へ、こういう基準で就学援助を受けられますよ、それで基準に達した人は申請していただきたいというそういう一つのものがあるわけで、直接保護者の方へ七尾市はチラシを配って、先生を通じましてやっている。積極的に取り組んでいるということなんですよ。

これも私が質疑の中に言いましたように、産むよりも育てることが今一番大きいんですよ。なかなか子育てが難しいんです。だからそういう中での就学援助制度も中能登町はぜひともこういう積極的な対応をしていただきたいということをお願いをいたしたいと、そう思います。

いろんな点で要望いたしました。地域のことから、総体的なことから要望いたしましたが、これもこれからの中能登町が少しでも県下の中で、本当に県内の県民の中からもうらやましがられるまちづくりに評価をいただくような、そういう町になってほしいという気持ちの上で質問、質疑、またしたわけでありまして、積極的にそういう面を取り入れていていただきたい。

そのことを最後にお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時27分 再開

議長（作間七郎君） それでは再開をいたします。

10番 出雲英夫君

〔10番（出雲英夫君）登壇〕

10番（出雲英夫君） 今回の登壇は、私にとって合併後初めてであり、また最後の機会でもあって、複雑な気持ちと感慨深い気持ちで交錯しているところでございます。

私のお聞きしたいことは、主要地方道氷見田鶴浜線の改良に伴う石動山トンネルの実現を進めていただけないかということでございます。

この件については、確かに前にも質問されたと記憶しておりますが、具体的な答弁がなかったように思います。その後、国、県への要望や陳情されているかどうかお聞きしたいと思えます。

聞き流しでは質問の意味がないので、具体的に誠意ある答弁をお願いします。

現在進められている改良事業は、昭和55年に旧町、鳥屋町羽坂地区から工事が着工され、30年近い年月を経て現在に至っているわけですが、平成18年度の施工予定延長及び残る未改良延長、そして工事完了予定年度をお答え願いたいと思えます。

残る未改良延長については多分わずかだろうと推察いたしますが、そのわずかな距離が大変な難工事となるのではないのでしょうか。勾配がきつくなり、工法の変更も考えられると思えますし、もちろん冬期間は山頂付近では大変な積雪が予想され、融雪施設は不可能だろうと思えます。当然、機械除雪に頼らなければなりません。これから何十年間の除雪経費を考えたとき、トンネルは一時的に事業費がかさむことにはなりますが、大局的に見たとき、トンネルの効果ははかり知れないものと確信いたします。

そこで、トンネル化した場合の施工延長及び事業費等の試算をされたことがあるかお

聞きいたします。

能越自動車道が計画されたとき、当然石動山トンネルで抜けるものと期待していたのですが、これは私ばかりではないと思います。その後、七尾海岸回りにルート変更といいますがルートが決定されたとき、私は大変ショックでございました。

今月の14日に、議会の最終日の次の日ですが、氷見田鶴浜線建設推進期成同盟会の総会が開催されることになっておりますが、当会の会長である杉本町長にぜひ同盟会の推進事項にトンネル化を加えていただきたく要望いたします。

富山県側もトンネル化を待ち望んでいると思います。能登と越中は昔から経済、産業、文化はもちろんのこと、人的にも多々交流があったことを思い起こします。

杉本町長は県議在職中、眉丈山トンネルの実現をなされた実績は高く評価いたします。いま一度、石動山トンネルの実現に意を注いでいただきたく強く要望し、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 出雲議員のご質問にお答えをいたします。

石動山トンネルの建設要望につきましては、昨年度も議会一般質問があり、その必要性につきましては十分認識をいたしているとお答えをさせていただきました。現在でもその気持ちは少しも変わってはおりません。

しかし現段階では、現在の道路の拡幅改良を推進し、一日も早い工事の竣工をお願いしているところであります。その後、完成後に大いにトンネル化というものについて要望も行き、実現に向けて努力してまいりたいと、そう思っております。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますけれども、私もトンネル化については大賛成でございます。これからも積極的に頑

張ってまいりたいと、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 出雲議員のご質問にお答えいたします。

先ほど言われました県道氷見田鶴浜線の改良工事につきましては、羽坂交差点から昭和55年から着手して現在工事を進めているわけでございます。現時点では県境付近の380メートルが残っております。富山県側につきましては総延長1万612メートルがあるわけでございますけれども、そのうち2,582メートルが未改良ということでございます。

18年度の改修予定につきましては、石川県側は林道城石線の付近から頂上側200メートルにつきましては平成17年度の繰り越しで現在工事を進めております。その完成が9月末という予定でございます。残りの180メートルにつきましては平成22年度までの完成予定を目指して今後発注をしていくと、そういうようなことでございます。

富山県側につきましては、吉滝工区というところがあるんですけれども、その工区の改良促進と、県境付近の小滝工区310メートルにつきましては石川県側の改良推進を見ながら富山県側も工事を進めていくと、そういうような考えを持っているということでお話を聞いております。

3番目のトンネル化の試算、これは延長、金額についてはどうだというようなお話でございましたが、これにつきましては県の方は現段階では試算等はやっていないというようなお話を聞いております。

具体的な話を詰めたことがあるかというようなお話でございますけれども、これらにつきましては現在、町長が答弁しましたように現道の改良推進を図っていくというようなことでございますので、話し合いを持っておりません。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 出雲英夫君

10番（出雲英夫君） 答弁ありがとうございました。

主要地方道の場合は登坂勾配8%以下に設定しなければならないという基準があるかと思えます。この頂上付近の急勾配を施工するときには、延長が残り180メートルになるということでございますけれども、まだまだ延長が延びるかなと思えます。そうしたことから相当な期間が延びてくるなという気がいたしますけれども。

関連してお聞きしておきますけれども、現在の改良幅員と申しますが、2車線で施工しながら一部1車線ということになっているかと思えます。これはいつの日か全線2車線になる計画になっているのかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長  
土木建設課長（澤井昭範君） 再質問にお答えいたします。

先ほど勾配8%等云々ということで、2車線になっていないところがあるというお話でございましたけれども、県の方では380メートルを除いて改良済みだというようなお答えをいただいております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 出雲英夫君

10番（出雲英夫君） どうもありがとうございます。俗に言う1.5車線という改良に解釈いたします。ありがとうございました。

町長、前向きな、先ほどの意見ではないですけれども前向きなご意見ありがとうございました。

終わります。

議長（作間七郎君） ここで、少し早いんですけれども、あとの清水議員の質問は多岐にわたり時間がかかりますので、少し前ですけれども昼食のため休憩をしたいと思います。

いつもなら昼食は1時半までという時間でやっているんですけども、今回は1時でするしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） それでは、1時まで昼食のため休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

議長（作間七郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

39番 清水 昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） 議員生活最後の質問になると思います。

中能登町の将来まちづくり計画の検討が始まっております。能登振興をどうするのか。高齢者と子供たちが安心して住み続けられる安全なまちづくりを願うものであります。こうした私の思いを表明し、2点質問させていただきたいと思えます。

質問の第1は、農政改革関連法案と中能登農業の育成についてであります。

私たちが住んでいるこの中能登町は、何よりも豊かな田園が広がり、農産物をはぐくむ条件が整っている町であります。

農家の田植えが一段落していますが、国は農政のあり方を根本から変える農政改革関連法案を国会で押し通そうといたしております。その中心が品目横断的経営対策と言われる対策であります。これまで米、麦、大豆など品目ごとの価格政策、経営安定対策を全面的に廃止し、一部の大規模経営と一定の要件を満たした集落組織に助成対象を限定する仕組みを変えるものであります。

これは、農家と農業、農村だけではなく、安全な中能登産農産物の供給や農地、環境、地域経済を脅かし、地域住民の生活全体にも重大な打撃を与えるものと危惧いたしております。麦や大豆などは輸入価格に影響される

販売価格が生産コストをはるかに下回るため、生産の維持には助成金が必要であります。

来年度から担い手のみを補助の対象とする制度がスタートいたします。

そこでお伺いいたします。新しい制度がスタートし、農政改革関連法案が成立、実施に移されるならば、具体的にどんな問題が起きるのか。中能登町で予測される問題点をご報告願います。

議長（作間七郎君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 清水議員のご質問にお答えいたします。

品目横断的安定対策が行われますとどんな問題が起きるのか、予測されるのかということでございます。

新しい制度におきまして支援の対象としている認定農業者の育成、集落営農組織の法人化計画が作成できない集落は農業の構造改革が進んでいない地区とみなされまして、新たな制度の支援が受けられなくなります。問題と言われれば、この新たな制度の持つ支援策が受けられないということが一番大きな問題ではなからうかと思えます。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） 報告によりますと、中能登町の農家の85%、9割以上が対象外ということになります。多くの農家を切り捨てられて、農業と農村維持ができるのでしょうか。

これまでありました小麦や大豆など品目に価格政策を廃止しようとしております。価格政策は、商売するすべての農家が対象であります。不十分ながらも農家の生産を助け、維持する役割を果たしてきました。外国産との競争にさらされても中能登町で生産が成り立つ農家は存在するのでしょうか。これが担い手支援の法律と言えるのでしょうか。

担い手の経営安定すら保障されなければ、

安全な食料は安全な中能登町でと胸を張って町民にも言えなくなるのではないかと。これでは地元生産の縮小は避けられません。食の安全を求める町民の願いにこたえられるのでしょうか。国には法案の撤回を求め、国の責任を求めるべきではないでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

私は、このような無謀な農政改革の中止を求めるものであります。

今、現場は十分な対応ができないまま混乱をもたらしております。本来、新しい制度は高齢化、過疎化で跡継ぎがない耕作放棄地がふえ続けているもとで、その対策をどうするのか。このような視点で対策が考えられたのであります。最も助成が必要、補助金を必要とする能登では要件のハードルが高過ぎます。ここに大きな問題点があります。県に対しても強く要望するとともに、町独自の助成制度を設けるなどの改善策が肝要になっております。

そこで、幾つかの提案をいたします。

1つは、今秋までに担い手の登録を急がせるやり方には無理があります。今後の担い手の確保は、現実に生産を担っているさまざまな農家とその共同組織を大事にし、規模の大小で区別することなく続けたい人、やりたい人を大事にし、農家経営の多くを可能な限り維持する独自の支援策を講じることが必要であります。そのため、集落営農や各種の生産組織も農家の営農を支える役割を發揮できるように援助を強めることであります。

2つ目には、地産地消や直売所、都市と農村の交流と帰郷運動に取り組み、高齢者や女性、兼業農家などが元気に農業に携われるようにすることです。そのためには、中能登地産地消宣言のまちづくりを提唱するものであります。

朝市、直売所、産直などで農家が意欲を取り戻した例が各地に見られます。兵庫県の丹波市、旧山南町では、農業委員会の提案で町

内に農産物処理加工施設をつくり、地元の小麦を使ったパン、漬け物、工芸品などを生産し、米、野菜などを学校給食にも供給しております。こうした全国の経験を視察し、中能登町条件、旧鹿南3町のよさを生かして取り組むための地産地消条例の制定を提案するものであります。

また、後継者育成のためには長期研究教室の開講や学校統合教室の再利用などを、また講師は経験に富んだ農家の方々に雇用確保の場を広げることにも役立てることであります。

3つ目には、町独自の施策として価格保証、所得保障制度が必要であります。今、原油高騰問題は深刻な問題を引き起こしております。農家の暮らしを応援する上で急がれております。ハウス栽培など原油高騰による影響を調査し、特産物への価格保証を初め農家の営業と暮らしの支えを行うことを求めるものであります。

町長のご答弁をいただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 清水議員の質問にお答えをいたします。

現在、中能登町には20の生産集団があり、それらの生産集団が法人化を目指す集落営農組織として計画をした場合、その構成員全員は新制度の対象となります。

そこで、町としては対象となる集落が間違いない新制度に乗れるよう、県土地改良部、農業振興部、農協と一体となって担い手育成緊急支援チームをつくって、担い手となる農家を個別に指導したり集落営農組織の立ち上げについて支援活動を行っております。

新制度を受けられる要件は、経営面積が4ヘクタール以上、または5年以内に法人化を目指す集落営農組織で一定の面積要件をクリアすること等々の条件があります。町としては、できるだけ多くの方がこの対策を受けら

れるよう働きかけをしているところであります。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 表農林課長

農林課長（表 辰祐君） 清水議員のご質問にお答えいたします。

今後の担い手農業の支援についてのお尋ねでございますが、町では農業委員会とも連携を密にして、集落がそもそも定めた担い手農家に土地利用集積がスムーズに進められ、認定農業者や法人化を目指す集落営農組織を育成していきたいと考えております。

担い手農家が農業に他産業並みの所得を得ることができる職業としての農業を確立するため、やる気と能力のある農家を国が定めている品目横断的安定対策の対象となれるように、今ほど町長が申されましたチームを編成して制度に乗りおけないように対策を講じております。

なお、制度の全容につきましては、きょう現在まだはっきりしておりません。未確定部分がたくさんあります。例えば補助金制度でございますけれども、補助金の金額等についてはまだ示されておりませんので、町の補助金関係の支援につきましてはこれから後にお諮りをしていきたいと思っております。

次に、中能登町の地産地消宣言のまちづくり提唱についてということでございますが、中能登町の農産物といたしましては、ご存じのとおり米はもとより大豆、白ネギ、源助大根、ころ柿などがあります。これらの農産物は農協へ出荷するだけでなく、直売、加工販売等を通じて、まず地域の人にも安心、安全でふるさとの味を堪能していただきたいことから、何らかの組織をつくって検討していきたいと考えております。

それから、農業経営の安定と農家暮らしを支える農産物価格保証、それから所得保障制



度の導入をということにつきましてですが、意欲のある農家の経営改善のために金融、税制、年金などの多岐にわたっての支援措置が受けられる認定農業者制度、それから農産物価格保証制度として白ネギ農家への価格補てん制度が設けられておりますし、実際にこの価格補てん制度は使われているところでございます。

認定農業者制度は、農業経営のスペシャリストを目指す計画であるところの農業経営改善計画を作成し、その計画を町長が認定する制度であります。平成17年度末の認定農業者数は34名を数えております。

しかしながら、先ほど議員のご指摘もありましたが、この数字は当町の農家戸数3,533戸から見ればわずかにすぎず、認定農業者の育成が喫緊の課題であると考えております。

以上です。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） ご報告ありがとうございます。

この質問の最後になりますが、能登の家族農業を守っていく上で多様な農家の共同、つまり機械利用組合、集落営農、何人かのグループでの機械の共同利用を行っておりますが、農地を荒廃させることなく何十年にわたって祖先がつくり出した伝承を尊重し、その経験から学ぶべきことが大事ではないでしょうか。

町独自の施策としても今後工夫し、国の基準に縛られることなく、実情に応じて農業従事者を確保できるように工夫できないものか、見解を求めるものであります。

議長（作間七郎君） 表農林課長

農林課長（表 辰祐君） お答えいたします。

農業の組織化、グループ化を図り、実情に応じた農業従事者を確保するための町独自の施策の展開をというようなことではなかったかと思えます。

先ほども申しましたけれども、担い手農家を初めとして集落営農を誘導するために、これまでになかったいわゆる県、農協、農業共済組合、それらとの連携のもとで緊急担い手支援活動を実施しております。現在のところこの業務に関しましては当町は隣接市町に決して引けをとらない結果を残したいと中能登班一同、結束して支援活動を展開しております。

現在のところおおむね20地区でございますけれども、その20地区の集落営農がすべて該当になるように、さらにまたそれ以上を目指すように、それ以上の農家が出てくるように引き続き支援活動を展開してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） 町当局の大きな努力を期待しているものであります。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

質問の第2は、暮らしの応援と子育て支援について町長並びに関係課長にお尋ねをいたします。

今、貧困と社会的格差が拡大していますが、その中で非正規雇用労働者の非人間的な実態が告発されております。貧困と格差社会が広がり、その影響は子供たちの健やかな成長にとってさまざまな障害を生み出し、学校生活にも及んでおります。

中能登町でも生活保護世帯、教育扶助、就学援助を受けている児童生徒は増大しております。これは中能登町というよりも全国的にという意味であります。

その要因はさまざまですが、国民全体の所得が連続的に減少する中で貧困層が広がるという事態はかつてなかったことであります。こうした異常な事態が急速に進んだのは、1990年代の後半からであります。

そこでお伺いいたします。中能登町におけ

る生活保護世帯や教育扶助、就学援助受給者はどのようになっていますか。合併前の旧自治体の歴史的な経緯を踏まえ、1997年からの10年間の推移を明らかにしていただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） まず、生活保護世帯の過去10年間の推移について清水議員の質問にお答えをいたします。

中能登町区域内の総数を集計しますと、平成9年度の認定数は35世帯、平成18年度の認定数は24世帯となっており、この間、特に大きな起伏もなく、少しずつ減少しているというのが現状でございます。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） この状況について論議すべき問題がありますが、子育て世帯の経済的負担の軽減策がますます必要になっていることを示していると思います。経済的負担の軽減につきましては、子供の多い世帯に対する支援等についてさまざまな視点から町独自の施策が検討されていることを考慮しながらお尋ねするものであります。

一つは、母子家庭等への支援についてであります。

2002年、政府・与党は児童扶養手当を削減し、そのかわりに母子家庭就業支援事業と能力開発、常用雇用への転換支援事業を創設いたしました。母子家庭をめぐる厳しい雇用環境が続いております。この支援策は県の責任になりますが、町としてもきめ細かな支援が必要ですが、現状と支援策についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 次に母子家庭の現状についてですが、現在は85世帯が該当し、世帯に含まれる18歳未満の子供の数は139人です。

ご指摘のとおり国、県においては母子家庭が自立できるよう就業支援に重点を置いてお

ります。就業のための専門的な知識を習得することにより、安定した収入だけでなく生きがいのある人生を目指すものであり、根本的な取り組みであると考えています。

しかしながら、日々の生活においてなおさまざまな困難があり、きめ細かな支援が必要であると考えております。

医療費については、必要な医療がきちんと受けられるよう子供が高校を卒業する3月まで、その親と児童にかかる医療費を全額支給しております。また、親が病気になるなど一時的な緊急時に際しては、家事のお手伝いをするためにヘルパーを派遣する事業も実施しており、事業に応じて柔軟に活用していきたいと考えております。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） ご説明ありがとうございました。

2つ目の問題については、先ほど町長から親切なご説明もありましたし、かなり町の支援も前進していると考えます。

18歳未満の子供が3人いる世帯については優先入居を実施すべきではないか。そして子育て世帯の入居収入基準を緩和し、入居機会の拡大を図るよう求めるものであります。ご答弁をいただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） また、町営住宅入居に関する提案もいただいておりますが、町営住宅は法律のもとで建設され、運営されているため、町独自の緩和措置を講ずることは難しいわけですけれども、幸いことしの2月に法律が改正をされ、子育て世帯への優遇措置が報じられているところであります。適正に対処し、母子世帯にも配慮したいと考えております。

一方、これらの制度を積極的に活用して支援するためには、困っている家庭の情報を把握することが最も重要であります。その受け皿として、保育園や学校、行政、民生委員会

などの関係機関において各種の制度を十分に理解するとともに、いつでも相談していただけるような環境づくりに努めたいと考えております。

どうかご理解をいただきたいと思います。

39番（清水 昭君） 町長の説明で大きく理解することができました。

3つ目は、学校給食への助成制度についてであります。

学校給食を子供たちが全員おいしく食べられるようにすることは、教育環境の充実に責任を持つ行政の役割からも大事になっていると思えます。

教育費の父母負担軽減、学校給食に地場のものを、食材をの運動が県内でも起きております。北海道の三笠市では、ことし4月から小学生全員が学校給食を無料にいたしました。

こうした全国の経験に学び、少なくとも小学校の学校給食助成制度を設けることを提案いたします。教育長並びに関係課長のご答弁をいただきたいのであります。

議長（作間七郎君） 清水議員。あなたが言われるのはいいんですけれども再々質問は終わっております。大項目でありますから。

皆さん、どうしますか。皆さんがよろしいというのなら答弁をしてもらいますけれども、皆さんにルールを守ってほしいということで再々お願いしている件でございますので。

では、本来はだめなんですけれども、清水議員はこれが最後ということでございますので、この件について答弁をさせます。

水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 清水議員の小学校の学校給食の助成制度についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、子供たちにとっては学校生活の中で一番楽しいのがこの給食

の時間だと思えます。これは今も昔も変わらない。子供たちが喜んで学校生活をするものになる時間だと思えます。

そこで現在、中能登町の小学校の給食費でございますけれども、大体平均して1食240円いただいております。したがって、月に直しますと4,500円、年間で計算しますと5万4,000円となります。1人当たりでございますけれども。

先ほど北海道の例が挙げられまして、もしも我が町でこの児童生徒に無料ということを経験してみますと、現在1,046名の児童がおりますので、年間総額564万8,400円となります。かなりな大金になりますので、このうちどれだけ補助、助成ができるかということを経験して、少しでも助成できればいいなと私も考えていますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） これをもちまして私の質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、3番 谷口英夫君

〔3番（谷口英夫君）登壇〕

3番（谷口英夫君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

ご案内の質問事項でナンバー1、2とありますけれども、ナンバー2の方からさせていただきますので、ご了承のほどをよろしくお願いたします。

それでは質問事項、まず最初に、中能登町がITの町、教育の町と言われるような町に向けて町長の姿勢をお尋ねいたします。

今年度からの光ケーブル事業の推進に積極的に賛成をしている者の一人として、中能登町がITの町、教育の町、若者がますます定住しやすい町に向けてどのような対応が必要

か。かつまた、町民の利便性の向上はもとより企業の誘致に積極的に役立てていただきたいと思っております。

町長におかれましては、県下に輝くITの町、教育の町として、今後とも意気込みを持って町民の期待にこたえていただきたいと思っております。

事業の推進に当たっては、町民への負担は軽く、サービスは高くを基本に取り組むことはもとより、いつでも、気軽に、だれもが学べる環境づくりをつくるのが大切かと思われます。一日も早く教育の町、中能登町と言われるような事業展開を希望するものです。町長の取り組む姿勢をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 谷口議員の質問にお答えをいたします。

今年度整備をする光ケーブル網を利用したケーブルテレビ事業は、全国的にも先進的な事例になるかと思います。国ではu-Japan政策が推し進められており、情報通信技術を利活用した、いつでも、どこでも、何でも、だれとでも、あらゆる人やものが結びつくというユビキタス社会の実現を目指しております。

当町におきましても、地域イントラネット事業、そしてケーブルテレビ事業を通じて都市部との情報格差是正や災害情報の確実な伝達といった地域課題を解消し、中能登町全体の情報化を推し進め、情報交流の促進、コミュニティの醸成を図り、生活の利便性を向上させ、若者の定住促進へとつないでいきたいと思っております。

また、ケーブルテレビ網での超高速ネットワークを提供することにより、IT関連を初めとする企業誘致にも役立つものと考えております。

また教育の面においても、子供から高齢者

に至るまですべての町民がいつでも、どこでも、何でも、だれもが学べる教育環境の充実を図り、教育の町、中能登町と言われるよう努力してまいりたいと思っております。

全国各地では平成の大合併も進み、まちづくりの競争時代が到来をしております。私は、中能登町が町民が誇りを持ち、安心して安全に暮らせ、小さくてもきらりと光る中能登町になるよう今後とも積極的に施策を展開してまいりたいと考えております。

よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） ご答弁ありがとうございます。

教育の町、中能登町と言われるようになるには、今後ますますITが欠かせない一面を担ってくると思います。IT推進を積極的に進めていただいて、町長が言われる教育の町、中能登町をつくり、行ってほしいと思います。

また、答弁の中にございました企業誘致にも役立てたいということでしたが、小規模事業所、またSOHO支援やさまざまな施策も今後は展開をしていただき、若者がますます定住しやすいまちづくりに向けて事業の展開を進めていただきたいと思えます。

要望としておきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に入ります。

それでは2番目に、光ケーブル施設の今後の活用策についてでございます。通告のように、まず順次答弁をお願いいたします。

まず1点目、保育園などのリアルタイムの映像配信をどのような形で進めていくおつもりか。

2点目、小中学校においての町独自のITプログラムをどのように考えておられるのか。

3点目は、光ケーブルと介護支援の連携の可能性について、どのように取り組むおつも

りなのか。ひとり住まいの老人世帯も含めてでございます。

4点目でございますが、町立図書館のインデックス、検索等の可能性についてでございます。

5点目、公共工事等の進捗状況の公開と工事の周知を展開する活用についてでございます。

6点目、上記以外で町として独自の活用を、防災についても含めてでございますが、考えていることがあれば教えていただきたいと思っております。

7点目、テレビ共同受信施設のある地区においての光ケーブル事業との兼ね合いはどのようなのか。

以上7点につきまして答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 谷口議員の質問に、私の方から情報担当の立場からまずお答えをさせていただきます。

まず、1点目の保育園などのリアルタイムの映像配信をどのような形で進めるのかというようなお質問であったかと思っております。

町立の保育園、小中学校につきましては、17年度に実施いたしました地域イントラネットで光ケーブルを接続しており、リアルタイムでの映像配信のシステムを構築すればインターネットへの映像配信は可能な状態にあると思われまます。しかしながら、映像配信をするに当たり、セキュリティや個人情報保護等を考慮し、保育園や保護者等の間でルールづくりが重要になるというふうに思われまます。

続いて2点目ではありますが、小中学校において町独自のITプログラムをどのように考えているのかというようなお質問であったかと思っております。

17年度に整備いたしました地域イントラネットにおきまして、学校間交流システムを導

入しております。このシステムは、町内の各学校にテレビ会議用機器を設置しており、最大6校を結んでのテレビ会議が行え、リアルタイムの遠隔授業も行うことができます。

また、各学校を光ケーブルで結び、インターネットに接続しておりますので、多数のパソコンを使用しての情報検索についても効率的な授業が行えるようになっております。

この学校間交流システムやインターネットを活用しての授業につきましては、各校2名のIT担当の先生をお願いしており、教育委員会主導でいろいろな活用方法を検討していただきたいというふうに思っております。

情報担当といたしましても、情報の提供及び協力をしていきたいというふうに思っております。

次に、3点目の光ケーブルと介護支援の連携の可能性についてということでございますが、昨日の武田議員の質問の際お答えいたしました。告知端末を使用した緊急通報システムは、緊急を要する方からの連絡によりあらかじめ登録された方の告知端末に接続された電話への連絡や電子メール。これは携帯電話も含まれます。の配信を予定しております。

また、現在運用中の緊急通報体制等整備事業もありますので、利用される方には両方のサービス内容を説明し、より高度なサービスを受ける必要がある方には緊急通報体制等整備事業を選択していただくなど、運用等の使い分けが必要であるというふうに考えております。これも担当課との連携を図っていききたいというふうに思っております。

4点目ではありますが、町立図書館のインデックス検索等の可能性についてというご質問だったかと思っております。

現在の図書館システムは旧町のときからのシステムを運用しております。すべて違うシステムが稼働しております。インターネット上で運用する蔵書検索などのシステムを稼働

させるためには蔵書データの統一が必要になります。現在は、利用者カードを複数枚持ち各図書館を利用されている方もいるというふうに聞いております。今後は、利用者の利便性を考慮すると新たな図書館システムの構築がまず大前提となるように思われます。

続いて5点目であります。公共工事等の進捗状況の公開及び周知を展開する活用についてはどうかというようなご質問だったかと思えます。

ケーブルテレビにおきましては、自主放送を制作し放送することができますので、工事の時期や内容を定期的にお知らせすることは可能であります。ただし、工事発注担当との協議も必要かと思えますので、住民への周知等にもそれらのことがクリアできれば利用していきたいというふうな思いであります。

続いて、6点目です。町独自の活用を考えていることがあれば教えていただきたいというようなご質問でありました。

現在考えられる活用方法としては、上下水道施設等の監視システムの構築、観光用インターネットライブカメラの設置、在宅健康管理システム、公共施設等の防犯カメラ等の利用が考えられます。これらも担当課とともに今後検討していきたいというふうに思っております。

続いて、最後に7点目ではありますが、テレビ共同受信施設のある地区において光ケーブル事業との兼ね合いはどうかというご質問であったかと思えます。

共同受信施設につきましては、昨年、区長さんに調査をお願いし、6つの組合が確認できております。施設におきましては、NHKや北陸電力との共同または組合単独の施設という形態で、現在その管理は組合が行っております。

いずれの施設におきましても、現状の設備では2011年から全面地上波デジタル放送に移

行しますが、そのデジタル放送には対応しておらず、地上波デジタル放送を視聴するためには設備等の改修が必要となります。

今回のケーブルテレビ事業は情報の格差是正事業でもあり、町民すべての方がケーブルテレビに加入しやすいような料金体系を考えておりますので、この区域の皆さんにおかれましても加入の検討をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） 答弁ありがとうございます。

もう少し各担当課のご意向を再質問でお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目の保育園などのリアルタイムの映像配信についてでございますが、現在、県内でそういったサービスを実施している自治体はあるのかないのか。もちろん保護者の中の希望者だけが対象になるわけですが、認証パスワード制度にすればクリアはできるのではないかと。また、子供たちの安全が危惧されている現状におきましては子育て支援の側面的な支援となるのではないかとと思っておりますので、早急な検討と、その点についてお答えを求めます。

2点目の小中学校においての町独自のITプログラムについてでございますが、行うことができます。行えるようになっておりますというご答弁でありましたが、現状の活用状況をお聞かせいただきたいと思えます。

3点目の介護支援の連携の可能性についてでございますが、独居老人と離れて暮らす近親者に対して、公開でなく個人情報保護法のもとでライブで活用できるシステムを対象者に提案し、支援をしていってはいかがか。

4点目の統合図書館システムの構築について、早急に進めてはかがかと思えます。その点についてもお答えをお願いします。

6点目の町独自の活用方法の中で、在宅健康管理システムというご答弁をいただきましたが、具体的にはどういうものか説明をお願いいたします。

以上の点について、各担当課長の答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 谷保育担当課長

〔保育担当課長（谷 敏則君）登壇〕

保育担当課長（谷 敏則君） 谷口議員の再質問について、保育園に関してお答えをいたします。

リアルタイムの映像配信を行っている県内における保育園としては、小松市の公立保育園5カ所、七尾市の私立保育園、これは七尾みなと保育園になりますが1カ所が実施しているということで聞いております。いずれもIDやパスワードを設けての上で、保護者等に限定しているものであります。配信映像を実際には見ておりませんが、遊戯室等にカメラを設置して、子供たちの様子をいつでも見ることができるといふことであります。

ご指摘のとおり子育て支援のために大変有効なサービスであると考えておりますが、IDやパスワードだけで情報を守ることは難しく、犯罪誘発やプライバシー侵害のおそれも危惧されます。インターネットのこうした現状を踏まえた上で、保護者の方々と十分話し合い、慎重に対応していくということで考えております。

どうかご理解のほどお願いしたいと思っております。

議長（作間七郎君） 後藤教育文化課長

〔教育文化課長（後藤和雄君）登壇〕

教育文化課長（後藤和雄君） 谷口議員のご質問にお答えします。

小中学校における町独自のプログラムの現状でございますけれども、各校2名のIT担当教諭の操作説明会を行っておりますが、十分活用されていないのが実情であります。これから指導者の養成と有効活用に努めていき

たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 松栄介護担当課長

〔介護担当課長（松栄哲夫君）登壇〕

介護担当課長（松栄哲夫君） ただいまの谷口議員の質問にお答えをいたします。

介護支援の連携の可能性について、個人情報保護法のもとでライブで活用できるシステムを対象者に提案、支援してはどうかというご質問であります。ひとり暮らし老人、それから高齢者のみの世帯への安全や見守りの支援として、先ほどの情報担当課長からのお話がありましたように告知端末を使用し緊急通報システムを、そういうものもサービスの一つであるというふうに思っております。

それから、今、議員お話をされましたライブで活用できるシステムを対象者に提案、支援することもサービスの一つだというふうに思っております。

その人その人にとって、どのようなサービスが望ましいのか選択をしていかなければならないというふうに思っております。

そこで、独居高齢者の居宅状況をリアルタイムで把握できるシステムの構築は、個人情報を保護していかなければならないという点から、慎重な上にも慎重なる取り扱いが必要かというふうに思います。先駆者として行っている自治体を調査し、実施している自治体があれば参考にして検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 吉田生涯学習課長

〔生涯学習課長（吉田外喜夫君）登壇〕

生涯学習課長（吉田外喜夫君） 谷口議員の再質問であります。

統合図書館システムの構築について、早急に進めるべきではないかというようなご意見でございます。

先ほども情報担当課長の方から説明をさせていただきましたが、現在、中能登町

に3館図書館がございます。それぞれ違ったシステムで稼働しております。

それから、合併後、その3館利用者は増加をしております。内容的には、3館どこからでも3館にある蔵書はどこからでも貸し出しでき、返すこともできるというようなサービスを現在アナログ体制で行っております。

これを今後、統合図書館システムの構築ということで、昨年度からいろいろ利用者からの声もありまして、整備をどのように進めるべきかということを図書館協議会の方で検討させていただいております。光ケーブルの整備が整い次第、新たなシステムに乗せてそういうサービスをしていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 谷口議員の6番目の項目で、在宅健康管理システムに関するご質問でございますけれども、これについては具体的な事業と申しますが、ものはまだ考えておりません。

ただ可能性としましては、在宅の療養者あるいは健常者の方でもよろしいんですが、基本データを持っている病院、そして主治医と回線をつないで、そのデータの転送や管理を行ったり、健康アドバイスをし、病気の早期発見、治療も目指すことができると思えます。

それから、例えば利用者が血圧とか心電図、体重や体温等のデータをインプットすれば自動的に医療機関のコンピュータに送信され、それを医師が検索してチェック、いろいろな判断を下すことができる、そういうふうな状況が可能かと思えます。

それはあくまでも可能性でございまして、この時点でまだ考えていないいろいろなサービスが、いろいろなことがきっと考えられるんだ

ろうなという期待と申しますが可能性はたくさん持っていることと思えます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） 各担当課のご答弁ありがとうございます。今後とも十二分に検討されて、推進していただきたいと思えます。

これから答弁の方は要りません。

7点目のテレビ共同受信区域住民に対しての十分な理解と説明等を進めながら整備を進めていただきたいと思えます。要望をしておきます。

最後に、教育の町、ITの町、中能登町と言われるように、子供からお年寄りまで安心して暮らせる町、若者がますます定住しやすい町に向けて、情報担当課はもとより各担当課におかれましてもすばらしい職員がたくさんいるわけでございますから、英知を結集して、自信を持って事業の展開に取り組んでいただくことを希望しまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時19分 再開

議長（作間七郎君） それでは再開をいたします。

先ほど水谷内教育長が数字を違って答弁したそうでございますので、訂正したいということで発言をしたいということでございますので。水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内盛君） 申しわけありません。

先ほど、今年度の児童生徒数掛ける月のお金で1けた間違えました。564万円と私言いましたが5,648万4,000円でございますので、ご訂正の方お願いいたします。大変失礼しま



した。

議長（作間七郎君） 30番 若狭 武君  
〔30番（若狭 武君）登壇〕

30番（若狭 武君） それでは、今定例会最後の質問者でもありますし、また私にとりまして議員生活の最後の質問になるわけにありますのでちょっと緊張しておりますけれども、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

新町、中能登町の財政、財源につきまして私も非常に心配をしているところでございます。その内容についてはまた中で申し上げますけれども、そういったことで通告をしてありますのは新町のまちづくりに係る財源の確立ということなんです。

ご承知のように分権時代になりまして、そして三位一体の改革ということで国の方でも小泉総理初め閣僚が国の財政再建を優先課題として取り組んでおられるわけでありまして。そうしたことが地域、地方の自治体におきまして非常に財政的に苦しい行財政が強いられるところであります。

そういう中で、今後の財政のあり方について心配をしているところでございますが、国の方では従来から交付をされてきました普通交付税、これについては今後見直すと。そして新たに所得譲与税に上乘せをするということを行っているわけでございます。

そういうことで、このたび所得譲与税法が改正になりました。新地方譲与税法、これがこの4月1日に発足をしております。その中身につきましては、私もまだはっきり見ていないんですが、とても地方においては納得のいく内容にはなっていないように思うわけがあります。

そういう中で、各自治体においてはますます経常経費が不足分が大きくなっていくように思われるわけでございますが、当町においてもこれからその財源不足、どのようにあらわれてくるかわかりませんが、その財源不足

についてどういうふうに対処といたしますか考えていくのか。どこからまたその分を補てんされるのか。その点についてまずお伺いをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長  
〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 若狭議員の質問にお答えをいたします。

自主財源の確保をどのように考えているのかという質問であったかと思えます。

当町の自主財源は、固定資産税及び町民税が主なものであります。固定資産税、法人町民税においては企業誘致を図り、個人町民税では定住化の促進などにより増収を図りたいと考えております。また、滞納整理の強化にも努めていきたいと考えております。

基金などの資産においても、新町建設計画における普通建設事業などに有効活用していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（作間七郎君） 澤財政担当課長  
〔財政担当課長（澤 伸一君）登壇〕

財政担当課長（澤 伸一君） 経費の削減のことではありますが、経費の削減におきましては、合併のスケールメリットを生かして、合併のスケールメリットとしましては合併に伴う三役、教育長、議員、各種委員、また職員等の減少による人件費の削減、また各種事務事業におきまして旧町で同じような業務を行っていた部分も多くあり、管理部門等の重複部門を省いたり、電算処理業務等を統一化し、より専門化、効率化を図り、物件費、人件費等の削減を図っていきたいと考えております。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） 今、町長の答弁ですが、私の質問とはちょっと間違っているといえますか。

財政基準需要額から財政基準収入額、その収入額には今町長のおっしゃられましたその

分が含まれているわけですね。その差額の分についての財源不足額についてはどういうふうにかこれから、どこで補てんされていくのかということをお聞きしたいわけなんですけれども。

今まで普通交付税で見てもらっていたんですが、それが譲与税で若干上乘せされる。しかし、それでも不足額が出てくるわけですね、多少。その分についてどこから財源を持ってくるのかということをお尋ねしたわけです。

議長（作間七郎君） 澤財政担当課長

財政担当課長（澤 伸一君） 三位一体等の改革により、交付税の削減とか補助金の削減等により地方公共団体の収入は大変厳しくなってきました。

その財源を埋める措置としまして、先ほど町長が申したように、町独自の財源である町税、固定資産税等の税収をふやすため企業誘致とか定住促進を図って財源をふやしていきたいということでもあります。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） そうしますと、それは財政基準収入額に入りますね。その収入額と需要額、それで平衡になるんですか。そんなことないでしょう。

今、それが町税とか、あるいは基準収入額の中に含まれているわけですね。その需要額からそれを引いた分の差額が多少必ずどの町でもあるわけなんです、その不足分、財源不足分をどこから補てんするのかということをお聞きしているんですよ。需要額と収入額とチャラになるんだったら、それだったら国の交付税の対象に実際ならないわけですね。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 普通交付税の算入でございますけれども、基準財政収入額につきましては、以前まで固定資産税並びに町民税等々につきましては75%が基準財

政収入額というふうに見られていたわけでございます。

ところが、法の改正になりまして100%見るということになりました。25%は自主財源といいますか、ゆとりの財源と申しますか、そういうふうにあったわけなんですけれども、100%ということになりますと財源の不足が生じるのではないかというような若狭議員の指摘かと思えます。

確かにそうなんですけれども、先ほどから町長が申しましたとおり定住の人口をふやすとか、それから固定資産税の収入をふやすとか、そういうふうな施策をとっていくというような手法をとっていくということでございます。

以上です。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） 財政調整基金とありますわね。各自治体に。あれは一時的な財源不足で取り出して使うわけですが、あの金額については、当町のように人口も少ないし、また面積も少ない自治体ですけれども、最終的に必要額としてどれくらい今持っておいでるのか。

といいますのは、財政調整基金というのは、これは財政調整基金なんですけれども、災害対策基金にも該当しているわけですね、結局。災害があった場合、財政調整基金から災害の方に使うということになるわけですね。これは財政調整基金条例でこんなふうになっていますね。

そういうことで、当町といたしましてはこの財政調整基金、どれくらいが適当な金額だというふうにご考えておりますか。

議長（作間七郎君） 若狭 武議員に伝えます。再々質問は終わっております。これは4回目ということになりますので、先ほど清水議員さんにも議長の配慮で許可するなら許可しろということでしたが、若狭議員も今回最後ということと言われております

ので、再々は終わっておりますけれども、その辺を考えて若狭議員は質問してください。皆さんにルールを守っていただいておりますので。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長  
参事兼総務課長（苗山雅幸君） 財政調整基金でございますけれども、あればあるほどいいということでございます。

財政調整基金と申しますのは、自主財源、一般財源でございますので目的基金ではないということで、災害があったり投資的経費に回すなり、財源に不足が生じたときに初めて財政調整基金を取り崩すというようなことでございます。

類似団体からいえば、恐らく今の中能登町の財政調整基金につきましては倍ぐらいの金額ではなからうかなと。はっきりしたことは申し上げられませんが、そういうふうに思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 若狭 武君  
30番（若狭 武君） それでは、最後にお願いをしておきたいと思えます。

と申しますのは、ご承知のとおりこの6月25日にこの新町始まって初めて町議会議員の選挙が行われます。そこで新しく20名の方の議員が選ばれるわけですが、現在ここにおいでます41名の方の過半数の方が議席から離れることとなります。

したがって、私たちは議会から退きましても町の行政につきましてしっかりと見詰めていきたいし、また協力できる点があれば協力をしていきたいと考えておりますが、町長初め職員におかれましては、新町の発展に知恵を絞っていただいて、そして町の発展に努力していただきたい。そして10年後には、杉本町長が言われているように、この町に住んでよかったと言える町が誕生するように私たちも願っておりますし、また、そうしたことをご祈念申し上げまして、私の質問を終わります。

す。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 以上で一般質問を終結いたします。

散 会

議長（作間七郎君） 本日の日程は終了いたしました。

来る13日は午後2時より本会議をいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時40分 散会

## 平成18年6月13日(火曜日)

### 出席議員(40名)

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員(1名)

19番	伊賀昭治	議員
-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	表 辰 祐
助 役	小 山 茂 則	商工観光課長	坂 井 信 男
教 育 長	水谷内 祝 盛	上下水道課長	澤 賢 造
参事兼総務課長	苗 山 雅 幸	参事兼住民課長	林 富 士 雄
財政担当課長	澤 伸 一	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	岡 野 昇
企 画 課 長	大 村 義 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
情報担当課長	広 瀬 康 雄	保健環境課長	小 林 玉 樹
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	福 祉 課 長	金 岩 進
税 務 課 長	永 源 勝	保育担当課長	谷 敏 則
会 計 課 長	小 山 三 雄	介護担当課長	松 栄 哲 夫
参事兼監理課長	藤 井 博 昭	社会福祉協議会 事 務 局 長	大 森 一 義
地籍担当課長	長谷川 良 次	教育文化課長	後 藤 和 雄
シルバー人材センター 事 務 局 長	八 尾 登喜夫	生涯学習課長	吉 田 外喜夫
土木建設課長	澤 井 昭 範	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	服 部 顕 了	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第5号）

平成18年6月13日 午後2時開議

日程第1 総務常任委員会委員長報告

日程第2 民生常任委員会委員長報告

日程第3 産業建設常任委員会委員長報告

日程第4 教育常任委員会委員長報告

日程第5 討論、採決

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成17年度中能登町一般会計補正予算）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成17年度中能登町老人保健特別会計補正予算）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成17年度中能登町水道事業会計補正予算）

報告第9号 平成17年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第10号 平成17年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

議案第40号 中能登町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第41号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

議案第42号 中能登町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第44号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 平成18年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第47号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第48号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第49号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第50号 町道の路線認定について
- 議案第51号 指定管理者の指定について
- 議案第52号 指定管理者の指定について
- 請願第2号 誰もが安心して暮らせるよう皆保険制度の堅持と改善を求める国への意見書提出の請願書

(追加日程)

- 日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 発議第2号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 発議第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について

午後2時40分 開議

開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は40名です。議員定数の半数に達しております。ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

各常任委員会委員長報告

議長（作間七郎君） 日程第1から日程第4 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました報告第1号から第10号までの報告10件、議案第40号から第52号まで議案13件、請願第2号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 若狭 武君

〔総務常任委員長（若狭 武君）登壇〕

総務常任委員長（若狭 武君） それでは、総務常任委員会での審査の結果をご報告いたします。

本定例会から当委員会に付託を受けました報告2件、議案7件につきまして、6月7日午後1時30分より鳥屋庁舎横の社会福祉センターの会議室におきまして委員会を開催し、全委員の出席のもと、作間議長の同席をいただきまして慎重に審査をいたしました。

その経過並びに結果につきましてご報告をいたします。

まず、報告第1号 町税条例の一部を改正する条例については、地方税等の一部改正に伴い、所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、地震保険料の控除の創設、均等割、所得割の非課税限度額の引き下げ、地方たばこ税の税率の引き上げなど、主な改正内容について説明を受けました。

まず、報告第3号の平成17年度一般会計補

正予算の専決処分並びに議案第46号の平成18年度一般会計補正予算については、予算項目ごとに説明を求め審査をし、その他条例改正議案6件とあわせて質疑を行いました。

議案などの審議の過程で主な委員からの発言や執行部の回答内容についてご報告をいたします。

まず第1点目として、指定管理者制度の導入については、今後、町が導入予定をしている指定管理者制度で公の施設の民間管理移行による管理責任はだれが責任を負うのかという質問につきまして、すべて指定を受けた管理者の責任になるとの回答でありました。

次に2点目といたしまして、議案第44号による議会議員の報酬についてですが、議員報酬などの改正についてはどのように検討されたかという質問につきまして、議員定数の改正に伴い報酬審議会が開催をされ、近隣の町並びに議員定数なども勘案されて審議会から報酬額の答申が出されたので、その答申内容を尊重して改正をしたとの回答でした。

それでは、審査の結果につきましては簡潔にご報告をいたします。

審査の結果、

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）は、賛成多数で原案どおり承認をいたしました。

次の報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町一般会計補正予算）は、全会一致で原案どおり承認をいたしました。

議案第40号 中能登町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第41号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

議案第42号 中能登町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例について



議案第43号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

以上、議案4件については、全会一致で原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第44号 中能登町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で原案のとおり可決をいたしました。

続きまして、

議案第45号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

以上の議案2件につきましては、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

今回報告をしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりでございます。

以上で総務常任委員会からの審査の結果の報告を終わりたいと思います。

議長（作間七郎君） 次に、民生常任委員会委員長 杉本平治君

〔民生常任委員長（杉本平治君）登壇〕

民生常任委員長（杉本平治君） それでは、民生常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

6月6日の午前9時30分より鹿西庁舎の会議室において委員9人出席のもと民生常任委員会を開催し、当委員会に付託を受けました報告5件、議案4件、請願1件について、町長並びに執行部も同席し、慎重に審査をいたしました。

その経過並びに結果につきましてご報告いたします。

まず、議案第51号並びに52号の指定管理者の指定については、さきの5月25日に開催しました委員会で執行部より事前に説明を受けましたが、契約行為や使用料等、一部疑義が

あったことから、執行部で再度調査を検討していただき、今回の委員会で報告をしていただきました。

まず、指定管理者制度を導入し、運営されているグループホームしあわせの里での使用料徴収も含めた現行の管理委託契約行為については、違法性はなく、問題はないとのことでしたが、今後は、他に導入予定している2施設と同様の条件のもと、9月1日から施設使用料徴収を行わない方針で指定管理者と契約内容の変更をする予定とのことでありませう。

また、今回、制度の導入を予定している在宅複合施設ほのぼのとデイサービスセンターいこいの現在の管理委託契約行為についても、委託契約の期間の継続については問題はないとのことでしたが、その2施設については、町と受託者との両方で合意の上、現行の契約を解約し、9月1日から新たな指定管理者の指定による協定書を締結し、引き続き運営を図りたいとの内容でした。

続いて、請願第2号については、患者の医療費負担軽減を目指すものですが、現行の医療費負担制度との問題点や請願書の文面のあらかし方等について委員からいろいろな意見がありました。

その他議案2件並びに専決処分の承認を求める報告5件についても質疑を行い、執行部から説明や回答を求め、順次慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の結果につきまして簡潔に報告をいたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

続きまして、

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町一般会計補正予算）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町老人保健特別会計補正予算）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算）及び

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

以上の報告4件については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、

議案第46号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第47号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算及び

議案第51号並びに議案第52号 指定管理者の指定について

以上の議案4件についても、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、請願第2号 誰もが安心して暮らせるよう皆保険制度の堅持と改善を求める国への意見書提出の請願書については、全会一致で不採択と決定いたしました。

なお、報告しました結果については、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上をもちまして、簡単ではございますが民生常任委員会の報告を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、産業建設常任委員会委員長 宮本空伸君

〔産業建設常任委員長（宮本空伸君）登壇〕

産業建設常任委員長（宮本空伸君） 産業建設常任委員会から審査の結果を報告いたします。

本定例会から産業建設常任委員会に付託を受けました報告5件、議案4件については、去る6月7日の午前9時30分より鹿島庁舎2階の大ホールにおきまして委員10名の出席並

びに議長の同席により委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審議の過程で発言がありました委員からの意見や要望事項の主な内容についてご報告いたします。

1点目としては、補正予算の適正な予算措置についてであります。3月定例会までに確定した事業や予算については各定例会において適切に処理されるべきですが、専決処分時においてまとめて処理されているものが見受けられましたので、今後の改善をお願いするものであります。

執行部からは、旧3町でそれぞれ補正予算の取り扱いが違っていたため予算事務処理の徹底が図られず処理がおくれたもので、平成18年度からは適宜な予算措置を講じ、議会へ報告するとの回答でありました。

2点目は、二宮の町道C-1号線の道路改良工事であります。執行部からの説明によると、本工事は3期計画で施行され、2期工事までは一部繰越工事を省き完了済みで、3期工事は平成18年度中に越路小学校南側を改良し暫定的に県道に取りつける予定とのことでした。

委員からは、長年の地域住民の願いであった本道路の早期完成を切望するものですが、県道との取りつけについては、大型車の出入りが多く、児童や住民の交通安全上、現在計画されている小学校南側での県道取りつけは大変危険であり、当初から地域でお願いしていた小学校の裏山を通り学校北側の町道能登二宮線との合流する交差点への取りつけが最も望ましいとの意見でありました。

執行部では、今後、地域とも相談しながら県道との取りつけ工事については事業の検討を行いたいとの回答でした。

それでは、審査の結果について簡潔にご報告いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中能登町一般会計補正

予算)

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算)

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度中能登町水道事業会計補正予算)

報告第9号 平成17年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び

報告第10号 平成17年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

以上、報告5件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

続きまして、

議案第46号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第48号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第49号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算及び

議案第50号 町道の路線認定について

以上、議案4件につきましても全会一致で可決いたしました。

なお、報告いたしました結果については、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で産業建設常任委員会からの報告を終わります。

議長(作間七郎君) 次に、教育常任委員会委員長 若狭明彦君

〔教育常任委員長(若狭明彦君)登壇〕

教育常任委員長(若狭明彦君) 教育常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

6月6日の午後1時30分から鹿西庁舎の会議室におきまして議長並びに町長、町執行部の同席のもと委員10名全員の出席により教育常任委員会を開催し、本定例会から付託を受けました報告2件並びに議案1件について執行部からの説明を求め、順次質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の過程で委員からの発言がありました主な内容について報告いたします。

初めに、適正なる予算措置についてであります。平成17年度予算の専決処分の内容で、さきの補正予算で処理した事業費などに訂正が生じて改めて専決処分対応した予算や必要が生じて緊急に増額補正した予算が最終的に大幅な減額補正となった事業、さらには専決処分において大幅な増額、減額された項目も見受けられるので、今後は適時な補正での予算措置と適正な予算額の計上並びに運用を図られたい。

次に、体育施設での照明、雨漏りの修繕であります。鳥屋体育館は大変老朽化し、以前から雨漏りが原因で体育館のフロアの一部には水がたまる状態で、室内での水銀照明灯も幾つか切れるなど、利用者には大変不便を来しているのが現状ですので、早急な修繕をお願いするとともに、こうした各施設の維持管理については今後も適正なる処置対応を講ずるよう要望する。

以上であります。

それでは、付託されました議案の審査結果につきまして簡潔にご報告いたします。

審査の結果、

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度中能登町一般会計補正予算)及び

報告第9号 平成17年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

以上の報告2件については、全会一致にて原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第46号 平成18年度中能登町一般会計補正予算も全会一致にて原案どおり可決いたしました。

以上、報告しました審査結果については、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育常任委員会の審査報告を終わります。

議長（作間七郎君） 以上で委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 討論・採決

議長（作間七郎君） 日程第5 討論・採決

これより、上程議案報告第1号から第10号までの報告10件について討論を行います。

討論の方はございませんか。

39番 清水 昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例）の反対討論を行います。

まず、平成11年度に定率減税が導入された際、政府は、臨時的措置ではなく恒久的措置だと説明してきました。しかも、同じときに恒久的措置として実施された法人税率の引き下げについては見直すことはせず、文字どおり恒久的措置にしようとしております。

今度の地方税法の改正は、質疑の中でも明らかにしたように、1つは税源移譲に伴う所得税、住民税の移譲、2つ目には定率減税の廃止、3つ目には固定資産税の負担調整強化による増税、4つ目には地方たばこ税増税が行われ、一層の負担増となります。

したがって、以上、報告第1号 専決処分の承認を求めることについての反対理由を述べ、本条例に反対するものであります。

引き続きまして、報告第2号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

公的年金等の縮小、老年者控除の廃止によ

る国民健康保険税の負担増に対し経過措置がとられますが、ただし平成18年度、19年度の2年間のみの措置で、対象は平成17年1月1日に65歳になった人であります。なお、介護納付金、介護保険料の課税限度額については8万円から9万円に引き上げられるものであります。

以上の理由を述べ、本条例に反対するものであります。

議長（作間七郎君） そのほかありませんか。 なければ、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）の採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり承認であります。本件は委員長の報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数であります。報告第1号は原案のとおり承認をされました。

議長（作間七郎君） 次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり承認であります。本件は委員長の報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数であります。報告第2号は原案のとおり承認をされました。

議長（作間七郎君） 次に、報告第3号から報告第10号まで、報告8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。本件は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号から報告第10号まで、報告8件は原案のとおり承認をされました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第40号から議案第52号まで、議案13件について討論を行います。

討論の方はございませんか。

39番 清水 昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） 議案第44号 中能登町議会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

平成16年度決算比で、早くも現在、町民1世帯当たりの町債が平成17年度現在で4万6,200円の増となっております。

合併前に石川県が発行した合併のメリットには、行財政の運営の効率化を挙げております。今後、本庁舎、そして統合小中学校の建設など大型事業を推進する中で、さらに大幅に起債がふえることが予想されます。

私たちが実施しましたアンケート調査の返信の中で、5万円から8万円の年金ではやっとの生活です。もし病気にでもなったらどうすればよいのか不安の毎日です。こういった切実な声が寄せられております。

こうした状況の中で、議員定数を減らし、早くも議員報酬を引き上げすることは、町民感情を無視するも甚だしいものであると考え

ます。

以上の理由から、議員報酬引き上げには強く反対するものであります。

各議員のご賛同をお願い申し上げ、反対討論を終わるものであります。

議長（作間七郎君） そのほかありませんか。 なければ、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第40号から議案第43号まで、議案4件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第43号まで、議案4件は原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第44号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数であります。議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第45号から議案第52号まで、議案8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第52号まで、議案8件は原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、請願第2号 誰もが安心して暮らせるよう皆保険制度の堅持と改善を求める国への意見書提出の請願書について討論を行います。

請願に対する反対討論の発言を許します。

ないようでしたら、賛成討論の発言を許します。

39番 清水 昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） 請願第2号 誰もが安心して暮らせるよう皆保険制度の堅持と改善を求める国への意見書提出の請願書についての賛成討論を行います。

政府、厚生労働省は今国会に医療制度改革関連法案を提出し、高齢者をねらい撃ちにした大幅な負担増を行おうといたしております。

最近の世相を見ると、親殺し、子殺しなど信じられない事件が頻発しております。心の荒廃、すさんだ社会に対して政治がきちっと対応しなければならぬと痛感させられるものであります。

なお、議案第44号の私の反対討論の中で、アンケートの返信の中の5万や8万円の年金ではやっとの生活だ、もし病気になったらどうすればよいのか不安の毎日です。これが現実の社会の実態ではないでしょうか。

こうしたことを少しでも改善するために、国において、高齢者の生存権を脅かすとも言える今回提出の誰もが安心して暮らせるよう

皆保険制度の堅持と改善を求める国への意見書案は、全く時宜を得たものと確信いたします。したがって、本請願については賛成するものであります。

以上、賛成討論を終わります。

議長（作間七郎君） そのほかありませんか。なければ、以上で討論を終結いたします。

次に、請願第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号に対する委員長の報告は、不採択であります。請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立少数であります。請願第2号は不採択とすることに決定をされました。

議長（作間七郎君） ここで、追加資料等を配付するため10分間休憩をいたします。

午後3時23分 休憩

午後3時34分 再開

議長（作間七郎君） では、再開をいたします。

追加日程

議長（作間七郎君） お諮りします。

ただいま町長より、同意議案第2号 教育委員会委員の任命についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第6 同意議案第2号 教育委員会委員の任命について議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 本日追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

同意第2号は、教育委員会委員の任命についてであります。

今回、教育委員会委員として議案の方が最適者であると信じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重なる審議の上、適切なるご同意を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（作間七郎君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

議案は人事案件であり、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決を行います。

お諮りいたします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ご異議なしと認めます。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

#### 追加日程

議長（作間七郎君） お諮りいたします。

ただいま提出者 亀野富二夫君ほか賛成者6名から、発議第2号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について並びに発議第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

これをそれぞれ日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ご異議なしと認めま

す。よって、追加日程第7 発議第2号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について並びに追加日程第8 発議第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番 亀野富二夫君

〔9番（亀野富二夫君）登壇〕

9番（亀野富二夫君） ただいま上程されました発議第2号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則並びに発議第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、さきの3月議会で議決されました中能登町議会議員の定数を定める条例の制定に伴い、所要の改正を行うものであり、地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたしますのでよろしくお願いたします。

以上、申し上げます。提案理由にかえさせていただきます。

議長（作間七郎君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これについては、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決を行います。

お諮りします。

発議第2号、発議第3号については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号、発議第3号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 閉議・閉会

議長（作間七郎君） 以上で本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで私から一言ごあいさつをさせていただきます。

一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会が在任期間最後の議会となり、本日で実質最後となりました。

議員各位には、新生中能登町の町勢発展と町民福祉の向上にご尽力いただき、大変ご苦勞さまでございました。

思えば、不肖、私も平成17年3月に皆様方のご推挙をいただき、1年4カ月の期間であります。議長職という重責をつつがなく務めさせていただきました。これもひとえに皆様方のご指導とご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

いよいよ新中能登町議会議員の選挙が施行されます。今限りで退職を決断される議員各位におかれましては、誕生間もない中能登町が根を張り、枝をはぐくむ大樹のように、真に豊かで住みよいまちづくりが進められますようこれからもご指導とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

また、次期議員職を目指されます議員各位におかれましては、お互いにお会いできますことを心からお祈りを申し上げますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念するものであります。

執行部におかれましては、さらなる町勢の発展を目指しご活躍をされんことを心から期待を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

杉本町長よりお礼のあいさつがあります。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 一言ごあいさつをさせていただきます。

このたびの6月定例会におきまして提案をいたしました数々の報告、議案等につきまして、それぞれ承認、議決をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、昨年の3月1日からの在任特例期間が今月末をもって満了になりますが、この間、新生中能登町がスタートをいたしました。

合併前、約2年半にわたる協議の中で、議員の皆様方の大局的見地により寛容と忍耐が新たな調和を生み、昨年の3月1日を迎えたのであります。以後16カ月間、新町のまちづくりのために議員の皆様方には多大なご尽力をいただきました。また、執行部に対しても適切にご指導、ご支援を賜りましたことに対して衷心より感謝を申し上げます。

合併時を振り返りますと、この合併は手段であり、目的ではなく、町民の皆様がこれからもこの地で生き生きとした生活を送れる町、本当に住んでよかったと思える町となることが新町に課せられた使命であります。

私は、町政をあずかる者として、まちづくりの計画の基本理念であります「ふるさとふれあい 心を育む 中能登町」の具現化に向けたにぎわいと活力あるまちづくり、健康で生き生きと暮らせるまちづくり、地域の風土を生かしたまちづくり、強いきずなをはぐくむまちづくりを将来像として、町民の融和と一体感の醸成が図れる施策の展開を進めてまいりたいと思っております。

在任特例期間満了の改選期となりましたが、この期をもってご勇退をされます議員もおいでます。本当にご苦勞さまでした。そして、ありがとうございました。今後は、今までに培われた知識と経験を生かされ、今後さらに町勢発展と住民福祉の向上のためにご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、私にとりましてはこれからは正念場であります。懸案事項が山積をしております。このときこそ、実績に精通をされた豊富な識見をお持ちの現議員の皆様にご相談を申し上げ、適切なるご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。



最後に、議員の皆様方の今後ますますのご  
繁栄とご多幸をお祈りし、お礼の言葉としたい  
と思います。

本当にありがとうございました。ご苦労さ  
までした。(拍手)

議長(作間七郎君) これをもって、平成  
18年第3回中能登町議会定例会を閉会いたし  
ます。

皆さん、ご苦労さまでございました。

午後3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 作 間 七 郎

署名議員 水 野 外 二

署名議員 山 森 功